

むつ市議会第198回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成20年12月8日(月曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第86号 むつ市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第87号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第89号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 第5 議案第90号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第91号 工事請負契約について
(本庁舎移転改修工事：建築工事)
- 第7 議案第92号 工事請負契約について
(本庁舎移転改修工事：電気設備工事)
- 第8 議案第93号 工事請負契約について
(本庁舎移転改修工事：空気調和設備工事)
- 第9 議案第94号 工事請負契約について
(本庁舎移転改修工事：給排水衛生設備工事)
- 第10 議案第95号 指定管理者の指定について
(むつ市海と森ふれあい体験館)
- 第11 議案第96号 指定管理者の指定について
(むつ市兎沢スキー場外1施設)
- 第12 議案第97号 指定管理者の指定について
(むつ市ウェルネスパーク)
- 第13 議案第98号 指定管理者の指定について
(むつ職業能力開発校)
- 第14 議案第99号 指定管理者の指定について
(むつ市脇野沢高齢者福祉施設いこいの里)
- 第15 議案第100号 指定管理者の指定について
(むつ市中心身障害者ふれあいの家)
- 第16 議案第101号 指定管理者の指定について
(むつ市野菜集荷貯蔵施設)
- 第17 議案第102号 指定管理者の指定について
(脇野沢瀬野牧場外9施設)
- 第18 議案第103号 指定管理者の指定について

- (むつ市大畑木材工芸センター)
- 第19 議案第104号 指定管理者の指定について
(むつ市水川目地区堆肥センター)
- 第20 議案第105号 指定管理者の指定について
(むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設)
- 第21 議案第106号 指定管理者の指定について
(むつ市大畑町水産物鮮度保持施設)
- 第22 議案第107号 指定管理者の指定について
(むつ来さまい館外2施設)
- 第23 議案第108号 指定管理者の指定について
(むつ市奥薬研修景公園)
- 第24 議案第109号 市道路線の認定について
- 第25 議案第110号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第26 議案第111号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第27 議案第112号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第28 議案第113号 平成20年度むつ市一般会計補正予算
- 第29 議案第114号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第30 議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第31 議案第116号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第32 議案第117号 平成19年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第33 議案第118号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第34 議案第119号 平成19年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第35 議案第120号 平成19年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第36 議案第121号 平成19年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第37 議案第122号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第38 議案第123号 平成19年度むつ市用地造成事業会計決算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	白井	二郎	10番	岡崎	健吾
11番	千賀	武由	12番	山本	留義
13番	馬場	重利	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	牧野	正藏	公営企業 管理者	遠藤	雪夫
監査委員	馬場	重利	総務部長	新谷	加水
総務部 秘書監	齋藤	秀人	総務部 防災監	岩崎	金蔵
総務部 総務	石田	三男	総務部 総務部長	工藤	正明
企画部長	阿部	昇	企画部 総務	近原	芳栄
民生部長	佐藤	吉男	保健福祉 部長	吉田	市夫
経済部長	櫛引	恒久	建設部長	太田	信輝
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重	監査委員 局長	齋藤	純
教育部長	佐藤	節雄	教委事務 員 育会局 事務	高田	文明

公企業局 営長
 教委事副生涯 員務理學 育会局事習長
 総行課 務政経 部管長
 企財画課 部長
 総総務課 部長
 総総行主 務務政主 部課係査

佐藤純一
 杉浦収二
 花山俊春
 石野了
 松尾秀一
 澁田剛

企財調 画整 部政監
 教委事副市久課 員務理 一 育会局事民少長
 総防課 務災調 部整長
 農委事次 員務 業会局長
 総総行 務政係 部課長

下山益雄
 成田晴光
 工藤初男
 蛭名俊文
 吉田真

事務局職員出席者

事務局 長
 総括主幹
 議事 係査

河野健二
 山崎幸悦
 石田隆司

次長
 総括主幹
 議事 係事

工藤昌志
 柳田諭
 井戸向秀明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

けさほど市長から、今定例会に提出されております平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算書等の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

発言の訂正

○議長（村中徹也） この際、市長から初日の提案理由の一部について発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 去る11月28日のむつ市議会第198回定例会における提案理由の説明において、議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算についての中で、実質収支について21億184万2,960円の不足額を生じた決算と述べましたが、この額は歳入歳出差引額でありまして、この歳入歳出差引額に繰越明許費繰越額136万1,000円を加えた21億320万3,960円の不足額が実質収支と

なりますので、訂正しておわび申し上げます。

○議長（村中徹也） これで発言の訂正を終わります。

日程第1～日程第38 議案質疑、委員会付託、一部採決

議案第86号

○議長（村中徹也） 次は、日程第1 議案第86号 むつ市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、26番富岡幸夫議員。

○26番（富岡幸夫） 今定例会、最も重要な議案と思っておりますし、我がむつ市にとっても最も重要な議案であります。市役所の位置の変更ということでありまして、この提案を今定例会に市長が差し出してきた、非常に胸の内は苦しい思いで今定例会に臨んだのではないかなと、こういうふう

に推察をいたしております。といいますのは、地方自治法第222条とか行政実例等で、過去の定例会においていろいろ話してきた件がございました。がしかし、この最も重要な案件を議会の3分の2の議決を得る、要するに市民の7割近い方々に承認を得なければならないという議案であります。これは、やはりこれだけの重要なものは、当然最初に工事費なるもの前に変更はわかっているわけですので、上げてほしかったなというのは私の偽らざる思いであります。

このことを申し述べても、過去に十分話をしてきましたので、今どうこうということには相なりません。しかしながら、市長のどうしてもここに持ってこなければならなかった理由みたいなものは、やはりある意味では今日に至っている財政赤

字の解消、または旧アークスプラザという中古物件といいたいでしょうか、古い物件を改修して、その位置の変更を求めていくということでもありますので、いろんな意見や調整が必要だろうというようなことは十分わかるのであります。がしかし、そのもととなるのは、中身については検討はされてきましたが、本当に最も大事なものは、やはり財政赤字の解消で、いわばそのもととなる財政基盤を整備していくためには、電源立地地域対策交付金なるものが見通しが立たなければこれはどうにもならないというような思いであつたろうと思えます。そのめどが立ったということで今日になったのかなと私は勝手に解釈しておりますが、その思いを市長にぜひお聞きしたいと、こういうふうに思っています。

このことは、今定例会で議決がなされれば、市長はもちろん工事の仮契約もしておりますし、これからの議決になりますけれども、来年の9月にも引っ越しを完了したいと。私も市長がなぜ9月というような形で急がれるのかなというようなことを思いますが、来年の9月は5連休があるのだそうですね。その辺で引っ越しをしたいという思いなのではないでしょうか、または来年その時期、市制50周年のイベント等がさまざま行われる、またその後には東北市長会なるものがここで開催されるという運びには、市長としては新しい庁舎を迎えて、自慢に満ちた歓迎をしてみたいという思いもあるのかもしれないけれども、私にとってはそのことよりも、むつ市民の3分の2以上の賛成を得なければならない、そして将来にわたってむつ市の皆様が返していかなければならない。返していかなければならないということは、市民の負担になってはならないということでもあります。そういうふうな思いからして、なぜこんなに急がれるのかというような思いであります。そのもととなるところをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 富岡幸夫議員のお尋ねにお答えをさせていただきます。

まず、手続論のお話がありました。これまで議会の中での説明をし、そして議会手続を経て、この形に至ったわけですので、その内容につきましてはもう富岡幸夫議員、既にご承知だというふうなことで割愛をさせていただきます。

まず手続論を経て、そして財政赤字、この部分、やはり私就任してから市民説明会をかなりの回数開催いたしました。その中で財政赤字というふうな部分、非常に市民の皆様方が懸念をしておられる、心配をされている、この中でもあえて庁舎を移さなければいけないのかというふうなご疑問がかなり多くございました。その中で私は、就任早々一つの手法とすれば、ただちに進めるというふうな手法もあつたかと思えます。しかしながら、私はより多くの方々のご意見を聞くという姿勢で臨み、市民説明会、市長への手紙、そしておでかけ市長室等々でさまざまなご意見をお聞きいたしました。その経過の中で、やはり財政赤字、巨額な財政赤字、これを心配する向きが非常に多うございました。しかしながら、それは本定例会でもお示しをさせていただきましたように、平成23年度をもって何としてもこの巨額の赤字を解消するというふうなめどもつきます。そしてまた、平成20年度の財政赤字の見通し、これも赤字解消計画よりもかなり改善される見込みであるということ、こういうふうなことを総合的に考えまして、今定例会に特別多数議決で住所の移転の条例改正をお願いしたわけでございます。

それから、将来にわたってというふうなことでございます。その部分でもるこれまでの議会の中でご説明をさせていただきました。実質返済額、これは5億円を切ると。これから20年間の中で、1年目、2年目、3年目、3年間は約800万円を

切る金額の支払い、そしてまたその後の17年間は約2,600万円程度で単年度ごとに支払うことによって庁舎が完成をするというふうな財政見通し、その財源の見通し、そういうふうなものがすべて赤字解消計画の中に取り入れての提案でございますので、この部分においては市の財政に対する負担というものはしっかりと赤字解消計画の中に組み入れて遂行されるというふうなところをご理解をいただきたい、このように思います。

それから、9月というふうなお話、今私からはあえて申し上げませんが、さまざまな行事の中で9月になるのだろうというふうなお話ございました。決してそのために私は庁舎を移転するということではございません。現庁舎の状況の中で、例えばまちづくり、そういうふうなものの中で果たしてこのような庁舎、耐震性の問題、駐車場の問題、そして防災、高齢者に優しい庁舎というふうな部分、さまざまな懸念があるわけでございます。それを私は解消するべく新庁舎に移って行政を展開していきたい。

まさしく来年は50周年になります。この議決をいただきますならば、本当に50周年の一つの節目としての大きな事業であるし、これは市民の皆様方にとってもネクスト50に当たっての第一歩であると。市民の皆様のために優しい庁舎づくり、これを私は懸命に取り組んでいきたいと、このように思うところであります。その意味からして、ぜひ富岡幸夫議員におかれまして、この3分の2特別多数議決というものにご賛同をいただければありがたいと、このように思うところであります。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（富岡幸夫） 今お聞きしたところ、財政の面で心配がないというふうなお話でございます。私は、将来のことにわたって心配せざるを得ないというふうに思っているのは、今回提案理由の中でもあります市民に優しくというのはもちろんで

すけれども、「この庁舎を拠点として私の市政運営の基本方針としております」とあります。これは、宮下市政の新しいまちづくりの根幹になるところだというような思いがするわけです。宮下市長は、杉山前市長の継承だと言われて、この案件も引き続きよしとするものというふうなことで提案されてきた。

私は、合併当初からの話にさかのぼれば、あなたも議会の代表で、合併協議会に参画して意見を述べる立場におった。杉山前市長は、そのときむつ市を取りまとめる大黒柱でいた。それでもなおかつこの話はなかった。そして、今新しいまちづくりをするのだという意味合いで、あなたが将来の下北づくりに私は責任を持つと、財政のことは心配がないというようなことを言われるわけです。しかしながら、私は財政のことはどこまでいっても交付金頼みだと思うのです。三位一体改革以来、我々の自主財源の乏しい地方の中で、交付金がなければどうしても立ち行かないというふうなことがあります。将来にわたっては、我々地方は自立をしていかなければならないということは、もう目前に迫っているわけです。そうすると、財政が交付金頼みで、財源があるからといって、すべてのことにこういう投資をしていくというふうなことは非常に危険だと私は思わざるを得ないのです。

そういうことからして、宮下市長のこの庁舎を拠点としてということについて、大きな観点でまちづくりというふうなことからすると、どうしても物を言わざるを得ない。といいますのは、私は対案として3月の定例会でしたか、今日むつ市になっておおよそ50年間、この場所で新しい拠点づくりをしてきたのです。それをあなたが改めて変えようとしているわけです。大きな意味で変わるのかもしれない。しかしながら、私は将来にわたってこの場所でも、または今やらなければならな

いとしている旧アークスプラザの改修でも非常に投資としては無理があるといえますか、私は無駄が多いと言わざるを得ない。

前回の補正予算のときには、中身について一つの空間で見渡せるようなものといっても、今や約30億円のお金をかけて、多分将来にわたってあの建物は改修、改修ということになるでしょう。私は、そういうふうにはしか思えません。

さらに、あなたが言うその拠点づくりの場として、あの場を、あその場をあなたが責任を持ってやっていく以上に、長いスパンで拠点として整備をしていかなければならない。その投資額は幾らかなど。そういうふうなことになる、これは莫大なお金がかかるというようなことになりません。

9月定例会でしたか、鎌田議員の防災についての質問でオフサイトセンターの話がありました。あなたは、そこできちっとその辺の含みを話しております。その後にある団体からむつ警察署の話も出てまいりました。むつ警察署がそこに移るといふようなことは言っておりませんが、暗にそういうふうなことは見てとれるわけです。そうすると、それらの公共施設の中であの場所がどういう重要度を示すかというのは、あなたの政治生命をかけてやるというようなことと、我々3分の2で可決する市民を背負って、将来の心配をしながら、そして時代はスローライフといいますが、いわば核を広げていくというような時代ではなく、今やコンパクトな時代を目指す、経費のからない、お年寄りが多くなって、そして将来には小さなまちづくりをしていかなければならないというときに、今日50年間かけてここまでやってきたのに、あなたはまた改めてその拠点をつくっていくというふうなことであります。

先般マスコミ報道されました下北・むつ市経済産業会議なるもので、これも将来のむつ市の、下

北のビジョンなるものをきちっと言われております。そこでは、雇用の対策は大事だ、そして基本はアプローチ、新しい施策をとるには「正攻法は確実に押さえ、思い切った異論“魔球”的方法論が必要である」、こういうふうなことがあって、あなたがやろうとすることはそのことかもしれませんが。しかしながら、やはり多くの方々の意見を聞いていかなければならない。そして、ここには高齢化を考えたターゲットとして、中高年にそのターゲットを当てるといふふうなことでありまして……

- 議長(村中徹也) 質疑は簡潔に行ってください。
- 26番(富岡幸夫) はい。その辺のことをぜひ考えて、このまちづくりの観点からあの場所へというようなことで考えておられるようであります。しかしながら、やはり私にはその財政的なことが心配でならないのであります。ぜひとも市長にはその辺のところをもう少しみ砕いてお話をいただければありがたい、こういうふうに思います。

この庁舎移転にかかわって、今財政が……

- 議長(村中徹也) 申し上げます。質疑をする気ですか。簡潔にお願いいたします。
- 26番(富岡幸夫) これからかかろうとする事業で、まだまだ数多くの事業があるわけです。庁舎移転のほかに第三田名部小学校の整備、川内小学校の建設、それから大湊中学校、大平中学校、第一田名部小学校、第二田名部小学校、緑町団地、こういうふうなものが盛りだくさんなわけです。そういうふうなものをすべてやっていくというように、私はどうしても優先順位がどういふふうになっているのかと、今こういう……
- 議長(村中徹也) 申し上げます。質疑をしてください。議長の指示に従わない場合は、発言の禁止をいたします。あらかじめ予告をします。質疑をしてください。
- 26番(富岡幸夫) わかりました。

ということで、ぜひともこの財政難のその根拠となるものをもっときちっと今の財政の状況でなく、それらの長期的なものについてお話をさせていただければと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、杉山前市長の継承というふうなことのお話がありました。私は、杉山前市長の政策を継承し、そして新たな挑戦をしていきたいというふうなことで今年の市長選挙で皆様方のご支持、ご支援をいただき、当選をさせていただき、この職についたわけでございます。しかしながら、これは今杉山前市長のというふうなお話がありましたけれども、私は決して杉山前市長一人で判断をし、この事業が進められてきたというふうな認識はしておりません。ひとり絶大なる権力者の中で議会も経ずに進められてきたのかというと、否でございます。やはりそれは民主主義、議会制民主主義のルールに従ってしっかりと手順を踏まえてこの形になってきたわけでございますので、私はその部分においてしっかりと議会の中で、そしてまた杉山前市長がプランを練り、そして庁内手続を経て議会に諮り、そして議会のご賛同をいただいて進んできている事業であると、私はこのように認識をしております。その意味からして、私は杉山市政の継承をし、そして新たに挑戦をしていきたいというふうなことでございます。

その新たな挑戦の中に、先ほど富岡幸夫議員お話の中にありました、この庁舎をあの地点に移し、提案をさせていただいております中央1の8の1に拠点を移しまして、駐車場も広く来庁する市民の皆様方も使い勝手のいい、そして多くの方々のこのような現庁舎の中では非常に耐震性の問題が懸念されるわけでございます。そういうふうな命を守っていくという部分、そういうこともさまざま考慮して現在に至っているところでございます

ので、ご理解をいただければなと、このように思います。

また、交付金頼みというふうな財政運営、いかがであるかということ、私もそれは全く富岡幸夫議員と論を一にするところであります。この交付金頼み、これを何としても抜け出さなければいけない。しかしながら、この巨額の赤字解消のためには、やはり現時点、また3年後、4年後、5年後、このくらいのスパンの中では、やはりそれを頼っていかなければいけない財政状況であります。それは、自主財源がございません。私もこの立場になって、自分で、自らこの財源を確保するというふうなこと、この厳しさを本当に感じております。その意味からして、自主財源を確保するために、私は先般報道にもまたありましたように、中間貯蔵施設に対するむつ市としての法定外課税というふうなものも今検討を進めているところであります。しかし、それもまた一方では入ってくるものに対してはそれも頼みではないかというふうなことでございます。しかしながら、今こういうふうな形で交付税がかなり減ってきている中で、自ら努力をして課税をし、そして財源を確保していくというのがやはり行政のトップとしてのあるべき姿ではないのかというふうなことをこの就任1年を過ぎまして間もなく1年半近く、感じているところであります。ご理解をいただきたい。その自主的財源を確保するために、各議員からの、議会からのさまざまなご提言を私は期待をし、お願いをしたいと、このように思っております。

長期的計画の中でまちづくりをどうするのかと。50年間ここに拠点があつた。しかしながら、あえて50年がたったこの拠点を移す必要があるのかというふうなご認識でございますけれども、私は地理条件とすれば、中央1の8の1のほうが合併を見据えた中で、西通り地区、今宇曾利工区の

ほうも1億円でしたでしょうか、さまざまな部分で調査費がつき、工事が本当に間もなく始まり、そうすると通りもよくなります。そしてまた、北通り方面に対してのアクセスも非常によろございます。また、南通り方面に対しても交通の結節点にあるというふうな認識の中で、非常にロケーションとしては私はいいものであると。

そしてまた、さまざまな施設のお話もされました。これは、計画的に私は進めていきます。財政状況をかんがみながら、計画的に進めていくというふうなところで、個々の事業につきましては、差し控えさせていただきたいと。しかしながら、新たな中央1の8の1、ここでさまざまな拠点要素を持つ施設としてしっかりとつくり上げていきたいと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（富岡幸夫） わかりました。胸を張って新しいまちづくりをしていくというふうなことで確認をさせていただきました。

1つ、そのサポートすることでの確認で、このたび副市長が春から就任されておりますが、先ほども言いました新しい下北・むつ市経済産業会議、この会議は副市長肝いりで行われたとも聞いておりますけれども、副市長は財政にも明るく、このむつ市の赤字解消に心配なことを思いながら、この庁舎のことも市長からは聞いてきたと思っております。そこで、余分なことかもわかりませんが、内部的なことで、従来の部長級の方々のこの庁舎についてのサポートといいますが、その検討はされてきたと思っておりますが、副市長が違った意味でもってこのむつ市に來られて、宮下市長にお手伝いをというふうなところで、本計画の財政面のこととか企画面で進言された点などございますれば、ちょっとご紹介を願いたいなと、こういうふうにあります。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 下北・むつ市経済産業会議の内容についてのお尋ねかと思えます。議案第86号に直接関係のないご質疑だと、このように私は認識をいたしたわけでございますけれども、議長のお許しをいただきましたならば、答弁をさせていただきますと思います。

先ほど2回目のご質疑の中で、たしか20ページにわたる提案、そして各委員からのご意見、その中で魔球的なという表現を富岡幸夫議員お話ししました。この魔球的なということは、私が市民に対して、また議会に対して魔球的なやり方をするというふうなことではございません。対外的にさまざまな部分で直球ではなかなかストレートにいてもできない雇用関係、企業関係、そういうふうなものがございます。それは、ありとあらゆる場面を通して、私一人トップセールスというふうな表現もございますけれども、トップセールスは、この卑小な宮下一人ではなかなかできません。それは、さまざまな場面で議員各位のご協力をいただきながら、また市民の皆様方から情報を吸い上げ、そしてその情報に入っていくと、そういうふうな形での表現であると、このようにご理解をいただきたいと思えます。副市長肝いりというふうなことでございますけれども、私が副市長に指示をし、この下北むつ市の雇用、こういうふうなものに対してどういう取り組み方をするのか、産学官民という形で各委員にお集まりをいただいて忌憚のないご意見をいただいた成果であると、このようにご認識をしていただければなと。その部分においては、中期的、短期的展望、短期的なものにつきましては、ただちに取り上げることが出来るものは当初予算の中で対応していくと、そういう覚悟で私も取り組んでいくというふうなことでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） これで富岡幸夫議員の質疑を

終わります。

次に、2番澤藤一雄議員。

○2番(澤藤一雄) この件につきましては、杉山前市長時代から突然旧アークスプラザを購入するという話が持ち上がりまして、当時65名の議会の中でも随分議論をしまいいりました。そして、杉山前市長から宮下市長にかわられた時点で、初めての議会だったと思いますが、この事業が導入された最大の要因といえますか、思いいいますか、それが震度5程度の地震で現庁舎が崩壊するおそれがあるというような杉山前市長の答弁がずっとあったわけでございます。そして、この話が持ち上がる前のいわゆるコンパクトシティ、あるいは中心街の活性化というふうな部分で、旧田名部の中心街、例えば駅前の周辺に庁舎を新築すれば、もっとあの周辺のにぎわいが取り戻せますよという提案を私からもさせていただきました。しかし、その当時は一切震度5程度でつぶれるという話もございませんでしたし、我慢できる庁舎だというような答弁でありました。それが突然旧アークスプラザを購入するというような流れになって、そのとき俄然この震度5が強調されるようになりました。

先ほどの宮下市長の初議会のときだったと思いますが、いつから震度5程度でつぶれるというようなことに解釈されるようになったのかと私が質問しました。そのときに、市長でなくて当時の副市長がわけのわからない答弁をされました。まともな答えでなかったのです、会議録見ればわかりますけれども、その流れが今につながってきているというわけでございますけれども、一たんは否決された予算案が、また提案されて最終的に可決されて旧アークスプラザを購入したという経緯があるわけでございます。

そして、この工事費でございますが、当初は25億円余りで移転できると、そして今開放エリアが

3億2,600万円膨れてきました。先般の9月定例会で開放エリアについてはいろいろ議論がありました。この中で市長は、異論があるのであれば、今後議員各位の意見、また市民団体の意見をしっかり聞いて皆様方に諮るということでしたが、いつ諮るのか。また、指定管理料など維持費はこれから算定するということでしたが、算定はされたのか。そして、管理料とか維持管理費について、詳細にわたって検討しているわけではない、開放エリアの整備案の中でまとめられる部分はまとめていきたい、そして議会のほうにお諮りしたいと答弁されました。庁舎移転の議案が可決されてから、全体計画と予算案が示されるのか。さらには、取り付け道路や外構工事等の環境整備はこれ以上必要ないのかあるのか。さらに、起債の償還計画はどうなるのか、まずお尋ねを申し上げます。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 開放エリアの整備についてのお尋ねにお答えいたします。

9月定例会に開放エリアの原案を議会のほうにお示しをさせていただきました。その際、この整備構想に対しまして、ご異論がございました。やはりこの部分においては、私非常に重く受けとめました。そして、開放エリアの整備に対して、さらに十分検討を重ねていかなければならないというふうな必要を判断いたしましたところであります。それまでは、開放エリアはキッズプラザということで、さまざまな説明会の中で、各種説明会の中でもそのプランをお示しさせていただきました。そのキッズプラザになったゆえんは、市民からのアンケート、この部分で非常に割合の高い部分で優先順位がありました。そのことからして、開放エリア部分のキッズプラザに重きを置いた整備が必要であるということで整備案を示し、そして議会のほうにその整備案をお示したところご異論があったということで、十分にこれは検討をして

いかなければいけないというふうな思いで、当初予定をしておりました、もしこの3分の2の特別多数議決が御議決いただき、庁舎が移りましたら、本来は開放エリアも同時開業というふうなことを想定しておりましたけれども、なかなかこれはできないというふうな判断に至ったところであります。

今後開放エリアにつきましては、我々の考えている整備案を経費の部分、もっともっと圧縮できないのか、そしてさまざまな部分での検討をこれから重ねていって、十分議会のほうにお示しをさせていただき、ご意見を承る場面をつくらせていただきたいと、このように思います。

そのほかにつきましては、担当のほうからお答えをさせます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 維持管理費が幾らぐらいかかるのかということでございますけれども、これは光熱水費につきましては、以前にもお話ししておりますように4,600万円程度かかるであろうというふうに一応積算してございます。そのほか警備保障等委託料、あるいは浄化槽等の維持管理費、こういうものが5,000万円程度かかるのではないかなというふうに思っています。これは、現在もこの庁舎においてもそういう委託料はかかっているわけでございますので、これについてはほとんど変わらないであろうというふうに思っております。

それから、取りつけ道路の件でございますけれども、形態がご存じのように国道338号に面して2つの入り口ということです。旧アークスプラザがそのような格好で運営されていたという状況がございます。確かに1つの面に対してではなくて複数の面に対しての出入り口が欲しいというふうなことは当然あるわけでございますけれども、現況の中では新たな取りつけ道路を早急につくると

いうことは非常に困難な状態にあるわけでございます。旧アークスプラザでのいわゆる商業施設という中で、非常にたくさんの市民の方あるいは郡内の方々がいらっしゃって買い物していた状況を見ますと、現況の形でもそう大きな渋滞等の混乱はないだろうというふうなことで考えているところでございます。

したがって、取りつけ道路については、将来的な問題ということで考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 本庁舎移転事業に係る借入金の返済計画についてお答えいたします。

本事業に係る合併特例債の借入額は、前回のむつ市議会第197回定例会で配布しております議案第82号参考資料に基づいて試算いたしますと、平成19年度から平成21年度までの3カ年で12億5,620万円を見込んでおります。借り入れ条件として、利率は昨年度の実績で年1.53%となっております。

また、返済期間につきましては、償還年限が20年、うち据え置き期間が3年となっておりますので、平成20年度から平成42年度までの返済となります。支払い総額は、約14億8,228万円で、このうちの7割、約10億3,760万円が普通交付税で補てんされますことから、残りの3割、約4億4,468万円が市の負担となります。

一番返済額の多い年度は、平成26年度で約9,168万円となりますが、普通交付税での補てんを除いた実質的な負担は約2,750万円となっております。この返済分につきましては、赤字解消計画に見込んでおまして、赤字解消計画の期間及び平成24年度以降におきましても無理のない返済であると考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） お答えいたします。

外構工事について、今後経費がかさむのではないかという趣旨のお尋ねと承りましたが、本工事の中でフェンス、それから進入路の改善等を見込んでございます。面積的にアスファルト舗装、駐車場の部分が多いわけなのですが、13年経過して、旧アークスプラザの場合には路盤の改良方法をかなり手を加えた工法をとってございました。これは、図面で確認をしてございますが、そのような形で13年たっても沈下する等ひび割れ等が現在見られない、このような状況を考えますと、当面は全面改修の必要はないであろうというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 今答弁をいただきました。外構工事についても当面は必要ない、それから取りつけ道路についても、欲しいけれども、当面は我慢するというようなことだろうと、このように思います。そしてまた、開放エリアにつきましても今後検討していくというふうなことでございました。ということは、今後これらの整備が視野に入ってくるというふうな理解をするわけでございます。そして、先般の9月定例会でも議論になりましたこの開放エリアについてのいわゆる指定管理制度、あるいは運営経費、こうしたものが別途かかってくるというふうな私は思いを持っております。

そして、9月定例会を踏まえて、この3分の2の特別多数議決前に全体の計画、これは今申し上げた外構工事も含む、あるいは取りつけ道路も含む、そして開放エリアの整備もどの程度かけるのか、そしてそれがどういう運営になってどの程度の運営経費がかかるのかということも、私は示されるものだというふうに先般の議会の答弁の内容

を聞いておりました、思っておりました。どうして3分の2の特別多数議決前にそれらの全体計画、全体経費の見通しが示されなかったのかお尋ねします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほども話をさせていただきましたように、庁舎エリア、開放エリアという2つのエリアのゾーニング、この中で開放エリアにつきましてはキッズプラザ、子供たちの子育て環境というふうな部分でお話をさせていただきました。その案をお示しさせていただいた段階で議員各位からさまざまなご異論があったことを真摯に受けとめまして、その開放エリアについてしっかりと案を詰めるところは詰め、そしてこの案でいいというふうな思いは持っておりますけれども、今澤藤議員お話しのとおり、経費の部分はどうするのか、そういうところのしっかりした案として今後提示をさせていただきたいというふうなことでございますので、あくまでも庁舎エリア、執務スペースの中でのご判断を仰ぎたいというふうなことでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 今世界じゅうが、当然日本もむつ市も含めて大変な金融恐慌といいますが、それに基づく実体経済の落ち込みが毎日報道されております。そして、政府の方針が右往左往しています。まさに未曾有の私は事態だろうと。総理大臣の言葉をかりれば、100年に1度の経済的な災害だというような発言をしておられます。そして今、これから行われるであろう政府の経済対策、このことによって、恐らく国の財政赤字が物すごい金額になるだろうと。そして、国が約束した地方交付税、あるいはかつての過疎債、そして今使おうとしているこの合併特例債、優遇の交付税でございますけれども、この総体の交付税の中で国

がやりくりしているのではないかなと私は思うのです。そうしたときに、本当にこの合併特例債の優遇性が保たれるのか。交付税全体として、これがきちっと計画どおり来るのかというような懸念がまずあります。その背景としては、政権が変わるかもしれない、あるいは今政府のこの財政計画といいますが、そうしたものが大きく変わっていく、また税収も物すごい額、勢いで落ちてくるのだらうと思うのです。そしてまた、市が行うべきいわゆる市民対策、民生の安定という部分に私は非常に今後のむつ市の財政負担がかかってくるのだらうと思う。

今まさに市の予算編成方針でも非常に緊縮といえますか、事務事業の見直しということが指示されております。つまりは、市民生活に直結する部分が抑制される。そういう状況の中で、果たして将来的に、例えば今31億円余りの庁舎移転経費があったとすれば、将来的にまだ膨れていく可能性がある。こういう計画、全体計画がまだわからない状況の中で、果たして議会が、金額がわからない、白紙の手形を渡せるのかなと、こういう思いを持ちながら質疑を終わります。

○議長（村中徹也） これでは澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、25番齊藤孝昭議員。

○25番（齊藤孝昭） 今の澤藤議員の質疑にも一部ダブリますけれども、改めて2点質疑いたします。

1点目は、開放エリア改修工事を提案しないのはなぜかということであります。今市長の答弁でも一部ありましたが、そもそもこの庁舎移転についてのさまざまな住民意見がありました。その中の市民からのアンケート調査または希望の中に広いスペースを有効活用してほしいというふうな意見が多数あったはずですが、しかし、9月の定例会で議員から質疑を受けた途端に見直しするというふうに変えが急に変わりました。なぜそういう

ふうな考えになったのか。開放エリアの改修工事を提案しないのはそれが原因かも知れませんが、改めて市長のお考えをお聞きしたいと思います。

もう一つは、きょう採決になりますが、この議案が否決となった場合ですけれども、杉山前市長のときは、一たん否決になっても次の月、平気でまたそのまま提案してくるというふうな場面が多々ありました。市長は今回否決された場合どのような考えで進めていくのかお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 開放エリアの部分につきまして、見直しかと、私は白紙に戻ったわけではないというふうな認識をいたしております。つまり9月定例会の中で開放エリア、この部分をキッズプラザ、子育ての環境づくりというふうな部分、さまざまな懸念される点がございました。そこに3億円もかけるのかとか、その部分、3億円の内容、こういうふうなものも、今しっかりとこれから検討、そしてよく精査し、やっていかなければいけない。

ただ、今齊藤議員お話しのように、さまざまな市民アンケートの中で、当初は物販、それから道の駅的なもの、そういうふうなものもございました。それを1つずつなかなかその部分で納得がない部分もございました。そして、順位の高い、優先順位が非常に高かった子供子育て環境を整備してほしいという、そういうふうな声がアンケートの中で非常に多うございました。その部分をもとにして積算をし、案としてまとめさせていただいて、9月定例会にご異論をいただいたというふうなことで、それをまず基本的なベースとして今後しっかりと積算をし、案をしっかりと練り直し、そして議会のほうにお諮りをし、お諮りの前にご意見を伺う場面、こういうふうな場面をつくっていきたく、このように思うところでありますの

で、ご理解をいただきたいと思います。

否決されたら、否決をされないように、誠意を持ってこれまで市民説明会、そして議会の中で誠心誠意答弁もさせていただき、説明をさせていただいたつもりでございますので、本当に議員各位のご理解をいただきたいと。否決のことは、私は今全く考えておりません。それが自信なのかというふうなことはありません。淡々と議決に臨んでいきたいと。私はこれまで就任以来誠意を持って説明会を開き、そして答弁をさせていただいたと。そしてその結果を肅々と待っていきたいと、このような思いでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 市長、先ほどもちょっと一部で、文字だけ抜粋すると、お金がかかるというふうな話を2度使いましたが、お金がかかるのだったら庁舎移転だってやらないほうがいいのではないですか、違うのですか。

新庁舎基本理念2番目、「市民協働の精神のもと市民が参加・交流できる庁舎」をうたっていますね。もう一つ、プロポーザルで今の改修を決めました。当然この開放エリアの改修もプロポーザルの中に入っていて提案されているはずですが、それはどういうふうにとめているのですか。簡単にこういうふうに変更できるのだったら、お金がかかるのも含めて庁舎移転だって少しは検討すべきではないのですか。教えてください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） お金がかかるというふうなことを今ちょっと興奮しております、お話しいたしたのかもしれませんが、基本的な理念としては、私先ほど開放エリアの部分、白紙に戻ったというふうなことではありません。全くさらにして、これから何を考えていくかというふうなことではなくて、基本的にはプロポーザル、さま

ざまな市民協働の場所、市民触れ合いの場所というふうなご提言を受けた中で、その部分での案としてまだ私は持っております。そして、これから議会のほうにご意見を伺う場面、そしてご審議をいただく場面、その中でしっかりと内容を詰めて説明をさせていただきたいと、このように思うところありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 理解できません。いいですか、市長、今までいろんな話し合いの中で、庁舎移転はお金かかるから、今移転しなくてもいいのではないかという意見もいっぱいあったのです。ただ、開放エリアを有効活用してくれるというふうな話もずっと出てきたので、それだったらいいでしょうという人だっていっぱいいたのです。ここを今急に9月になってから何で外すのだということなのです。お金の問題ではないでしょう。住民サービスの向上、市長は就任以来よく言っていました。市民と協働、住民サービスの向上。子育て支援の場はむつ市にすごく少なく、本当に市長が提案したときは、皆さん、いや、すごいなというふうな意見が出たのです。だったら庁舎移転してもいいでしょうというふうなこともありましたので、何で急に9月になったら、この開放エリアを見直しするという話をしたのか、改めてお聞かせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 議会の中でご異論があったというふうなことは、やはり真摯に私は受けとめなければいけない。そしてまた、今斉藤議員の開放エリアのキッズプラザ、親子の遊び場とか子育て支援、こういうふうなものも必要であろうというご意見、これは私自身も真摯に受けとめて今後さまざまな場面で説明をさせていただき、そして議会にもご意見を伺い進めていくと、このように

考えております。

以上です。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、4番目時睦男議員。

○4番（目時睦男） 議案第86号について質疑させていただきたいと思っております。これまで同僚議員の質疑もありました。関連するかもわかりませんが、別な角度からお聞きをしたいと思っております。

先ほどもお話がありましたが、これまでこの本庁舎移転の議会での議論を2年余りしてきました。そういう中で、先ほど富岡幸夫議員からもありましたが、合併協議の際にこの庁舎を移転しなければならないという、こういう議論がされていない中で、私今でも疑問に思うのですが、その後杉山前市長が移転をしなければならない、旧アークスプラザに移転するかどうかは別にして移転しなければならないと。耐震上の問題、職員の増員になった問題、迷路だという部分。私は、これらのこれまでの理由からすると、合併協議の際に予想されている理由だろうという認識を持っています。それがそれらの理由の中で旧アークスプラザに移転をしなければならないということに論議結果として認識をしているのであります。

そこで、私の思いからすると、そういう意味で、移転ありきの中でこれまで進んできておったのではないかと、こういう懸念を持たざるを得ないのであります。そこで、今回の条例案を上程するに当たって、これまでの検討の過程の中で大畑や川内の庁舎の活用、そしてまた現庁舎が耐震上問題があるというご議論でありましたから、現庁舎の耐震補強、これらの部分について検討しなかったのかどうか、1点目お聞きをしたいと思っております。

2点目は、下北医療センターの負担金、これが私ども議員になる前ではありますが、お聞きしているものでは、むつ市としての負担金が相当な額残

っているというふうなことで聞いております。その未払い額があるのか、あればその額が幾らなのかお聞きをしたいと思っております。

3つ目は、合併特例債、起債可能額が221億3,000万円というようなことで示されております。これも合併協議の中での議論として、合併特例債についてはほぼ60億円ぐらいをめどにして合併後使用していくという、そういう議論過程があったというようなことで聞いているわけでありましたが、先ほどから示されているように、移転費用に12億5,620万円合併特例債を見込んでいます。平成21年度の見込みも含めて、合併特例債全体で、前々年度等々も含めて48億2,000万円が平成21年度も含めて予定されています。残りの部分については合併特例債をどのような事業に、そしてどれぐらい今後合併特例債をむつ市として考えているのかお示しを願いたい。

4点目が今開放エリアの部分については今後議論というようなことでありますが、示されている開放エリア3億2,600万円含めると、移転費用全体が31億4,838万5,000円、今日示されている部分についてはそういう額であります。これから本格工事を改修工事等々進めていく中で、今後の増額はないのかどうか、これを4点目としてお聞きをしたいと思っております。

それと最後であります。我々認識しているのは、市庁舎の位置、事務所の位置というのは、将来のまちづくりなり、また市民からの理解と協力を得ている中で、利便性の問題等々もいろいろ将来的な形の中で判断をしていかなければならない、このように思うわけでありましたが、当然そういう中では市民合意が図られた中で移転ということを考えていかなければならない、このように思っているわけで、市長は市民合意が図られているという認識なのかどうか、この点について。

以上、5点についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 5点ほどのお尋ねでございますけれども、私の範囲の中でお答えできるものはさせていただきます、担当のほうからもお答えをさせていただきます、このように思います。

まず、大畑庁舎、川内庁舎の活用方法ということで、何をもち目時議員、活用方法というふうなところ、暗にその内容、ちょっとなかなか理解ができないところでもありますけれども、私は努めて各庁舎に出向き、また先般も庁議を開き、そしてさまざまな部分で庁舎を訪ね職員の動向、さまざまな部分、本庁舎にいる時間が非常に多ございますけれども、極力分庁舎のほうにも出かけ、さまざまな部分で督励をしているところでありますし、そして機会があれば庁議を開催するなどして各部長を全部引き連れまして、担当の状況を把握するように、そしてその地区の問題の報告を受けるといふような形で今努めているところであります。

その活用というふうなこと、その部分について内容がちょっと私わかりませんので、今思っているところだけを答弁をさせていただきます、このように思います。

市民合意がと、最後のお尋ねでありますけれども、この部分におきましては、先ほどもどなたの質疑であったでしょうか、ありましたけれども、私はあくまでもこれはひとり杉山前市長、また私というふうな形で、独断でこれを進めているわけではございません。あくまでも議会の手続を経ていただくのでございますので、決してその部分においては市民合意というふうな部分、2分の1という補正予算につきましても、議会での可決もいただき、そして今市民の皆様方の負託をいただいております各議員の3分の2という非常に重い議決をお願いしている段階でございますので、市民合意というものが議会での結果であると、このよう

に私は認識をしておりますし、また昨年だったでしょうか、ことしの3月だったでしょうか、住民投票条例をああいう形でやはり議会で判断をいただいたというふうなこと、こういうもろもろ私は決して独断専行で進めているものでなく、さまざまな手法を使い、市民の皆様方に説明会を開き、そしてご要望も承り、ご意見も承っていると、こういうふうな手法に今徹しているわけでございますので、その部分においては私は目時議員のお考えのようなアナーキー的な部分ではないのではないかと。私はしっかりと市民の皆様方のご理解をいただいているというふうな気持ちであるところです。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） お答えいたします。

改修の検討についてでございますが、昭和56年、庁舎の補強工事を実施いたしております。それは、柱の補強と壁の増設を行っております。続きまして、平成7年でございますが、構造調査を委託してございます。この時点での改修方法が示されましたが、壁の補強が6面必要ですという改修案が示されました。この壁の6面と申しますのは、柱と柱の間に壁をつけないといけない。特に市民課の右側の通路にも壁が必要ですよということも求められておりました。さまざまなそのような壁を設けることによって市民サービスが低下いたします。またもう一つは、工事期間中、執務室を別の位置に設けなければならない。現実的に耐震とちょっとかけ離れたことになるかもしれませんが、その時点では現実的に困難と判断いたしまして、実施はされておりました。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 下北医療センターへの

未払い額についてのお尋ねにお答えいたします。

下北医療センターへの未払い額、いわゆるむつ総合病院への負担金の未払い額ですけれども……

(「議案外だ」の声あり)

○企画部理事(近原芳栄) 特例債についてのお尋ねにお答えいたします。

ご指摘のとおり、合併特例債の発行可能額は221億3,000万円で、平成17年度から平成19年度までの活用は7億30万円というふうになっております。

今後の活用につきましては、長期実施計画並びに赤字解消計画に沿った形で活用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 4番。

○4番(目時睦男) 1点目、市長、私、活用という表現したので、理解というか、内容が届かなかったかと思うのですが、以前の移転議論の中で、合併協議の際に現庁舎を拠点にしながら、川内、大畑庁舎の活用を事務局案として合併協議の中に提起をしたというのは杉山前市長の答弁の中で明らかにしているのです。私は、この狭隘になっている、こういう部分でいくと、現在の川内、大畑庁舎の活用という、そういう面でお尋ねでありましたから、これまでの論議を含めてのそういう点で今回条例を上程するに当たっての検討過程の中でそのことがなかったのかどうかということを知りたいと思いますから、再度お願いをしたいと思います。

2点目の部分、答弁を控えておりますが、市民の皆さんも我々もそうであります。庁舎移転にかかわる費用がどれぐらいかかるのか、そしてまた合併以降の中に財政の健全化を図るのが最重要課題ではないかというところから、先ほどから同僚議員の質疑も財政と大きく密接に関連するので、そういう意味から、本市が、むつ市が下北医

療センターに借金がないのか、簡単に言うと、今後払っていかねばならない部分がないのかどうか、これがこの本庁舎全体にかかる予算との関係、かまどの部分全体にかかわる問題でありますから、会計の中でこれは違いますよ、そういうわけにはいかないと思うのです。そういう面でお尋ねでありましたから、的確に答弁をお願いしたいと思います。

先ほどの答弁の中で、開放エリアについては子育て支援センターですか、これについては今後再度検討する中で議会にも相談を申し上げていく、こういうふうなことで、現在まで示されているのは、先ほど言いましたように3億2,600万円であります。これは、財政的な部分も含めて、内容も含めて市長の答弁では今後検討していきますよと、こういうふうなことで受けとめているわけですが、全体を通して、周辺地域の今後の振興をどのように考えているのか。開放エリアと直接関連はしないのですが、今合併した周辺の旧町村の皆さんは、合併してもまちが寂れる一方だと、こういうふうなことをよく我々耳にするのです。そういうふうな状況の中で、活力を与える、そういう点での周辺地域の振興という部分について、所見でもよろしいですから、市長のお考えをお聞きしたい。

先ほどの答弁の中で漏れているのは、今後示されている改修費等々、全体のこの予算の増額というのは今後予想されるのか、されないのか、絶対これでもう万全ですよということなのか、それについては答弁が漏れておりましたから、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 庁舎の活用の部分、川内庁舎、また脇野沢庁舎、そして大畑庁舎、どのように活用をしていくのかと。目時議員、底流には、ここが狭くなっているから、本庁舎が狭くなって

いるからというふうな前段がございましたので、例えば何々部を移すとか、そういうふうなものを念頭に入れたお尋ねかなと、このように感じましたけれども、やはり1つの部を移してしまうということは、私もこの職についてからちょっと現実的でないと、非常に効率の問題で、これはなかなか実行できるものではないと、このように思っております。

各部を掌握しさまざまな部分での課題、こういうふうな部分に当たっていくには、やはり部は1つの本庁舎の中でしっかりとまとめ、そしてさまざまな部分で各分庁舎の機能をしっかりと持たせていくと。その部分においては、今後各庁舎においてのさまざまな部分で分庁舎所長の権限と、これは今検討を進めております。当初予算の中でも現実的になってくると、このように私は考えております。

そしてまた周辺地域、どのように考えるのかと。合併してもよくなならない、合併したから寂れていったと、そういうふうな私はニュアンスでとらえたわけでございますけれども、決して私はそのような形で私自身はとらえたくもないし、とらえないように政策を展開していきたいと、このように思います。さまざまな各分野でこの部分において意を用いていくというふうなところ、この議案第86号についての直接の関連ではない答弁になっておりますけれども、そのところをご理解をいただきたいと。

かまどの部分、この部分もやはり赤字解消計画の中に繰り出しの問題、そしてさまざまな事案に対する不良債務の部分も赤字解消計画に盛っているというふうなことでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） お答えいたします。

改修費の増額についてでございますが、9月の

定例会におきまして、総額28億2,238万5,000円をお示しいたしてございます。現在仮契約中でございますが、その工事費のうち庁舎改修工事と植栽等工事費14億4,564万円がほぼ確定してございます。この先ご審議いただきますが、そのようなことを考えますと、さきに示した額の中で事業が遂行できると、そのように受けとめてございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） むつ総合病院の負担金の部分については、答弁がないうえ、市民の皆さんが先ほど私が言いましたように、この庁舎移転について財政全体が再建団体にならないようにしなければならぬということを心配しているのです。我々も心配していますが。そういう状況の中で全体の我が市が負担しなければならない額も示されていないというようなことで残念であります。総体的な状況の中では、今意見というか、要望であります。財政が総体的に厳しい本市の状況の中でいくと、私はこの本庁舎移転という部分については先延ばしをして、そしてやっていくというようなことがより求められているだろうというような認識をしています。

そういうようなことで、先ほど理事からの答弁もありましたが、今後具体的に改修工事にかかった際に増額をしなければならないということがあちこち出てくるのではないかと心配が多くあります。というのは、建築専門家の意見の中でも、商業施設とオフィス施設では耐用年数も違うし構造も違うと。要するに商業施設をオフィス施設にするわけだから、そういう面では多額の経費がかかる。耐用年数も問題がある。そういうふうな状況の中で示されている財政規模については、これでもオフィス施設としてがっちりしたものだということで受けとめるわけでありましたが、見えない部分が今後増額を余儀なくされていく状況を懸念

しておりますので、そのようなことのないように
お願いをして質疑を終わりたいと思います。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を
終わります。

次に、3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 第1に、庁舎移転に係る総事
業費について、同僚議員から質疑がありましたが、
私が聞きたいのは通告しておりますとおり、限度
額は幾らかということでございます。

第2に、庁舎移転のランニングコスト、いわゆ
る維持管理について、同僚議員から質疑がありま
して、4,600万円程度とありましたが、これはも
う一般質問で聞き飽きておりますので、私が聞き
たいのは限度額であります。通告のとおり限度額
であります。

第3に、旧アークスプラザの駐車場の耐用年数
は何年か。耐用年数後の補修費は幾らか。

第4に、庁舎移転事業の補正予算を9月の定例
会で6億2,000万円だけを予算計上しているにも
関わらず、なぜ13億7,000万円の工事請負契約
ができるのか。

第5に、仮に継続費として適切な予算が講ぜら
れたと主張するならば、なぜ9月の定例会に本議
案を提出しなかったのか。地方自治法第222条は、
議会に予算が計上された場合には、同一会期中に
条例を制定しなければならないとしております。
地方自治法第222条に違反するのではないか。

第6に、逆に適切な予算措置が講じられていな
いとするならば、平成21年度の予算計上時に本議
案を提出すべきではないか。

第7に、いずれにせよ本定例会に本議案を提出
するのは地方自治法第4条の趣旨、第222条に違
反するのではないか。

第8に、旧アークスプラザの冷蔵庫等の備品の
処理はどのようになされたのか。

第9に、既に庁舎の改修工事が始まっているこ

とはないか。本日の散会后、旧アークスプラザの
内部を見学させていただけないか。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 質疑者と答弁者に申し上げま
す。

工事請負契約であります。後の議案として上
がっておりますので、質疑者も答弁者も、それを
含みおき発言してください。

総務部理事。

○総務部理事（石田三男） 私からは、1点目から
3点目のお尋ねにお答えさせていただきます。

お尋ねの1点目、庁舎移転の総事業費の限度額
についてお答えいたします。庁舎移転の総事業費
につきましては、さきのむつ市議会第197回定例
会におきまして、補正予算参考資料といたしまし
て提示させていただいております。その額は28億
2,238万5,000円としてありますが、この額を限度
額と受けとめてございます。この額には、開放エ
リアの整備にかかわる費用は含まれておりません
ので、ご理解願いたいと存じます。

お尋ねの2点目、ランニングコストの限度額に
ついてお答えいたします。さきの定例会での一般
質問におきまして、電気料、油、それと水道料合
わせまして4,590万円と積算していることにお答
えしてございます。特に油におきましては、価格
変動が続いておりますが、現在の単価で積算いた
しましても、さきにお示しました4,590万円を
超える状況にはございませんが、今後の単価予測
を見きわめることが困難な現況であることをご理
解願いたいと存じます。

お尋ねの3点目でございます。駐車場の耐用年
数とその補修費についてお答えいたします。さき
に旧アークスプラザの舗装工事概要を現場書類等
から確認しておりますので、ご説明させていただ
きます。

旧アークスプラザの建物周囲全体、これは駐車

場も含めてでございますが、造成工事の部分において、造成地盤を固化剤と攪拌し、安定処理を行ってございます。その上部は一般道路と同様の路盤としてございまして、舗装面から今申し上げました約1メートルが路盤構成となっている状況でございます。完成後13年経過いたしております。地盤沈下、またアスファルトひび割れはほとんど見受けられない状況と受けとめてございます。このことから、全面補修する必要はないと考えてございます。

また、今回の改修工事の中で一部の補修は見込んでございます。

耐用年数については、路盤の状況、アスファルトの摩耗状況によって違うことと受けとめますことから、駐車場の耐用年数について断定することは困難であるというふうに考えております。ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 4点目の庁舎移転事業費の補正予算を9月定例会で6億2,000万円だけを予算計上しているにもかかわらず、なぜ13億7,000万円の工事請負契約ができるのかのお尋ねにお答えいたします。

庁舎移転事業に係る継続費については、前回のむつ市議会第197回定例会に補正予算の第2条として提案したものでありまして、事業としては本年度と翌年度の2カ年の継続事業として実施するものであります。本来予算は会計年度独立の原則から単年度の編成が原則であります。本事例のように事業が2年以上にまたがる場合には会計年度独立の原則の例外として継続費の設定が認められておりまして、各年度の予算にかかわらず、継続費における総額15億6,768万7,000円を根拠として年度を越えた契約期間での契約が可能となるものであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 新谷泰造議員の5点目以降のお尋ねにお答えいたしたいと思っております。

仮に継続費として適切な予算措置が講じられたと主張するならば、なぜ9月定例会に本議案を提出しなかったのか、これは地方自治法第222条に違反するのではないかというご意見でございますけれども、地方自治法第222条、これは財政上の負担を伴うような条例案等は必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は議会に提出してはいけないと、こういうことでございまして、解釈としては、その予算案の措置が講じられる見込みとは、おくれることがあっても同一会期中と。同一会期中でなければならぬということではなくて、おくれることがあっても同一会期中にしなさいよということでございます。したがって、今回の場合は既に予算は9月定例会で御議決をいただいているわけで、適確に講じられているということで、全く法の趣旨に沿っている、違法性はないというふうなことでございます。

6点目の、逆に必要な予算措置が講じられていないとするならば、平成21年度の予算計上時に本議案を提案するべきでないかということでございますけれども、今申しましたように、適切な予算措置が講じられているということですので、全く問題ないわけでございます。

それから、7点目ですが、いずれにせよ本定例会に本議案を提案するのは地方自治法第4条、第222条に違反するのではないかということでございますが、地方自治法第222条に違反しないことは申し上げたとおりでございます。第4条は、今回の場合で言えば、市役所の位置の変更条例が否決となる懸念がある場合には、改修工事に着手する前に議決を得なさいという解釈でございますの

で、今回工事契約案件に先立ってご審議をお願いしておりますように、工事着手前に御議決をいただけるということでありますれば、これについても何ら違反はないということで認識しているところでございます。

それから、備品については、これは売れるものは売るといふうなことで、冷蔵庫等の撤去、これについては業者をお願いしまして、撤去いたしてございます。

それから、見学につきましては、議長のほうにお申し出をいただきまして、議会のほうで見学したいというご意向であれば、その場面は設定したいと思っております。

以上でございます。

(「新庁舎の改修工事が既になされていないか」の声あり)

○議長(村中徹也) 総務部理事。

○総務部理事(石田三男) お答えいたします。

改修工事に着手しているのではないかとというようなご発言かと思いますが、そのような事実はございません。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 3番。

○3番(新谷泰造) まず第1点の総事業費について、今の発言ですと、総事業費の限度額は今の総事業費と考えてよろしいのでしょうか。これが第1点です。

第2点についても、4,590万円程度という形だと、これの前後が限度額と考えてよろしいのか。

それで、駐車場の耐用年数はわからないと言ったのですけれども、道路についても耐用年数があるのですから、駐車場についても耐用年数あるのではないですか。その辺をよろしくお願いします。

それで、この継続費の件、予算計上時の提案理由については、理事者の担当者の方と聞き取りのときもう30分も議論し、1つの点を言っても答え

てもらえなかったのですけれども、同一会期中を単年度に読みかえる理由をちょっとお聞きしたいのですが。

以上です。

○議長(村中徹也) 総務部理事。

○総務部理事(石田三男) お答えいたします。

総事業費は、先ほどお答えした28億2,238万5,000円です。よろしいのかとのお尋ねでございますが、それを限度額と受けとめてございます。

2点目の油についてのお尋ねでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、価格は現在下がってございます。7月に私どもが積算したときよりは下がっておりますが、ただその上げ幅ですとか、将来的な先を予測することは困難ですということでご理解願いたいと思います。

3点目の舗装の耐用年数ということでございますが、減価償却的な考え方がございますが、材料的なもの、構造的なもの等での耐用年数というのは定めがないようございまして、あくまでも舗装面の摩耗があって初めて全面を削り取って新たに復旧するというのが一般の方法でございます。国県道等におかれても改修しているのがその摩耗したことによってうねりが発生いたします。その路面に表面をカットして新たに敷設しているということでございますので、摩耗状況によってそれぞれ違いがあるということをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 総務部長。

○総務部長(新谷加水) 予算措置の件でございますけれども、予算措置が講じられる見込み、これについては、おくれることはあっても同一会期中ということになるわけですが、ただいま議員おっしゃられました単一年度というふうな意味合いが少しわかりませんが、予算主義でございますので、当然その年度で予算措置されて初めて工事ができ

るということになるわけですので、それを年度を2年度、複数年度ということになりますと、当然継続費を設定しないとできないということで、今回継続費を設定させていただいたと、こういうことでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） まず、駐車場の耐用年数ですけども、理事者側が言うには、私は傾いているのではないかと、引っ込んだりなんかしているのではないかと見ているのですけれども、理事者側は聞き取りで、当初からの勾配だという発言をしております。そうすると、その勾配もいい、耐用年数もいいですけども、あと今の様子では何年ぐらいを見ているのか。

それから、先ほどの同一会期中と単年度の議論の発端というのは、私は財政健全の運営という立場から、予算と条例は一緒に出すのが原則だという話を理事者側に話したのですが、そこは理解してもらえなかったのですけれども、そこだけでも答えていただけませんか。

以上です。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） お答えいたします。

駐車場の耐用年数についてのお尋ねでございますが、先ほどお答えしましたように、素材的なものの耐用年数ではなくて、摩耗状況によりますというお答えをさせていただきました。現状を考えますと、先を見るのは非常に困難かとは思いますが、5年、10年の範囲での改修はないのではないかとこのように思っております。

もう一つが排水勾配、波打っているような状況には見えますが、波打っているということではなく、路面を排水するために、ある一方の方向に傾斜をつけてございます。その敷地面積が広いものですから、かなり下って見えるというようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 行政経営課長。

○総務部行政経営課長（花山俊春） 新谷泰造議員のお尋ねにお答えいたします。

同一会期中でなければならない、それが原則でしようというふうなお話がありました。地方自治法第222条の条文というのは、最初からちょっと説明させていただきましても、予算を伴うこととなる案件は予算上の措置が適確に講じられる見込みが得られるまでは提出できないという、予算措置を伴う案件をいつ提出できるかという案件提出の始期を定めたものであり、また逆の意味では関連予算案をいつまでに提出しなければならないかという予算案提出の終期を定めた制限条項であります。

そして、その解釈の中で予算上の措置が適確に講じられる見込みというのがいつであるかと、そういうふうな解釈の言葉の中で、その予算案の提出期限を案件と同時にあれば問題はないが、おくれることはあっても同一会期中としているところです。でありますので、同一会期中であれば全然問題はないけれども、おくれることはあっても、その会期内に追加提案でもいいからしなければいけないという、そういうふうな解釈になるということですので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 3点お願いいたします。

まず、目時同僚議員と同じ質疑になりますが、今回の庁舎の移転に関して、市民の理解が得られたと考えているかということですが、先ほどの市長の答弁ですと、議会の手続を得て進めてきたと。市民合意というのは議会が結果を示している。住民投票という動きもあったけれども、これは議会ですれなりの判断をしてもらった、だから市民の

理解を得ていると考えている。これ、こういう流れで、結果として市民の理解を得ているという結論、本当にそういうふうと考えているのでしょうか。これだと、ただ単に議会の承認を得ているというだけではないですか。私は、そういうふうにしかな考えられない。

この市民の理解を得るといって言えば、確かに宮下市長になってから市民との対話というのを進めたと、そういう点では評価はしたいと思います。前市長の場合は、たしか同僚工藤孝夫議員が市民の声を聞けと言ったら、聞く耳はないというふうな、そういう姿勢から比べれば大分いい姿勢だなというふうに思いましたが、ところが何か聞くところによると、ただ単に結論先にありというだけの進め方ではなかったのかなと。ガス抜きだとかというふうなことを言う方も何か中にはいたという。だから、やはり市民の理解を得て進めるという点では、とてもではないが不十分なものとしかな言えないと思うのですが、まずこのところを最初、目時睦男議員とダブるお尋ねですが、お聞きしたいというふうに思います。

2点目ですが、これも同僚議員が質疑しておりますが、移転費の全予算はもう9月の補正予算で可決させてもらっているから、こういう予算措置がされていると考えて位置変更の議案を提案してもいいのだというふうなことであります。可決されてしまったから、もうどうしようもないのですが、やはり財源に大変問題があるなど。これは、目時睦男議員も言っておりますが、合併特例債を使っている。この合併特例債の本来の趣旨、当然庁舎移転に使ってもいいというふうになっていますが、当初それこそ合併協議で何も議論されなかったこの本庁舎の移転、それを合併して何年もたたないうちにそっちに使うという、この合併特例債の使い方、これがやっぱり大きな問題ではないかなと思います。

というふうに考えるならば、そもそも合併したときに合併を調和のあるそういう地域づくりにするために合併特例債を何々に使おうということがそもそもなかったのかなと。そういう点で大きい問題があるのではないですか。ただ、庁舎以外に本来こういう事業をやっていこうというふうなものがあるのに、それを削って庁舎のほうに使うということに結局なったのかという、そここのところをちょっと説明願いたいというふうに思います。

3点目ですが、住民の利便性を考慮したかということで、この位置変更に関しては地方自治法の第4条、これには事務所の位置を定め、またはこれを変更するに当たっては住民の利用に最も便利であるようにと。交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければいけない、こういうふうなうたっているのです。そういう点で、今回のこの中央町に移るといって、この住民の利便性というのをどの程度考慮したものなのか、こここのところを確認したいと思います。

このむつ市本庁舎移転基本計画、これにはちょっとだけ触れていますね。新庁舎の位置、機能等ということで、位置、これは旧アークスプラザは現庁舎から道路沿いで約1.6キロ西、国道338号バイパス沿いに位置して、川内、脇野沢地域や大畑地域からの交通アクセスは非常によい。また、将来建設される下北半島縦貫道路むつ南バイパスと直線的に結ばれる位置にある。国、県との合同庁舎とは直線距離では1キロメートル以内であり、将来行政機能区域としての一体的なゾーニングを構築できるものと言える。これ将来という言葉がどっちにもついているのです。将来そっちが中心になるだろうというふうな感じでこっちの位置がいいということですね、これ。ところが、地方自治法はそういうふうには書いていないのですよね。今現在住民の利用に最も便利であるように、

交通の事情とかそういうのを考えて位置を決めなさいと言っているのです。これだと、将来ここが中心になるからそっちに位置を決める、こういう考えでしょう。これ全然地方自治法の趣旨と相入れない。しかも、きちっと考慮されたのかどうか。ここのところをきちっと答弁お願いしたいなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず1点目の市民の理解を得たのかと。先ほどお話をいたしましたように、私は説明会をかなりの回数、各地区に出向いてさせていただきました。市民の説明会、平成19年の8月と20年の2月、この2回開催しております。その参加者数400名を超えます。そしてまた市政だより、この中では庁舎移転につきましては十数回の記事を掲載し、また説明会の席上ではご意見を伺いましたし、アンケート、これもとりました。250件近くの庁舎移転アンケート、このようなものもいただいております。そしてまたメール、市長への手紙、こういうふうなものでも100件を超える市民の皆さんの声を聞いております。また、開放エリア、この部分につきましても、1,300名を超えるアンケートという形で、私は誠心誠意市民の皆様方にご説明を繰り返し、そして市民の皆さんの理解をいただいた上で私は議会のほうに議案として上程をさせていただいているということで、決して議会のというふうなことだけではございません。私は、誠心誠意市民の皆様方に説明を繰り返し、誠意を持って答弁をさせていただいたと、このように思うところであります。

ガス抜きというふうな表現がございましたけれども、どなたに対してのガス抜きなのか、私は非常に意外なお言葉をちょうだいいたしたと、このように思います。

2点目の合併特例債、この部分におきましては、合併特例債はやはり条件が非常によろございま

す。そういうふうなところを経営感覚の中で使っていくと、議会の中にお諮りをして使わせていただいているということで、合併以来使わせていただいておりますし、また現在も使っているというふうな状況でご理解をいただけるものではないかと、このように思います。

住民の利便性の問題でございます。これは、やはり説明会でも非常に多くの声が届きました。バスの問題、そして今横垣議員お話しのとおり、移ったならば川内方面、そしてまた大畑方面、そういうところに利便性が非常に高くなってくると、こういうふうな声もいただきました。では、今バス路線をどうするのかと、そういうふうなことも市民の皆さんの声を聞いて、次の説明会でしっかりとご説明をさせていただいた経緯もございません。私は、そういう意味では、市民の皆様方のご要望、疑問な点、そういうふうなものについては真摯にお答えをしてきたものであります。

それから、住民の利便性の問題、これは現に例えば駐車場が狭いとか、庁内が狭隘である、こういうふうな部分、それらもやはり解消していかなければいけない、そういうふうな面もあるということ。耐震性の問題もあります。そういうふうなさまざまなことを考えて、総合的に判断をして、金谷1の1の1から中央1の8の1に移させていただきたいということで、私はできるだけの手続きを踏まえて提案をさせていただいたわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 最初の市民の理解の部分であります。ただ単に誠意を持って説明したということ、それで理解を得たというふうに考えていいということですか。それではちょっとやっぱり理解を得たとは言えないですね。だって、集まってきた方だって、今市民6万5,000人以上いるわけですから、ほんのわずかで、何%になりますか。

そういう方に対して、ただ誠心誠意説明したというだけで市民の理解を得たと考えるのですか。

しかも、市民の理解を得て進めるためには、やっぱり結論が先にあってはいけないと思うのです。まず、こういうふうに移転したいけれども皆さんはどう考えますかというところを先に投げかけないと、もうあっち側に移転します、そして新しい庁舎になったら、こうなりますよ、広くなりますよ、駐車場が広くて何も困らなくなりますよとか、そういう説明が先で、だからほかのほうの、私も一般質問何回もやっていますが、ほかのほうの庁舎移転の計画は、もうそういう意味で全く白紙状態からどうしますかとやって、いろんな提案をするのです。ただ結論を先に1つの例ではなくて、この例、2つ、3つ、4つ、5つといろんなこういう庁舎の建設の仕方がある、位置がここだったらこのぐらいかかる、ここだったらこのぐらいかかると、そういうふうにして、そして市民にどうですかとやるのが本来の市民に理解を求める進め方ではないですか。そのところ、再度お聞きしたいというふうに思います。

それで、ちょっと答弁してもらえなかったのですけれども、合併特例債、だからそもそも合併してこういうふうに使おうというプランが全くなかったということで理解していいのですね。そういう合併特例債の使い方です。いわゆるそうなれば、もし何もないからいきなり庁舎に12億円というお金、先ほど目時睦男議員も言いましたが、もう平成21年度で48億円も合併特例債を使ってしまおう。むつ市の体力だと60億円ぐらいしか使えないだろうということで話は私も聞いていますから、あともう12億円しか使えない。これであとどうやって合併後の調和をとれるまちづくりができるのか。そもそもそういう調和をとるまちづくりの計画、合併特例債をどういうふうに使うという計画がなかったからこういうのに使うという発想になった

のではないですか。そのところをしっかりと答弁してもらいたい。

それと、住民の利便性、これどの程度考慮したかというのを聞いたのです。ただ、あっちに行けばこうなる、こうなるではなくて、例えばむつ市の、これ読むと大畑、川内からバイパス通ってすぐ近くになるとかと。私も住民説明会をやると、新しく庁舎が建っても脇野沢の人は使わないと、川内の人も使わない、住民はほとんど使わない、大畑の人もそう言っていました。だから、幾ら大畑、川内がバイパスからいい位置にあるといっても、使わないのです、向こうの住民は。だから、使うのはほとんど今現在利用している旧むつ市の市民なのです。だから、その旧むつ市の市民が一番使いやすい場所はどこだと考えていると考えますか。私は、やっぱり今の場所が、ここの場所が一番利便性が高い場所だと思います。

なぜなら、ここの場所に移って46年間ここの場所に親しんできたのですから。利便性もここを中心に全部交通も整備されてきているわけだから、今旧むつ市でどこが一番利便性高いといったら、ここ以外にないです。これを否定するような大きい理由をきちっと検討したかどうかということです。例えば市民アンケートをとったら、もう7割ぐらいが本当に中央町のほうがいいというふうになったとか、そういう大きな根拠なしに、ただあっちに行けば、川内、大畑から近くなるとか、そういうのでこの地方自治法を守って進めていると言えますか。私は、これ地方自治法違反ではないかなというふうに思っています。全然地方自治法の趣旨を理解していない、これでは。きちっと今のこの場所がだめだという客観的なデータ、それを示さないとだめです。なぜ今の場所がだめなのか。なぜ向こうがいいのか。これ、市長がただ口頭で説明しただけで、それでこの位置変更の第4条2項、これをクリアしているのだなんてとても

言えないです。だからこれ第4条2項違反と私は指摘いたします。きちっと資料を出してください、この場所がだめだという。資料を出してください。お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市民の理解をいただいたのかというふうなことで、まっさらな状態で市民の皆さんのアンケートをとったり、さまざまな団体のご意見を聞くというふうな手法もあるかと思えます。しかし、私はこれまでの流れの中でそれを継承し、そしてしっかりと手順を踏んできているのだということでご理解をいただけるのではないかなと、このように思います。

それから、特例債につきましては、担当のほうからお答えをさせます。

利便性の問題でございますけれども、これはこれまでの議会、また説明会の中でもるる現状の庁舎、この部分においてはいっぱい説明をさせていただきました。狭隘な事務環境である、また耐震性の問題もある、そして駐車場の問題もある。そういうふうなもろもろのことをさまざまご説明をさせていただきました。議会でもご質疑をいただきました。ご意見もいただきました。そういうふうなしっかりとした手順を踏まえて今に至っているわけでございますので、この部分、46年間親しみなれてきたというふうなことで利便性が高い、これもまた一つのご見識かと思えますけれども、私は中央1の8の1、ここに移った後でもしっかりとした利便性を高めるために努力はしていきますというようなことで説明会の中でもお話をさせていただきまして、今改めてここで御議決いただきましたら、その体制でしっかりと、より高齢者の方々に優しい庁舎、市民協働の場所、そういうふうな形の中で新庁舎建設に向けてしっかりと取り組んでいきたいということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまの市長答弁に一部補足をさせていただきます。

合併特例債の考え方に関するお尋ねでございますが、議員ご承知のとおり合併時の協議の趣旨というものは、当時の合併財政シミュレーションという中で、それぞれが厳しい状況の中で合併に入ったということの中で、できるだけ当面はこの特例債に頼らずに後半年度、具体的には平成22年度から平成26年度、これが時限でございますので、この後半年度にまで踏ん張って頑張っていこうと、こういう文脈の中で私どもは受けとめてございます。したがって、これまでも民生基盤の安定のために、具体的には平成17年度からもう使わせていただいておりますけれども、赤字解消計画の足取りを確実にしていくためにも、この有利な合併特例債を今後も議会にそれぞれ個別の事案ごとにご協議申し上げて活用を図ってまいりたいとするのが私どもの考えでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 合併特例債の使い方に関してですが、今説明にあったように、本来は庁舎に使う、そういう予定は全然なかったところにこういうふうな、ただ有利だから使うということは、結局それ以外の合併に伴ういろんな調整するための事業に使うということが結局これで削られたということですね。こういう考え方です。よろしいですね。

次に、位置変更についてきちっと資料を出してほしいというふうに発言したのですが、答弁もらえなかったもので、再度きちっとそのところ資料を出してもらいたい。この今の金谷の位置がなぜ悪いのか。先ほどの市長の答弁、この条例の中身をよく理解していないのかなというふう思うのだけれども、庁舎が狭いとか駐車場が狭い、これは位置に関係しないのです。これは、それなり

に対応すればいいだけの話。地方自治法の第4条の2項は位置を決める場合、位置なのです、庁舎の形だとか、狭いだとか、駐車場が狭い、そういうことを言っているのではないのです。住民がそこにアクセスするに当たって、市役所にアクセスするに当たって最も便利なところ、その位置を住民の利用に最も便利であるように決めなさいというその位置のことを言っているのです。建物の構造とかではない。いいですか、市長。それほどこれは、だから3分の2以上の議決ということもまたたがをはめて、簡単にぼんぼんと庁舎が移ってはだめだということを、これは言っているのです。最も便利な位置はここでしょう。だから、きちっとここがだめだという客観的なデータを示してください。そうしないと、これ条例違反ですよ。市が条例違反しているのですか。市が条例違反をして、市民にきちっと法律守りなさいと指導できますか。それほど重要な条例だと思います。そこをちょっと最後答弁お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員はアクセスの問題、このお話を重点的にお話をしているようでございますけれども、そのように私感じました。この部分におきましては、この庁舎、むつ市本庁舎移転基本計画、その中に現況と課題というところがござります。お手元にお持ちのものでございます。その部分でさまざまな部分が指摘をされております。しかし、私はアクセスだけというふうなことのとらえ方は、これは一つの面に偏った考え方ではないかなと、このように思います。ここに例えば従来もお話をさせていただきましたように、大きな地震が来たときに、命を守る共産党である横垣議員がどのような形の中でお話を進めてご理解をいただくのかと。こうなってきましたと、約400人の職員がここにおります。その周りには家族がいっぱいおります。そしてまた、1日に

1,000人程度の住民の方々の来客がござります。瞬間的には500人という方々の、その市民の方々の生命を守ると、ここがそれにふさわしい建物であるのか。ふさわしいというよりも安全性がしっかりと守られている庁舎であるのかと、それもまた大きな事業を進めるに当たっての立場でござりますので、ご理解をいただきたい、このように思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） ただいまの市長答弁に補足させていただきたいと思っております。

地方自治法第4条の2項、ここには確かにご指摘のように、地方公共団体の事務所の位置決定の基準ということで、住民の利便に最も適合するように交通の事情、他の官公署との関係等を考慮すべきということが定められております。ただ、50年以上というふうなことでいきますと、その当時のことを考えますと、今現在は生活スタイル、あるいは社会情勢、交通状況、さまざまな点で大きく変遷をしてきているというふうなことがござります。そういう意味では、将来の市民に対しても責任を持った政策が必要だというふうなことの観点から先代の市長及び現市長はそのことを十分考えられて高度な政治判断をしたということだろうと思っております。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第86号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番新谷泰造議員。

(3番 新谷泰造議員登壇)

○3番(新谷泰造) 議案第86号に対し、反対討論を行います。

第1に、むつ市の財政見通しについて、市長は財政再建のめどがついたとしております。しかし、議長が全議員に配布した依命通達の写しによれば、企画部長は今まで以上に厳しい財政運営を強いられると述べており、企画部長は私と同様、今後のむつ市の財政見通しは厳しいものとしております。明らかに市長と企画部長の今後のむつ市の財政見通しは食い違っております。すなわち、平成20年11月6日付の企画部長の平成21年度予算編成方針についての依命通達では、今後においても地方交付税の減少、電源立地地域対策交付金の動向、用地造成事業及び病院事業への経営健全化に係る繰出金、脇野沢地域に対する廃棄物処理経費等、歳入歳出において財政悪化の要素を抱える中において、財政健全化基準の指標に留意しながら、平成23年度の赤字解消に向けて、毎年度約5億円の単年度黒字を生ずる決算を確保するためには、今まで以上に厳しい財政運営を強いられることは容易に想定がつくところでありまして、企画部長は各部署への依命通達で経費の1割カットを指示しております。

第2に、むつ市の現状を見れば、むつ市には平成18年度末時点で合計742億円の債務があります。むつ市の財政課からいただいた全国都市の財政状況を示す資料によると、全国782都市中、むつ市は780位、すなわちワースト3位であります。ち

なみに、ワースト1位は、かの夕張市であります。夕張市は、すぐ目前なのです。

さらに、平成18年度決算でのむつ市の累積赤字は21億円と、むつ総合病院に対するむつ市の負担部分の債務の不履行債務33億円を合計すると、むつ市の実質的な累積赤字は54億円になります。実質的な累積赤字額を54億円とすると、実質赤字比率は32.54%となり、夕張市と同様財政再建団体に該当します。むつ市は、大阪府と同様に、既に実質上財政再建団体であります。

第3に、旧アークスプラザに庁舎の移転を認めないうちに、すなわち議会の3分の2以上の議決を得ないうちに旧アークスプラザの土地と建物を購入してしまったのは地方自治法第4条と行政実例に違反する。

第4に、地方自治法第222条によれば、議会に予算が計上された場合には、同一会期中に条例を制定しなければならないとされています。したがって、さきの9月定例会に理事者は継続費を含めて実質上全予算を計上していたとしておきながら、同一会期中に、すなわちさきの9月定例会に本議案を提案しなかったのは地方自治法第222条に違反しているのではないかと思います。

第5に、本議案はむつ市民の生活に重大な影響を与える本庁舎の位置を定める条例改正という重要議案であるにもかかわらず、落ちついた議論がなされず審議不十分である。

第6に、庁舎移転後のランニングコストは、いわゆる維持管理費について、さきの定例会で理事者は総額4,590万円と試算しております。しかしながら、一部の建築家は庁舎移転後の維持管理費は1億円以上もかかると言っております。

第7に、旧アークスプラザの改修工事を始めるとアリ地獄のごとく総事業費はふえるのではないかと。設備投資が負担となって倒産した旧アークス

プラザと同じ道をむつ市がたどる危険性が高まるのであります。

最後に、同僚議員の皆様、もしこの庁舎移転のように市民の税金ではなく、ご自分の費用で家を建てる場合でしたら、破産寸前、生活をぎりぎりまで切り詰めて必死の思いで何とか破産を回避しているという状況の中で、果たして新築の家を建てるでしょうか。

同僚議員の皆様、議会は市長の行政運営を監視する最高の議決機関であります。今こそ監視機能を果たして良識の府としての見識を示し、市民の負託にこたえようではありませんか。もし仮にむつ市がこの庁舎移転により早期健全化団体、財政再建団体になってしまったならば、我々議員は私財をなげうったとしても市民に対する責任をとることができません。市民の生活が我々の議員の肩にかかっているのであります。市民が苦しんでいるのに、一部の業者が栄えるようなことがあってはならないのです。市民が一体となつてともに苦しみ、そしてともに栄えていくのでなければなりません。議案に反対するようお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（村中徹也） ただいま発言された新谷泰造議員に申し上げます。

ただいまの発言の中において、落ちついた委員会に付託されずというフレーズ及びそのほか不穏当と思われる、まして議会を侮辱されるような発言がございました。落ちついた委員会に付託するかどうかは、議会運営委員会であなとも出席して、全会一致で決定をされたことであります。

よって、議員各位にお諮りいたします。ただいまの新谷泰造議員の発言は、後刻速記、テープ、会議録を精査及び議会運営委員会に諮問の後に適切にこれを処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 全会一致でご異議なしと認めます。よって、そのように措置をいたします。

これで新谷泰造議員の討論を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 議案第86号 むつ市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

本案は、現庁舎を中央町の旧アークスプラザへ移転する議案であります。本庁舎移転を考える議員有志で行った市民との対話集会では、多くの方が財政を心配し、移転する状況ではない、合併してまちが寂れていく、税金が高くなり、負担がふえるばかり、何とかしてほしいという声がほとんどでありました。むつ市は、この声にこたえるべく創意工夫をし、職員が一丸となって汗水流し、市民が住みやすい地域にしていく責任があります。市民は、庁舎移転を望んでおりません。庁舎移転以上に優先することがたくさんあります。

地方自治法第4条2項には、事務所の位置を定め、またはこれを変更するに当たっては住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとあります。現庁舎は、昭和37年、1962年に建設され、現庁舎中心にまちづくりがされてきました。46年間市民は今の場所をよしとして現庁舎を利用してまいりました。地方自治法の言う住民の利用に最も便利な場所というのはどこでしょうか。46年間親しんできた今の場所が住民の利用に最も便利な場所ではないでしょうか。むつ市が地方自治法の第4条2項をどの程度考慮したのかは全くわかりません。今の場所がだめという客観的なデータを求めても提出しようと思いません。ほとんど考慮していない、法律を守っていないと言ってもいいものではないでしょうか。

法令遵守の模範とならなければならない自治体

むつ市が法令をきちっと守るという姿勢がないということ、今後市民に対し、どのような行政をしていくのでしょうか。市民に法律を守りなさいと指導できる立場でなくなることは明らかではないでしょうか。

庁舎移転の理由は、ただ単にいい物件があった、東京電力などからお金をもらった、お金がかからなくて庁舎が建てられるというだけであります。こんなお粗末な理由で市民を無視し、地方自治法をないがしろにし、むつ市民の顔と言える庁舎を移転するというのは許すわけにはまいりません。

本案に反対をいたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより議案第86号 むつ市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の採決に入ります。採決は起立により行います。

本案は、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要といたします。なお、本案の採決には議長も表決権を有します。

これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は26人です。この3分の2は18人です。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者6人）

○議長（村中徹也） 賛成の起立者は3分の2以上です。よって、議案第86号 むつ市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで暫時休憩いたします。

午後 零時22分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第87号

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議案第87号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第87号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第88号

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第88号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第89号

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第89号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する

る条例等の一部を改正する等の条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第89号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第90号

○議長(村中徹也) 次は、日程第5 議案第90号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第90号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第91号

○議長(村中徹也) 次は、日程第6 議案第91号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、本庁舎移転改修工事の建築工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、3番新谷泰造議員。

○3番(新谷泰造) 第1に、契約を超過した場合には、その責任の所在は発注者であるむつ市にあ

るのか、請負者である共同企業体にあるのか、超過部分はいずれが負担するのか。

第2に、工事期間を超過した場合の損害賠償はどうか。

第3に、請負代金の支払いはどのようになっているのか。

第4に、前渡し金は、いつ、幾ら支払われるのか。

第5に、落札率は幾らか。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 総務部理事。

○総務部理事(石田三男) お答えいたします。

お尋ねの1点目、契約額を超過した場合の責任についてでございます。超過した場合の責任の内容によるわけですが、発注者、請負者でそれぞれ契約約款に基づき協議することとなります。発注者負担につきましては、発注者が必要と認め、契約した設計図書の訂正または変更があった場合、発注者が必要な費用を負担することとなる条項が示されてございます。

また、請負者は当初契約している設計図書内容の工事を完成させるための経費は請負者の責任でありますので、特別な理由などない限り、目的物を完成させる経費は増額の対象とならないことから請負者の負担であると示されております。

変更契約を締結し、増額が必要な場合など、当事者間の具体的権利義務の内容を定めます標準請負契約約款を作成いたしております。これに基づきまして、工事を進めることになるわけですが、増額また減額以外についても細部にわたり規定された契約約款に基づいて取り扱うこととなりますので、ご理解願いたいと思います。

お尋ねの2点目、工事期間を超過した場合の損害賠償についてでございますが、工事期間変更が認められることもございます。あわせてお答えいたします。工事期間の変更が認められることは、

工事の施工条件等変更を要するなど正当な理由がある場合期間の延長が可能となりますことから、損害賠償は発生いたしません。これ以外、請負者責任の理由により工期内に完成できない場合、日数に応じまして請負代金額につき年3.7%の割合で得た金額が遅延利息として請求することができるということになってございます。

お尋ねの3点目、請負代金の支払いについてお答えいたします。請負代金の支払いは、契約約款において、各年度の支払い限度額を定めてございます。議案第91号におきましては、平成20年度の支払い限度額は3億4,440万円、平成21年度は5億1,660万円となっております。

4点目でございますが、前払い金の支払い時期でございます。これは、契約約款で請求があった日から14日以内に支払うと、そういう条項が定められてございます。

次に、落札率でございます。ただいまの議案の落札率でございますが、94.6%でございます。

以上でございます。

(「前渡し金幾らかというのは」
の声あり)

○総務部理事(石田三男) 前払い金でございますが、先ほど申し上げました平成20年度、契約額の40%の3億4,440万円が建築工事における前払い金でございます。

以上です。

○議長(村中徹也) 3番。

○3番(新谷泰造) まず、1の契約約款を整理しますと、発注者の責任で変更した場合以外は原則請負者が負うという解釈でよろしいのでしょうか。

次に、工事期間の変更が認められなかった場合で正当な理由がない場合には請負者が負うという形でよろしいのでしょうか。

それから、前払い金というのは、請求があった

ときから14日というと、契約日から14日に結局3億4,000万円が支払われるという形よろしいのでしょうか。

以上。

○議長(村中徹也) 総務部理事。

○総務部理事(石田三男) 超過した場合についてのお尋ねでございます。先ほど申し上げました請負者の場合には、当初の設計図書の中身でもって契約してございますので、そのまま変更がない場合には、仮に業者の手間がかかりましたということで増額の対象とはいたしませんということでございます。

発注者の負担については、先ほど申しましたように、これは発注者側からだけの変更ではなく、受注者から変更の理由を申し述べることができずという条項がございますので、これは内容によってそれぞれ増額の中身の違いがあらうかと思えます。

前払い金につきましては、今現在仮契約でございますので、本契約の通知をした日が工期の始まりとなっております。それから14日以内ということになります。

訂正させていただきます。請求があったからの14日でございます。

○議長(村中徹也) 3番。

○3番(新谷泰造) 請求があったときからと言われましたが、契約を締結したときから請求権が発生すると解釈していいのですか。

○議長(村中徹也) 総務部理事。

○総務部理事(石田三男) 現在仮契約中でありまして、まだ工期が始まってございません。したがって、議決を得てから初めて工期が始まるわけですので、その日以降請求があった日からということになります。

以上でございます。

○議長(村中徹也) これで新谷泰造議員の質疑を

終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番(横垣成年) まず、落札率を私も聞きたかったのですが、ここでちょっと入札に関してお聞きしたいのが、むつ市は指名競争入札ということで、私はこれからの流れは一般競争入札という方向に行くのがベストかなと思っております。ここで入札に参加した名前をちょっと確認すると、下北地域でない会社も載っているように思うのですが、そういう意味でこの指名競争入札というのは下北の会社以外でも参加できるというふうになっているのかどうか、そこをちょっと確認させていただきます。というのは、指名競争入札は、それなりに地元企業を優先するというふうな話も聞いて、そういうことになっているようなことでちょっと私認識しているものですから、そのところを最初確認させていただきます。

次、建物の構造に関して細くなるかもしれませんが、まず災害時の機能はどういうふうな形になるのかというのをお聞きしたいと思います。今新しく建てる庁舎は、貯水槽なんかも設置するのですね。何か災害があって水道がストップしたと、ところが庁舎に貯水槽がなければ水も使えない。そういうふうなものにも対応できるようなものになっておりますので、例えば電気もとまった。ただ、庁舎に発電設備がなければ電気が使えない。そこで会議を開こうとしても、ろうそくを立てて会議をしなくてはいけない、そういうことなのです。災害時の機能はどういうふうな工事になるのかということです。

次、窓がちょっと少ないのではないかなと。確かに今現在はほとんど外は窓がないですね。ただ、外側には何か図面見ると窓はつくるみたいだけれども、その窓は奥に光は入っていない構造なので、結局この建物だと職員が執務するのは、当然光が入り込まない奥のほうになっていますから、

だからそういう意味ではどういう配慮がされるのかなと。天井は少し抜いて明かりを入れるようになっているけれども、それで十分なものかどうか。

次、むつ市は私が一般質問をして温暖化対策をとるという計画をつくりました。やはりその計画をつくったむつ市ですから、どんどん電気を使う、どんどん灯油を使う、降ってきた雨水もただ垂れ流して何ら有効利用しない、そういうふうな建物であってはいけないと思うのです。だから、そのところのつくりはどうなっているのかということです。

今新しい庁舎というのは、ほとんどもう環境に配慮したものになっています。環境省もそういう庁舎をつくってほしいということでクリーン庁舎ということであるんな指針をつくっています。そういうのにもとるものになっているのかということです。

次ですけれども、この庁舎の構造、聞くところによると問題がいろいろあると聞いておりますから、こういう設計で工事をするというのは、これ県のほうにきちっと問い合わせしてやっているのかどうか。当然この契約が成立するという事は、こういう建設を認めるということになってしまうから、細かいことを聞いて、この契約が妥当かどうかというのを判断するしかない。そういうところはどうなっているのか。県のほうできちっと、県とも協議して、こういう庁舎、構造、設計でいいというふうになっているのかどうか、県のほうから何かこの設計が指摘されたことがないのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

それと、私は建物というと大体一つの経営体に全部工事委託するのかなというふうに思っていたら、今回は4つに分けられて工事を委託したというので、なぜこういう形になったのか。やっぱりこういう形をとらざるを得なかったその理由をちょっとお聞かせしてもらえればなというふうに思

います。

以上、とりあえずお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） お尋ねの部分で何点か私からお答えをいたします。

職員の職務環境につきまして、非常に温かいご理解をいただき、そういうふうな思いで今お聞きいたしました。天窗等、そして窓も多くつけてというふうなことで、採光の部分に非常に気を使っていると、こういうふうに思っております。

また、温暖化の部分、非常にこの部分、私も就任してからさまざま担当のほうに太陽光の問題、それから燃料電池、そういう部分で、環境に優しい庁舎というふうなことも一時非常に提案もさせていただきました。しかしながら、イニシャルコストが非常にかかります。その部分でなかなか議会のほうにご理解をいただく金額にはおさまらないだろうという思いをいたしまして、できるだけ環境に優しい部分に気を使った形で進めるようにということ話を続けております。そういうふうなことで、横垣議員は環境問題について非常に造詣が深いものでございますけれども、例えば太陽光にしますと、太陽光の問題も最近ようやく補助金がスタートという形になってきております。それらを最初からつけてしまうと非常にイニシャルコストが高く、また風力発電、そんなことも考えました。しかしながら、やはり非常にその部分でコストがかかってくるというふうな経緯がございました。

また、なぜ4つに分けたのかというのは、それぞれの工事の内容によって違うわけでございます。建築、電気設備、空気調和設備、そしてまた給排水衛生設備ということで、それぞれのやはり建築だけでは済まない状況がございますので、4つに分けたというふうなことでございます。

その他につきましては、担当からお答えいたし

ます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 指名業者のことにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

私ども地元企業優先ということでは、これは常に心がけているところでございますけれども、今般の事業につきましては、すべての工事が議決を要しますいわゆる契約価格が1億5,000万円以上という非常に大きな事業というふうなことがございまして、むつ市請負工事等業者指名審査会の審査を経たうえで指名業者を決定するというようにいたしましたわけでございます。

その選定理由につきましては、市内の業者において同等規模以上の実績がないこと、また技術職員の配置等を考慮した場合、単体企業での入札参加は難しいということでの判断でございます。そういうことで、建設工事につきましては、地元企業の有資格者として最上位に格付されております経常建設共同企業体2社、これに県内の有資格者で官公庁同種工事における実績があり、さらに県が行っております経営事項審査の総合評価点上位3社、これを加えた5社ということで入札を実施したということでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） 市長答弁に補足説明させていただきます。

災害時の機能についてのお尋ねでございます。庁舎内には参考資料で平面図添付してございますが、大会議室を利用できることとしてございまして、その大会議室は対策本部、防災拠点としての活用ができる面積でございまして、機能といたしましては、映像設備、それと自家発電設備、コンセント等がこの300平米の部屋でパソコン等が動かせるというような考え方で設計を進めてまいりました。

もう一つ、貯水槽のお尋ねがございましたが、現在地下に受水槽を持ってございます。飲料用としての受水槽でございますが、これには井戸水を給水することも可能でございます。

環境対策についてでございますが、市長がお答えいたしましたとおりに、既存設備を利用することを前提としてございましたが、新たに設備を付加してございます。特に冷暖房の関係でございますが、それぞれ20%から30%程度は新規のものにしてございます。そのものについては、省エネ対策に対応したものとございます。

次に、構造の県との対応についてでございますが、県とは建築基準法上の関係で協議してまいりました。構造については、現行の耐震基準で設計しておりましたので、旧基準から変えると協議が大変混乱するわけですが、現行の基準の一定の割合の中で処理することから、建築基準法上の扱いは受けないこととなっております。

契約については、市長がお答えいたしましたように、建設工事におきまして、各工事が施工できる許可制度が定められてございます。この許可制度でございますが、例えば土木一式工事、建築一式工事ですとか電気設備、水道設備がそれぞれございます。これは、建設業法の許可を受けた者でないと施工することができないというような建設業法の制度がございます。このことから、設備工事においては分離発注をして契約しているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 再質疑させていただきますが、この参考資料を見ると、工事概要というふうに書いていますので、これに基づいて再質疑させていただきます。

災害時の機能はどうなっているかということに

対して、飲料水の貯水槽があると。これ例えばどのくらいの容量になっているのかということですね。例えばこれで10人ぐらいの人が使ったらもうなくなってしまうとかというふうなもので本当に、もしそうであれば、災害時に対応できるものになっているのか、そこのところをお願いしたいし、再度お聞きしたいと。

この自家発電の設備が大会議室に設置される予定だということで、これでコンピューターですか、そういうのがいろいろ動かせるかとあるのですが、当然電気使うのはコンピューターだけではなくて、空調から、トイレからそれぞれ全部いろいろ電気を使うと思うのですが、そういうものにもきちっと対応できるような工事になっているのかどうかです。当然ガスも使うし。災害時プロパンガス持って行って、それでお湯を沸かさなければいけないとか、そういうものになってまた大変ですよ。だからそういうガスが切れた場合きちっと対応できるようになっているのか、そこら辺の防災設備、きちっと総合的に点検して、やっぱり新しくこれからそっちに庁舎をつくるわけだから、それなりの現代求められる、そういう工事内容でしかるべきだと思うのです。だから、そういうふういきちっと防災のほう大丈夫なのかと。水、ガス、電気、トイレ、そういうところがしっかりとしたものになっているのかどうか、ここのところを再度お聞きしたいと思います。

それと、環境に配慮するというのは、既存のやつを使うからなかなか大変だというふうなことでありますが、ところがそれを使いながらも、やはり今現在求められているグリーンな庁舎というのですか、やっぱり環境に優しい、そういうつくりにはしなくてはいけないし、また職員、先ほど市長は天井を抜いているからそれなりに明かりは入るとかと言うけれども、本当に健康に配慮した建物にしなくてはいけないのです。これをまた50年使

うというわけですから。職員が何か本当に倉庫みたいなところに入れられて仕事をするというふうなイメージになってしまったら、やっぱり移ってから大変な建物だということになったらなかなか健康に配慮した建物にはならないというふうになりますから、そのところもどういうふうになっているか。

また、照明にしても、自然に優しい照明というのがいっぱいありますよね。自動点灯とか、環境に配慮したそういう設備、やっぱりきちっと徹底的に追求してほしい。こういう工事になっているかどうか、これ再度お聞きしたい。

あと県のほうとの相談については、建築基準法上緩和されていると言いましたでしょうか。ですから、相談しなくてもいいようなことでありますけれども、やっぱり今の庁舎に求められているもの、構造からして、その基準が低くなっているから、特に県とはいろいろ打ち合わせしなくてもいいのだというふうな設計ではよくないと思うのです。やっぱり基準が低くなったとしても、県のほうときちっと打ち合わせをして、こういう庁舎でいくけれどもどうなのだというふうなことがあったかどうか、再度これ。そしてまた、本当に県から何も指摘されなかったかどうか再度お聞きいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 防災上どうなのかということのお尋ねがあります。現庁舎よりもしっかりとした防災対策はとれると。先ほど担当のほうからもお話をいたしましたように、貯水槽もあります。将来的にその貯水槽、しっかりと維持管理をしていけば災害時に非常に役立つものだし、さらに山林火災、そういうものに対しても貯水槽の利用等考えられます。

トイレ、ガス。役所の中ではガスは湯沸かし室、

当然ガスなんかはありますけれども、例えば災害が起きたときには、この建物の軒下というのが非常に大きな使い道もさまざま出てくる部分があります。そういうところの使い方、これもありますし、トイレもしっかりしたものが増設をされるわけでございますので、ご懸念にも及ばないと。今以上の体制をとれるものと、こういうふうに思います。

さらに、グリーン庁舎というふうなこと、ご提言をお受けいたします。しかし、これはやはり予算がかかるわけで、午前中の議論の中でもかなりその予算の部分、いかがなものかというふうなものがありますので、これはしっかりと将来を見据えた中で、今できる範囲の中でスタートするわけでございます。グリーン庁舎、なるほど横垣議員のご指摘のとおり、自然に優しい庁舎であるというふうな目的がございますけれども、先ほどお話ししましたように、やはりイニシャルコストが非常にかかるわけでございます。太陽光発電、こういうふうなものを入れますと、かなりの金額がかさばってくるということも承知しております。そういうふうな部分で、今控え目に予算をその部分において設定をしたわけでございますので、今後横垣議員がグリーン庁舎を目指しなさいというふうなことでございますので、将来的にその部分は視野に入れた対応をしていかなければいけないと。しかし、予算がかかってくるということで、何か自己矛盾的なご発言だと、こういうふうには認識をいたしました。

その余につきましては、担当のほうからお答えいたします。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） 市長答弁に補足説明させていただきます。

水道については、市長がお答えいたしましたように、非常時には井水の利用が可能だと。受水槽

を持っておりますので、地下井水は幾らでも電気を通せば水は使えるということでございます。

自家発電についてのお尋ねでございましたが、今考えているのは、その対策本部となる部屋と市民課等において災害時には諸証明が求められることがございます。今の設備で可能なのは、その程度でございまして、当初から全館を電気で賄うということは一般的にはインシャルコストが高く、設備投資を最初からそこまでする事例というのは事務所においては見られないのが一般的でございます。

県との建築基準法上の関係でございしますが、先ほど申しましたように、構造にかかわる部分の範囲が建築基準法で定めた以外はかなり割合が低いので、確認を要さないということではございますが、今この設計を請け負った業者と旧アークスプラザを設計した業者2社でもって協議を進めております。ですから、一方的な見方で、1社だけの設計事務所で進めたということではなくて、お互いに相反するものを持ったもので構造設計を確認したということでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） やっぱり二言目にはなるべくお金をかけられないということで、今現在求められている庁舎には全然及ばないような建造物になるということでありますよね。ですから、私が最初から主張しているように、時代おくれの庁舎ということになるわけです。こういう庁舎をつくるには、財政がしっかり豊かになってからきちっとお金を積んで、そしてやらなくてはいけない建物なのです。だから、環境においても全然おぼつかないようなそういう建物になっているし、防災設備でも、まだまだ言えば細かいことがあるので、余り言わないけれども、全然不十分な建物になっ

てしまうのです。

職員の働く環境においても、あの天井窓から入る光で仕事ができるかというふうなことを心配している方も、私も心配です。かなり中途半端だ。だから、こういうやり方、私はやめたほうがいいのかというふうに思って、絶対今言ったように、私がグリーンな庁舎にしろということで、それを受けるといふから、必ずまたお金がかかります。こういうことを指摘して、私はこれに最初から反対を貫いて、こういう工事はやるべきではないということをご提案して終わります。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第91号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 議案第91号に対し、反対討論を行います。

既に議案第86号に対し反対討論を述べておりますので、要旨を述べさせていただきます。

旧アークスプラザの改修工事を始めると、アリ地獄のごとく総事業費はふえるのではないかと

備投資が負担となって倒産した旧アークスプラザと同じ道をむつ市もたどる危険が高まるのであります。

同僚議員の皆様も、もしこの庁舎移転のように市民の税金ではなく、ご自身の費用で家を建てる場合でしたら、破産寸前、生活をぎりぎりまで切り詰めて必死の思いで何とか破産を回避しているような状況の中で、果たして新築の家を建てるでしょうか。

同僚議員の皆様、議会は市長の行政運営を監視する最高の議決機関であります。今こそ監視機能を果たして良識の府としての見識を示し、市民の負託にこたえようではありませんか。もし仮にむつ市がこの庁舎移転により早期健全化団体、財政再建団体になってしまったならば、我々議員は私財をなげうったとしても市民に対する責任をとることができません。市民の生活が我々の肩にかかっているのであります。市民が一体となってもに苦しみ、そしてともに栄えていくのでなければなりません。本議案に反対するようお願いいたします、反対討論といたします。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の討論を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 議案第91号 工事請負契約について反対討論をいたします。

本案は、本庁舎移転改修工事を8億6,100万円で契約するものであります。本案によると、現在庁舎に求められる最新機能、防災拠点として対応する機能、環境に配慮した機能の点では全く不十分な建物であり、窓が少なく、倉庫のようなところで職員を働かせ、健康に配慮した庁舎とはとても言えない建物、いわゆる欠陥だらけの庁舎であります。恐らく全国の笑い物となる庁舎となるであります。

議案第86号と同様の理由で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第91号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者6人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号

○議長（村中徹也） 次は、日程第7 議案第92号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、本庁舎移転改修工事の電気設備工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 第1に、請負代金の支払いはどのようになっているのか。

第2に、前渡し金は、いつ、幾ら支払われるのか。

落札率は幾らか。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） お答えいたします。

支払い額についてでございますが、議案第92号につきましては、平成20年度の前払金は6,610万8,000円でございます。平成21年度が9,916万2,000円でございます。

支払い時期でございますが、先ほど申し上げました契約締結後請求があつてから14日以内にお支払いいたしますということでございます。

落札率、電気設備工事につきましては、94.9%でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 前議員と同様の質疑でしたので、取り下げさせていただきます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第92号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よつて、議案第92号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 議案第92号に対し、反対討論を行います。ポイントだけとさせていただきます。

同僚議員の皆様、議会は市長の行政運営を監視する最高の議決機関であります。今こそ監視機能を果たし、良識の府としての見識を示し、市民の負託にこたえようではありませんか。

本議案に反対するようお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の討論を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 議案第92号 工事請負契約について反対討論をいたします。

本案は、本庁舎移転改修工事の電気設備を1億6,527万円で契約するものであります。

議案第86号、議案第91号と同様の理由で反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第92号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者6人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よつて、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号

○議長（村中徹也） 次は、日程第8 議案第93号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、本庁舎移転改修工事の空気調和設備工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 第1に、請負代金の支払いはどうなっているのか。

第2に、前渡し金は、いつ、幾ら支払われるのか。

第3に、落札率は幾らか。

以上です。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） お答えいたします。

各年度の支払い限度額でございますが、平成20年度、7,950万6,000円でございます。平成21年度が1億1,925万9,000円でございます。

前払い金の7,950万6,000円につきましては、先ほどお答えいたしました請求があった日から14日以内でございます。

落札率は、96.4%でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） この工事概要によりますと、既存の熱源機器、これを再使用するということがあります。既存の熱源機器、これはもう13年以上たっていると思います。ですから、今後50年という形で庁舎を運営するということから考えると、この既存の熱源利用というのは大丈夫なのかどうかという点です。

それと、職員の執務室は、この既存の熱源で冷暖房するわけですが、一人でも残業したら、その運転はするののかどうかということです。何か聞くところによると、切られてストーブを持ち込んで仕事をしなくてはいけないのではないかと、そうであれば大変な最新設備の職場環境だなというふうに思いますので、ちょっとそこを確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事（石田三男） お答えいたします。

熱源についてのお尋ねでございます。既存の熱源機器を利用することを前提とした設計となっております。

おりますが、不足分の冷暖房に関して、20から30%のものが新設のものとなっております。

あと何年もつのかというようなお尋ねでございますが、これはメンテナンス、また運転方法によっても差異があるかと思えます。メーカーで規定した耐用年限というのは定めがございますが、通常はそれ以上かなり延びている。例えば、メーカーサイドとして保証できるのは20年としても、実態としてはどのようなことになっているかという、それ以上はもっている事例がかなりあるかと思えます。これは、いわゆるメンテをどのような方法で対応するのかということの兼ね合いはあるかと思えます。

暖房については、それぞれグループ分けをした方法をとっているわけですが、議員お話しの少人数の場合どのような対応になるのかとお尋ねでございますが、平面図の中で執務室のサイドのほうにミーティングルームを設けてございます。数名の場合には、そのような小さな部屋での執務をほんの少しの暖房でもって行くと。暖房方式がグループ分けしておりますので、そのグループ分けした暖房のエリアの中で小さな部屋で数名の、10名ですとかの場合には、そこでやったほうが燃料費がかさまないだろうというような考え方を持っています。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 大体20年もつだろうという、でもメンテナンス次第ではもう少しもつ。ということは、今もう13年たっていますから、あと10年もてばいいと。ですから、また市長、お金かかるのです、こういうものの、総合的な。我々が指摘しているとおりのことが予想されます。

そして、あと職員の仕事の仕方ですが、残業になったら1つの部屋に移動して残業すると。これはちょっと意外な答弁だなと私は思いました。や

っぱり仕事は、書類があるところでやるからはかどるのであって、その部屋に関連する書類等を持っていくことはなかなか難しいと思うのです。だから、そういう発想ではなく、この暖房設備もきちっとやる必要があるのではないのでしょうか。そういう仕事体系にも合わせたもの、いかがですか、市長。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 現庁舎でも残業の場合、また土曜日、日曜日に執務のために出てきている職員、そういう方々は丸形のストーブで頑張っています。私も土曜日、日曜日出てきますと、まさか市長室のために全館暖房ということはできないわけでございます。職員もそれは十分わかっておりますし、そのときにはだるま型の丸いストーブをそばに置いて執務をしているわけでございます。そういうふうな形。また、共用ミーティングルームというところで仕事をするというふうなことでご理解をいただけるのではないかなと、こう思います。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第93号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第93号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

すので、順次発言を許可します。まず、3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 議案第93号に対し、反対討論を行います。既に議案第86号に対し反対討論を述べておりますので、ポイントだけ述べさせていただきます。

同僚議員の皆様、議会は市長の行政運営を監視する最高の議決機関であります。今こそ監視機能を果たし、良識の府としての見識を示し、市民の負託にこたえようではありませんか。

本議案に反対するようお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の討論を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 議案第93号 工事請負契約について反対討論をいたします。

本案は、本庁舎移転改修工事の空気調和設備を1億9,876万5,000円で契約するものであります。

質疑でも明らかになりましたが、既に空調関係では10年後になれば、また修理をしなければいけない、そういうふうな庁舎であるということ指摘し、議案第86号、議案第91号と同様の理由で反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第93号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者7人）

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号

○議長(村中徹也) 次は、日程第9 議案第94号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、本庁舎移転改修工事の給排水衛生設備工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番新谷泰造議員。

○3番(新谷泰造) 第1に、請負代金の支払いはどのようになっているのか。

第2に、前渡し金は、いつ、幾ら支払われるのか。

第3に、落札率は幾らか。

以上です。

○議長(村中徹也) 総務部理事。

○総務部理事(石田三男) お答えいたします。

平成20年度、5,964万円、平成21年度、1億1,925万9,000円でございます。

前払い金は5,964万円でございますが、支払い時期については請求があった後14日以内でございます。

落札率は、96.8%でございます。

以上でございます。

○議長(村中徹也) これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番(横垣成年) この工事概要によりますと、便所は3カ所増設をすとか、いろいろ書いてありますが、浄化槽の設備というのは、これ何人に対応できる浄化槽になっているのか。

それと、私あその下水道工事の状況をよくわかりませんが、下水道に接続するというのは不可

能なのかどうか。その2点、よろしく願いします。

○議長(村中徹也) 総務部理事。

○総務部理事(石田三男) お答えいたします。

浄化槽は、合併浄化槽でございますが、人槽については、概数でお答えさせていただきます。約1,200人槽でございます。

下水については、この地域はまだ布設されておられません。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) この1,200人が適当なものなのかどうか、ちょっと私も判断つきません。職員が大体460人で、あと1日大体1,000人来るといふうな感じの説明が以前あったのですが、そうすると、来る人全部が皆トイレを使うとは限りませんが、ちょっと少ないかなと、そこのところを再度お聞かせ願いたいし、ここに例えば下水道を接続するとすると、大体何年後ぐらいになるものか。よろしく願いします。

○議長(村中徹也) 総務部理事。

○総務部理事(石田三男) お答えいたします。

人槽についてでございますが、事務所の面積等によって算定する基準がございます。そのもので対応いたしておりますので、ご理解願いたいと思います。下水道については、建設部長がお答えいたします。

○議長(村中徹也) 建設部長。

○建設部長(太田信輝) 下水道についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、この区域はまだ下水道の認可区域に入っておりません。今進めている柳町方面までの整備を急いでおりますので、ここに何年に入るかということについては、まだはっきりしたところは申し上げられませんので、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番（千賀武由） この議案は、議案第91号から議案第94号まで共通内容と私は思うのですけれども、その共通内容ということで1点だけ議長のお許しを得たいと思いますが、よろしいでしょうか。

ということは、このことについては、かねてよりの課題でございまして、庁舎の移転改築工事が着工されますことは、本当にご同慶にたえないところでございます。

そこで1点だけ私議案第91号から議案第94号まで通して聞きたいのですけれども、それは共同企業体の中身についての問題でございまして。ということは、共同企業体であれば共同で工事に当たらなければなりません。実際は1社で、あとはペーパージョイントということであれば大変これは困りますので、名実ともに共同企業体であると理解をしていいのか、そこらあたりをお聞きしたい、そのように思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） これは、先ほどのお尋ねにもお答えいたしましたように、地元業者単体では施工が難しいのではないかと判断に基づいてのいわゆるJVでの発注ということになったわけでございますけれども、そのとおり単体では担えないということでございますので、お互いに協力してやってくれるものと理解しております。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） 理解をいたしました。

それでは、今総務部長が言うように、ペーパージョイントということにならないように共同で作業をして、市民に喜ばれる立派な庁舎に改修してほしいと、そのように切望いたします。

終わります。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第94号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 議案第94号に対し、反対討論を行います。

旧アークスプラザの改修工事を始めると、アリ地獄のごとく総事業費はふえるのではないかと。設備投資が負担となって倒産した旧アークスプラザと同じ道をむつ市もたどる危険が高まるのであります。

同僚議員の皆様、もしこの庁舎移転のように市民の税金ではなく、ご自身の費用で家を建てる場合でしたら、破産寸前、生活をぎりぎりまで切り詰めて必死の思いで何とか破産を回避している状況の中で、果たして新築の家を建てるのでしょうか。

同僚議員の皆様、議会は市長の行政運営を監視する最高の議決機関であります。今こそ監視機能を果たし、良識の府としての見識を示し、市民の負託にこたえようではありませんか。もし仮にむつ市がこの庁舎移転により早期健全化団体、財政再建団体になってしまったならば、我々議員は私

財をなげうったとしても市民に対する責任をとることができません。市民の生活が我々議員の肩にかかっているのです。市民が一体となってもに苦しみ、そしてともに栄えていくのでなければなりません。本議案に反対するようお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の討論を終わります。

発言の訂正

○議長（村中徹也） ここで理事者から発言の訂正の申し出がありますので、これを許可いたします。総務部理事。

○総務部理事（石田三男） 議案第91号から議案第94号までのお答えのところ、前金払いの支払い日を40日以内とお答え申し上げましたが、前金払いについては、14日以内でございますので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） これで発言の訂正を終わります。

○議長（村中徹也） 次に、6番横垣成年議員。
（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 議案第94号 工事請負契約について反対討論をいたします。

本案は、本庁舎移転改修工事の給排水衛生設備を1億4,910万円で契約するものであります。

議案第86号、議案第91号と同様の理由で反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第94号についてご異議がありますので、起立により採決いたしま

す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者6人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号

○議長（村中徹也） 次は、日程第10 議案第95号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市海と森ふれあい体験館の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、17番半田義秋議員。

○17番（半田義秋） この議案第95号は、教育民生常任委員会に付託される案件であります。この建物は旧川内町、今の分庁舎の隣に建設されたものであります。我々がまだ旧川内町の町議会議員のときに建設されたものであります。その当時の議員は、残念ながら私と工藤孝夫議員しかおりません。2人とも教育民生常任委員会に入っておりませんので、この場をかりて私は質疑させていただきます。それで、議長のお許しを得まして、教育民生常任委員会の委員の人は、この海と森ふれあい体験館、通称シェルホールでございますけれども、これについて余りご存じないと思いますので、これからの審議の参考にしていただくために、ちょっと流れを言いまして、それから私の質疑に入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 許可します。

○17番（半田義秋） はい。この場所は、先ほど言いましたむつ市川内庁舎の隣の丸いホールで、通称シェルホールと言われているものであります

が、この建物は庁舎の建設時に、ちょうど建設省と文部省、今の国土交通省と文部科学省の共同事業でありますいきいき・海の子・浜づくりという事業がありまして、ちょうど川内地区の海水浴場、通称まりんぴーちでありますけれども、それに絡めて始めた事業であります。

それで、私は前に、この建設当時に、前川内町長に、またこういうのをつくって管理費が膨らまないのかと、そういうふうな質問をしたところ、これは当初は指導員を雇うけれども、ボランティアでやるから、最初1年ぐらいは経費はかかるけれども、あとはかからないのだという説明がありました。それで私は、それならいいと、今どうせ合併するのに、新むつ市に負担をかければ大変だと、前町長もそのように申しまして、ボランティアですべてをやるのだという話でした。

ところが、私決算書をもらいました、これ指定管理料が832万円ありますね。それで、当初は1年間、これを維持するためにNPOをつくったのです、旧川内町の時代に。それがシェルフォレスト川内と、ちょっと舌をかむような名前ですけれども、こういうNPO法人をつくりました。そしてこの法人役員は、理事長初めほとんど川内の人たちが役員、会員でありました。ところが、合併した途端にこの理事長初め役員が全部かわってほとんど旧むつ市の人になっているわけです。それが1つ私の今の疑問で、それはどのようにしてそうなったのか、それを1つお尋ねいたします。

それから、この事業は、本当は一、二年の様子を見て、収入を得てから、なるべく市のほうに負担をかけないという意味で収入をふやしてから、それから物を売ったり、そうして市の負担を徐々に減らしていくというような考えなのかなと思って、私3年前に反対しないで賛成したのですけれども、この決算書を見ると、全然売り上げが上がっていません。平成18年に収入が全部で866万円

あるのですけれども、そのうち指定管理料は832万円、95%が指定管理料、あとは海と森ふれあい体験館の料金収入が6万3,000円、主催事業で物を売ったり、それが3万5,000円、それからあと事業をやって6万5,000円と、収入のほとんど95%を指定管理料が占めていると。

そして、支出のほうを見ると人件費が660万円、支出の総額が866万円ですけれども、そのうちの人件費が660万円と、80%が人件費。それで、私問題なのはこの事業費なのです。事業費が55万4,000円と10%にも満たない8%ぐらいしか仕事をしていないのです。私は、これがまず問題なのです。それで、徐々にやっぱりこういうものは仕事をして、確かにボランティアかもわからないけれども、仕事をふやして、なるべく収入の部のほうの指定管理料を減らしていくのが本当ではないかなと。それに、驚いたことに、これは会費が入っていないのです。これは定款に会費をもらうことになっているのです。でも会費がのっていないと、収入のほうに。今指定するときに、これは見なかったのですか。まずとりあえずそれをお尋ねします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、3点のお尋ねがございましたので、順次お答えをしたいと思います。

まず、理事が交代した理由というふうなことでございますけれども、これは当初合併した際には、旧川内町の時代に理事になっていた方がそのまま理事長を務めて指定管理の申請をした経緯がございます。その後どういう経緯で理事が交代したかというのは、ちょっと私どもはそこまでは関知しておりません。といいますのは、あくまでも総会でもって理事を決めるということになっておりますので、その総会はあくまでもNPO法人の総会ということですので、全く我々が関知できるような問題ではないというふうなことでございます。

それから、2つ目の事業費の関係でございますけれども、確かに事業費が総体的な支出額の割合の中からすれば低うございます。ただ、あくまでもこの施設はマンパワーの施設でございます、その建物の利用によって収入が上がるという施設ではございません。ほとんど利用料は無料でございますし、貸し切り使用、シェルホールのほうの会場使用料、要は団体貸し付けみたいな形で、全面を使うということになれば使用料はいただくこととなりますけれども、あくまでも個人の利用については無料ということですので、収入は余り望めないという施設でございます。

それから、3つ目のNPO法人の会費ということでございますけれども、確かにNPO法人のほうでは会費を徴収しているようでございます。ただ、これはあくまでも法人としての活動ですので、実質的な我々がやっている指定管理の部分とは異なりますので、それも一応うちのほうでは関知はしていないというふうなことで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） 今の現理事長は元指導員でした。それがいつの間にか理事長になっているのです。しかも館長を兼任しているのです。それで、私この理事、今の役員、二、三当たってみました。そうしたら、今の館長にお願いされて理事を務めていると。それはいいでしょう、何も本人がそれでいいのなら。ただ、総会と言いますけれども、総会の会員のメンバーも全然変わっているのです。ほとんど今はむつ市の自衛隊の人です。これは、当初はここに定款にあるとおり、下北半島のすばらしい自然環境の中で大人、子供、高齢者、障害者のすべての人々が時と所を共有し、学び、遊び交流することを中心とした自然学校及びボランティア体験育成事業、文化、芸術、スポーツの振興及びまちづくりの事業などを行うことによ

て人々の相互理解の向上と幸福の実現に寄与すると、このようにうたっております。それで、ボランティアを育成するのだと、こう書いてあるのだけれども、そういうあれは全然ないのです。

それに、今部長が営利を目的とした事業ではないと言うけれども、定款の中に興業事業とか物品販売及び賃貸事業とか、商標、特許、ビジネスソフトを貸し付け、こういうことをやるということであっているのです。それ何かありますか。事業報告、私の手にないからわからないけれども、そういう事業をやっているのですか。前は、前理事長は、川、山、それをタイアップした事業をやると、そのように言ったのだけれども、今の現理事長、前は指導員、ただの使用人なのですけれども、意見が対立して理事長をやめたと、私はちゃんと聞いてきましたから。だから、海ばかりではなくて、そういうすべての面でやるというのがNPO法人の、この定款の中でうたっているけれども、そのような事業をやっていますか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、事業の内容でございますけれども、若干ご紹介を申し上げますと、野外活動として、海の自然観察指導員育成講座というのを開いております。これは、カヌー、シュノーケリング、それから救急蘇生法等をマスターする教育講座でございます。これは、3日間実施しております、参加人数が17名という実績になっております。

それから、親子自然学校というものを開いております、親子海の自然学校というのを開いております。これには6名が参加しております。それから、幼児向けの親子海の自然学校ということで、これも18名が参加しております。それから、幼児向けの親子海の自然学校の2、先ほどのやつは干潟の生きものというふうな観察会を開催しています。今の自然学校は、いその生き物の観察会とい

うふうなことで、これも11名の参加を得ております。それから、親子釣り教室というものを行っております。これは22名の参加。それから、クラブパンチで海の夢をつくろうというふうなことで、親子自然学校を開催しております。これは、20名の参加を得ております。それから、親子科学教室、こういったものをやっております。

それから、常設では自然体験学校ということでカヌー体験、シュノーケリング等をやっております。これは、3日間開催して9名の参加ということであります。

それから、館内の活動ですけれども、館内はご存じのとおり、常設展示として貝のコレクション、世界の貝を展示してございます。それから、季節展を行っております。春にちなんだもの、これは春の貝、春にちなんだ名を持つ貝の展示というふうなことで春にやっております。それから、「世界のカタツムリ展」、こういうものもやっております。それから、「世界のアワビとカサガイ展」というものも開催しております。企画展示では、「下北の自然海の生きものの進化を知ろう」というものをやっております。

それから、若干ではございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、物品の販売もほんの少し微々たる額なのですけれども、手をかけているというふうな状況にあります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） 私が一番問題なのは、このシェルホール、海と森ふれあい体験館、これは経費はボランティアで運営していくというのでNPO法人をつくったのですけれども、いまだ830万円、このほとんどが1人の人の人件費なわけです。その人をいい、悪いとは私は言いませんけれども、ただ指定管理をするというのは、経費を浮かせてやるのが本当なのですけれども、だんだんふえて

いっているのです、人件費も。その人は、今の理事長がこっちへ来て、指導員で来て、そのままNPO法人の理事長兼館長として報酬をもらっているわけです。それがやっぱり旧川内町でもかなり評判になりまして、これ前と全然話が違うのではないかというような話なので、これは最後のお尋ねですので、教育民生常任委員、うちの会派にも富岡修議員がいますので、皆さんひとつこれから、きょうやるか、あすやるかわからないけれども、常任委員会、私も資料を提供しますので、しっかり審査していただきたいと、そのように思っております。もしそれでだめなら、私また最終日に反対討論を行います。

以上です。

○議長（村中徹也） これで半田義秋議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） まず指定管理料ですが、今までの3年間は2,498万4,000円だった、今回の3年間の指定管理料が2,838万円ということでアップとなっている。この理由はなぜなのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほど前議員の質疑でいろいろな実績のようなのを話しされましたが、やっぱり主な実績は何だったのかということ、そしてまた会計報告もあわせて教えてもらえればと思います。

そして、これからずっと指定管理の議案が続くのですが、何も中身がわからないで我々に審議してくれというのかなり厳しいなというふうに思いますので、当然お金を出している、出していないものもあるけれども、当然指定管理としてお願いしたのだから、きっちり文書で実績報告、会計報告、お金を出していた会計報告、こういうのを出示してもらうのが当たり前でないですか。そこのところもちょっと答弁お願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 私から、ただいまお尋ねのありました会計報告についてお答えいたしたいと思ひます。

指定管理者につきましては、市が出資する公社あるいは法人と異なりまして、業務報告を議会に報告する義務はないわけでございますけれども、もし議会への提示あるいは情報公開制度による公開ということになりまして、団体の会社の機密情報あるいは個人情報、こういうふうなことも含まれておりますので、これらを事前に了解を得た上で一部開示というふうなことになるかと思ひます。ただ、私どもとしては、もう少しこれを進めた形で指定管理者制度をより透明性の高い制度にしていきたいというふうな考え方を持っておりまして、できれば広く市民に、議会だけでなく、広く市民に公開する形に持っていければなというふうなことは考えてございます。

既にやっているところもあるわけでございますけれども、モニタリング制度ということがあります。これは、すべての指定管理施設の管理状況を今ご要望のありました収支状況をひくくめまして市のホームページで公開して、市民の目線で検証あるいはチェックしていくというふうな制度でござひます。こういうふうなことを考えたいと思ひているところでござひます。

ただ、そのためにはきちんと基本方針を定めまして、公開できる情報、そうでない情報をきちんと区分けして、指定管理者にはその旨公募段階から公表しますよということをごきちんと理解していただき、了解していただくというふうなことで、協定書でもその旨約しておくというふうなことが必要になってくようと思ひますので、導入についてはいましばらく猶予が必要になるものと思ひておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 指定管理料が増になった理由ということでお答えを申し上げたいと思ひます。

まず、先ほど横垣議員がおっしゃられました2,498万4,000円、これは平成18年度から平成20年度までの3年間のトータルでござひます。平成21年度から平成23年度までは2,838万円を予定してござひます。これを年額にしますと、平成21年度から平成23年度までは年額946万円ということになります。平成20年度までの指定管理料は年額832万7,700円ということになります。ですから、113万2,300円、13.6%の増ということになります。これは、市が基準額を定めて一応提案してもらつと、応募者から提案してもらつという方法をとつているわけですがけれども、その基準額が給与の面で低く抑えられていたということで、若干の改善をしてござひます。その分が今回の年間113万2,300円、この3年分の増というふうな形になったのでござひます。

それから、実績はどうだったのかということでございますけれども、まず利用人員、これは指定管理者制度が始まる前の実績でござひます。これは、平成17年度の実績では8,005人が利用されておりました。これが平成18年度の実績では1万636人とふえております。それから、平成19年度の実績では1万2,143人と徐々に増加していると。ただ、平成20年度につきましては、まだ経過中ですので、人数は把握できておりません。

それから、収支の状況ですがけれども、平成18年度は収入が866万1,356円、支出が866万1,356円、これは差し引きゼロという形になっております。これは、指定管理者のほうに問いただした結果、実質的にはマイナスになったということで、NPO法人の会計で負担して帳じりをゼロにしたというふうなことで、これは監査からも指摘を受けておりまして、こういう会計処理はやめてください

と、赤字は赤字で出してくださいという指導をしております。

それで、平成19年度の実績ですけれども、収入は842万5,674円と、それから支出のほうは832万8,410円、差し引きで9万7,264円の黒字という結果になってございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 先ほど半田議員あるいはまたただいまの横垣議員のお尋ねでございますが、NPO法人シェルフォレスト川内の理事者の方たちの努力とまいましようか、えてして村、町にこういう科学博物館的な要素というのはいろいろあるわけでございます。ただやはりつくった当初はいい、入場者も非常に多いのでございますが、ただ最近はどこも年を追うごとに入場者がなくなって、何か休館に近いような状況にあるということも聞いております。今教育部長が申しましたように、8,000名から今1万2,000名というふうなことで、やはり入場者が毎年2,000名ぐらいずつ多くなっていること、それからまた平成21年度から指定されますとということでございますが、これ以降もこれを下ることのないような事業を展開していきたいと、こんなふうな希望でございます。

それから、事業の中に理事長さん、あるいは館長さん以下の人たちが努力いたしまして、文部科学省からの事業ということで「自然ふれあい楽校2007」とか、あるいはまた農林水産省の事業で「ふるさと地域力発掘支援モデル事業」というふうなことで、逆に自分たちが研究いたしまして、あるいはまた人間関係の中でそういう人たちが努めまして、こういう文部科学省また農林水産省あたりからも補助事業という形で持ってきております。さらにまた、県教育委員会の補助事業と申しますか、青森体験活動推進会議モデル事業ということで、ここだけではなかなか、市の事業だけでは持

ち得ないことをそのNPOの方たちが努力されまして、今申し上げたような国のところまで乗り込んで事業を持ってきて、子供たちのための科学する力を、心を育てているということでありまして、このNPOの方々の努力も認めていかなければならない、こんなふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） モニタリングについてであります。それと関連して、財政援助団体等監査とかということで、指定管理料を支払っているところの報告がたまに来るのですけれども、これきちんと毎年全部のやつが来るのかなと思っていたら、たまになのです。ですので、こういう形でも、とにかく全部管理料をやっているのがいきなりモニタリングと、そこまで別にいなくても、こういう形で既に来ているものがあるわけですから、これをすべてに広げるというふうな形はすぐにもできるものではないのですか。わざわざモニタリングというと、基本方針を定めて個人情報はどうのこうの、そういうのもやらなくてはいけないというふうなことだと、また次の3年後を待たなくてはいけないのか、すぐにもできるものかわかりませんが、そのところを、これだと今すぐにでもできるものではないかなと。だから、お金を出しているところは毎年こういうのを出してもらおうということでやればいいのか、ではないでしょうか。そこをちょっとお願いします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） その監査資料は、当然監査委員のほうから提出されているということで、指定管理料に伴う監査ということになるかと思うのですが。

私どもが今公開を考えているというのは、さまざまな情報、指定管理の概要はそうでございます

し、さらに自己評価、市の総合評価、運営状況、それから管理状況、収支状況、利用者の苦情、要望等への対応と、こういうふうなものを総合的に公開していくということの中で市民の意見を求めていくというふうな考え方でございまして、その中には公開するということになりますと、会社の財務状況、これを請け負う、受託する会社がきちんとした経営状況にあるのか、担っていいのかというふうなこともありますので、事前に財務状況等を求めていくということもございまして。そういうことでは指定管理に直接かかわらない情報、こういうふうなこともございまして。

それから、自主事業をやるということで、そこにかかわる収支、あるいは交渉事項等も出てこようかと思っております。こういうふうなものをある程度整理いたしませんと、きちっと公開できないということにもなりますでしょうし、また公開情報が少なくとも、今チェックができないということにもなるかと思っておりますので、どうせやるのであれば、きちんとした形をとりたいというふうに考えているということもございまして。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 再度お聞きしたいのですが、モニタリング、そのように今理事者のほうから答弁したやり方でぜひ早く進めてほしいのですが、それは大体めどとしてはどのくらいにやれそうなのかということですか。

それと、まずこういうのを監査報告があるので、これ自体はもうすぐにでもできるのではないのかというふうに思うので、これについてすぐ対処できるかどうか、これの答弁、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 一応いつごろがめどかということですが、これから検討に入ろうという段階でございまして、今すぐめどを示せと

言われても、この場ではお答えいたしかねますので、ご提案の件も踏まえて検討してまいりたいと思います。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。12番山本留義議員。

○12番（山本留義） 25カ所ある指定管理、私ども3年前の指定管理者のときもそういう発言が出たのですけれども、提案理由の中に理由が全然示されていない。そして、最後には細部につきましてご審議ということではうたっているのですけれども、細部も何もなし。3年前のこの指定管理制度のときにも、そういう話が私は出たと思うのです。それで、この3年が経過して、市長、指定管理に踏み切った一番の利点は何だったのか、まずそれをひとつ聞きたいと思っております。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 指定管理をやる理由、これがイコール利点ということになるかと思っておりますけれども、まずは市の負担を少なくすることが1つ挙げられるかと思っております。管理料を削減していくということです。それから、利便性の強化、いわゆる民間のノウハウ、これを導入して、施設がより市民にとって利便性の高い施設になるということ。それから、もう一つは、微々たるものかもしれませんが、民間でできる仕事は民間に移していくということの中で、雇用という言葉を使えるかどうかわかりませんが、雇用機会をふやしていくというふうな3つの大きな観点があるかと思っております。

そういうことの中では、人件費的にはある程度の削減があるということもございまして、また雇用の段階でもある程度それで十分生活していただくだけの給料ということにはなっていないかもしれませんが、ある程度の雇用の場というふうなことは

創出できているのではないかなと思います。また利用時間等、あるいは利用形態の工夫ということの中で、利便性の部分についても指定管理者のいわゆる期間あるいは選定ということを意識しながら努力してくれているものというふうに理解しております。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（山本留義） 例えばそういう観点から3年前に指定管理して、3年たって、また同じように指定管理するということになるのです。そうすれば、その3年間の検証というのは、よかったのか、悪かったのか、提案理由はそういうのが普通は少しでも書くべきだと思うのです。これだったら余りにも冷た過ぎないですか、私どもに。これ一つ一つ経営はどうなったとか聞く議員も恐らくいると思うのですけれども、少なくとも提案理由という形で市長が読んでいるわけです。提案した理由が何も書かれていない。最後に細部はと。市長も前には議員として、その3年前の議事には携わっているわけですから、その辺の思いはきちんと、前の市長と違うわけですから、もうちょっと議員に優しくしていただきたいなと思います。

○議長（村中徹也） これで山本留義議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 指定管理の前の費用はどのようになっていたのか。先ほどまでの答弁ですと、NPO法人の理事者とか職員とか、その報酬は把握しているのか、その辺をよろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） NPO法人の理事等の報酬、指定管理の部分の館長としての業務の部分については把握しておりますけれども、法人としての理事長の収入となると、ちょっと私どもは把握してございません。

（「館長の報酬」の声あり）

○教育部長（佐藤節雄） 館長の報酬なのですけれども、個人のものになりますので、具体的に個々のものについては発言をちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。

（「費用」の声あり）

○議長（村中徹也） 旧町村時代からの委託だから、それを。ちょっとわからないか。

○教育部長（佐藤節雄） 旧町村の分という意味でしょうか。私ども今指定管理になってからの部分については把握してございますけれども、それ以前の部分、旧川内町時代の部分については、資料が手持ちにありませんので、今現在お答えすることができません。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 同僚議員の発言ですと、ほとんどかかっていないみたいな形があったので聞いたのですけれども、その辺は全くわからないのでしょうか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 過去の部分は、多分資料としては残っているかと思います。ただ、現在手持ちにないというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。5番工藤孝夫議員。

○5番（工藤孝夫） 当時私もこの件について質疑した経緯がありますので、お尋ねいたします。

この海と森ふれあい体験館、これは川内庁舎を設計するときには県のほうからこういうのもくっつけたらいいのではないかというアドバイスもあったそうで、いわゆるそういう県のものを引き受けて渋々といいますが、設計に取り入れ建設されたと。この建物は、将来的に重荷になっていかなければいいかと、私どももそういう考え方を持った

し、あるいは当時の理事者の答弁もそうでした。先ほどの半田議員への答弁を聞いておられますと、かなり事業的なものをずっと项目的にやっているようなのだけれども、あそこには海水浴場がずっとあります。当時これもこのNPO法人で海水浴の時期になれば監視しますよと、仕事の内容として、こうなっておったのです。今はその点はきちんと夏になれば監視員としての業務もやっているのですか、どうですか、この点お聞きいたします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） ただいま管理のほうが教育委員会ではなくて建設部のほうになっておりまして、建設部所管の海水浴場という形になってございます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） かわうちまりんぴーちの管理について、建設部が所管しておりますので、お答えいたします。

ただいまのかわうちまりんぴーちにつきましては、川内庁舎の建設課のほうで管理しておりますけれども、施設の維持管理につきましては、賃金で賄ってございます。

それから、海水浴場の監視につきましては、賃金と、それから別にライフセーバーというか、そういう資格を持った方を別に委託いたしております。今NPOの話でございますけれども、NPOでの管理ということではないと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 3年前とはそういう点では随分中身が違っているという認識を得ました。わかりました。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第95号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

会議時間の延長

○議長（村中徹也） この際申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（村中徹也） ここで午後3時40分まで暫時休憩いたします。

午後 3時24分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第96号

○議長（村中徹也） 次は、日程第11 議案第96号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市兔沢スキー場外1施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 指定管理料についてですが、今までは3年間で1億1,973万円、これがこれから高くなりまして、1億5,168万9,000円というふうに引き上げられておりますので、その理由をお聞かせ願いたい。

そして、これは前議案と同様ですが、実績はどうだったか、あと会計報告も説明をお願いしたい。

そして3点目が、ここの団体、理事長が野戸谷

副市長ということになっておりますので、自分で自分を指定しているようなものは前の指定管理を導入するときにも私たちはかなりそこを指摘して、今後それなりに対処するような話があったと記憶しております。やはり自分で自分を指名するような、そういうからくりはなるべく排除したほうがいいのではないかとこのように思いますので、その検討はなされたのかどうか、よろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

指定管理料が増となった理由というふうなことでございますけれども、3年間で3,195万9,000円、年額にしますと1,065万3,000円の増となります。この理由は、暖房用の灯油が非常に高騰しておりまして、あさひな丘プール、これは暖房にいわゆる灯油を使っておりまして、その灯油代が非常に高騰したということで、年間850万円程度の増となります。これまで大体600万円ちょっとの使用であったものが1,500万円程度かかるというふうなことで、非常に大きな増となっております。

そのほかに人件費の積算も若干プラスしたことによって年間1,065万3,000円の増というふうなことでございます。

それから、実績の関係でございます。利用人員ですけれども、これはすべての施設をトータルした数字になります。野球場、庭球場、陸上競技場、あさひな丘プール、それからスキー場というふうなことで、全部をトータルした数字になりますけれども、平成17年度では1万7,405人、これが平成18年度になりますと1万2,005人とがくっと減っております。これは、スキー場が全く営業できなかったということで、1,900人ぐらいの減となっております。

それから、もう一つは、あさひな丘プールですけれども、1万1,318人から8,221人というふうな

大幅な減となっております。これは、ウェルネスパークが開設したちょうどその年でありまして、その影響があってプールの利用者が大幅にダウンしたというふうなことで、平成18年度は1万2,005人、平成19年度は1万7,449人という実績になってございます。

それから、収支のほうですけれども、平成18年度は収入が4,119万50円、支出が3,978万6,024円で、差し引き140万4,026円の黒字でございます。平成19年度は、収入が4,114万4,470円と、支出は4,186万7,221円で、逆に72万2,751円の赤字ということになってございます。

それから、理事長の関係でございますけれども、これは財団法人の設立当初からのいろいろ事情がございまして、市の関係者が一応理事長を務めているというふうなことでございます。当初は、市長が理事長を務めておりましたけれども、これはやはりまずいというふうなことで現在は副市長が理事長を務めているという形になりますけれども、これも理事会のほうで一応財団法人の意思決定をしていただかないとなかなか変更は難しいのかなというふうには思っておりますけれども、できるだけその方向で仕事を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） ちょっと最後のほう、その方向でというのは、私が提案したような方向でという意味で、ちょっとそこを再度確認させていただきたいと思っております。

それと、管理料のアップですが、今灯油がまた下がり始めているのですけれども、今下がった時点での積算ですか、それとももうかなりアップしていたときで積算したのか、そのところも年800万円ですから、かなり大きいと思うので、そのところもお聞かせ願います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 灯油は平均単価を求めています。ですから、一番高いときという意味ではございません。半ば上がった程度の単価というふうな形で見込んでおります。

それから、先ほどの理事長の関係ですけれども、できればこれはあくまでも財団法人の理事会のほうの承認を得るといふふうな形にはなりませんけれども、できればそういう形のほうに持っていきたいという思いはあります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 今灯油代の話をしましたけれども、では灯油代下がって余った場合には、返却してもらえるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 非常に難しい問題なのですけれども、上がったからその分を補てんして、下がったから安くするというようなシステムではございません。ですから、これも一つの先を見通しての話になるのですけれども、どの辺がいいかと、数字的にはよいのかというのは、あくまでもこれは設計の段階で我々が持っている数値で、それに対して指定管理をほかのほうから提案をしようという形になっておりますので、あくまでも基準値としては我々は先を見込んで、おおよその数値で押さえているというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 基準値は具体的にどういう基準値を見ているのですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 各項目ごとに電気料、水

道料、すべて実績等をもとに数量的なもの、それから単価等を見きわめまして、総額を出しているという形になります。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 原油が今3分の1ぐらいになっていきますけれども、今の算定の基準はいつごろの価格で算定したのですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） これは、説明会を8月にやっておりますので、その前の段階という形になります。ですから、上がり始めている段階であるうというふうに思います。ただ、現実には平成20年度の後半の部分は非常に灯油が高騰しております。でもその高騰に伴って今の指定管理者、平成20年度までの指定管理者の指定料を変更するということはありませんので、同じような考え方だといふふうにお考えいただければと思います。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番（千賀武由） 中央公園内のプールのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

ことしの夏のことで、プールに来訪した方より私が言われたことなのですけれども、このプールの中の写真撮影の件でございます。親が記念にということで子供を連れて記念写真を撮りたいとカメラを向けたところ、ひどく怒られたと。そして、写真撮影はだめという張り紙等は入り口にもどこにもないと。そういう指定管理者のほうの手落ちもあることながら、ひどく怒られたということで、かなり怒っております、これはただその係の方、教育振興会の職員の方が怒るだけでなく、市民に納得のいくようにしてほしいと、そういう希望もございました。

子供を撮るにも、これからも写真を撮るのはいけないのか、許されないのか、そのような言葉を

吐く職員等の今後のためにもどのように指導していくのかお伺いしたい、そのように思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 私も大畑のプールは何回か訪ねて見ているわけですが、やはり最近の世相の中では、子供の写真を撮るといことがもう大いに悪用される嫌いがあるというふうな観点で、私は係員がそういう行為に出たのかなという感じをしているわけですが。今ご指摘のとおり、たとえそういうことがありましても、やはりきちっと係員に相談をすとか、声をかけると、いわゆる許可を得てからやるとかというふうな形の手順ができるような形で指導してまいりたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第96号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第97号

○議長（村中徹也） 次は、日程第12 議案第97号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市ウェルネスパークの管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、25番斉藤孝昭議員。

○25番（斉藤孝昭） 議案第97号について、1点だけ質疑させていただきます。

まず、ここはウェルネスパーク、俗に言う克雪

ドームですが、指定管理者が前回まではコナミススポーツと山内土木のJVでありました。しかし、今回提案されているのは山内土木1社ということで、前回と違う指定管理団体になったのですけれども、その指定管理団体を決めるに当たっての審査の経過と、あとは結果の説明、なぜ山内土木1社になったのかお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

今回の候補者を決定した経緯をご説明申し上げます。指定管理者の公募説明会は8月7日に開催しました。このときには、5団体の参加があったわけなのです。最終的に申請した団体は、山内土木株式会社の1社のみでございました。この申請を受けまして、むつ市教育委員会指定管理者選定委員会、これは教育長を委員長とする7名の委員で構成しております。これで選定作業を行いました。この委員会の中でも前回までの山内土木、コナミススポーツの共同企業体から山内土木株式会社1社になった経緯と今後の事業等が計画的に施行できるのかが最大のポイントとなっております。

同社の説明によりますと、これまで施設設備の管理運営を山内土木が行い、ソフト事業の分野をコナミススポーツが行っておりましたが、事故等が生じた場合に双方の責任の所在が不明確であると。そのようなことから山内土木株式会社が1社で指定管理をすることにより、責任の所在を明らかにするというねらいがあったと聞いております。

選定委員会におきましては、施設の維持管理、それから事業計画等の内容を精査しましたがけれども、管理面はもちろん、ソフト事業についても従来どおり実施が可能であるとの判断から指定管理者の候補者として選定したというふうな経緯でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） そこで、ソフト面はコナミススポーツが行っていたということでありましたが、そうすればコナミススポーツの従業員もいたはずですね、コナミススポーツと契約している従業員、当然いましたね。その方々はやめられて新しく補充を山内土木とするのか、したのか、するという計画があるのか、再度お聞きします。

それと、昨年教育民生常任委員会で決算報告の調査をし、1億何千万円かちょっと詳しい金額は忘れましたが、1億数千万のお金の収支がプラス・マイナス・ゼロ円でありました。私たちはそれを指摘したのですけれども、その後その会計報告についてどのような状況だったのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず最初のお尋ねの職員の件でございますけれども、具体的に細部までどういう形の任用形態になるかというふうなことはお聞きしておりません。すべてを現在のまま引き継いで山内土木さんが運営するか、それとも委託みたいな形の形態になるか、それはまだ定かではないようでございます。ただ、実質的には同じ業務を同じ体制で実施したいという思いは全く同じだそうでございます。

それから、収支の関係についてでございますけれども、平成18年、平成19年、ウェルネスパークについての収支はきちっとプラ・マイの部分で報告がなされております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 私が聞いたのは、まずお金の面については1億数千万円の金額が1円の単位までゼロ円で、収入マイナス支出が1億何千万円の1円の単位までゼロ円になったのはおかしいのではないですかという指摘を昨年させてもらいまし

た。理事者側も、それはそのとおりだと、調査しますというふうな話をしたはずです。本当にプラス・マイナス・ゼロ円でいいのであれば、絶対調整したのではないかと思うではないですか、1円の単位までゼロ円だったら。普通あり得ないでしょうという話を昨年したのです。その答えを今しませんでしたので、それをしてください。

もう一つ、人の関係で事業をこれから委託にするのか、ソフト面についてです、するのか、それともこれから山内土木単独でどんなことになっていくかというのをちょっとまだ不透明なところがあるというような発言を今教育部長がしましたけれども、そんなことで委託決定していいのですか。答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、収支の件についてご説明いたします。

多分昨年指摘になった部分については、指定管理の分の収支であろうというふうに思っています。指定管理分がちょうどゼロというふうな調整がなされています。これを自主事業分もあわせて申し上げますと、収入は、これ平成18年度分ですけれども、1億6,102万6,200円、支出が1億5,637万2,542円、差し引きでは465万3,658円の黒字になっていると。そのうちの指定管理者分がゼロという多分発表になっていたと思うのですけれども、それで自主事業分が465万3,658円の黒字という形になってございます。

平成19年度は収入が1億6,985万1,381円、支出が1億4,902万7,428円で、差し引き2,082万3,953円の黒字ということになってございます。

それから、職員の件でございますけれども、一応我々がお聞きしている段階では、21名の体制で維持管理を行う、ことと同じ体制です。平成20年度でも職員は21名を配置して運営しておりましたけれども、来年以降もその体制で運営するという

ふうになっております。

以上です。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、9番白井二郎議員。

○9番（白井二郎） 議案第97号の指定管理者、ウェルネスパークの指定管理者。質疑する前に議長にお願いしたいのですが、きょう指定管理者ということで14議案提案されているわけなのですが、それに入る可能性がありますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

私の聞きたいのは、先ほどの議案第95号、議案第96号のほうは指定管理者の年数が3年でございます。このウェルネスパークにおきましては5年間の指定管理者を設定しているわけでございます。指定管理を受ける14議案のうちの5年が5件、また3年が9件ということでございますので、その辺を踏まえて何とぞよろしくお願いしたいと思います。

ということは、この線引き、5年の線引き、3年の線引きをどのような過程でしたものか。私は、少し理解できないわけでございます。この指定管理者を始める際に全部3年でございました。それが再度指定管理者をする場合に3年と5年で分けた。これがよくわからないわけでございます。選定委員会のほうで決めたものか、またこの指定管理者に説明する際に、あなたのところは5年ですよ、3年ですよということにしたものか。また、指定管理を受ける側のほうから、私のほうは長期に何とかやりたいからということでこのような格好になったのか。その辺のところの算定の仕方といたしますか、また、3年と5年との整合性、本当に意味があって3年と5年に分けたのかをきちつとお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 申し上げます。ウェルネスパークの部分においては教育部長、指定管理の全体

につきましては総務部長からの答弁を認めます。総務部長。

○総務部長（新谷加水） 指定管理期間についてのお尋ねにお答えしたいと存じます。

選定委員会は、市長部局、それから教育委員会それぞれ別々に行っているところでございますけれども、この指定期間についての考え方はどちらも同じでございます。10年が限度というところでございますけれども、その中でどの年数をとるかということについては、その個々の施設についての状況等を勘案しながら決めていくというふうなことでございます。基本的には、担当課の判断が尊重されているということでございます。

これは、必ずしも長ければいいというものではございません。確かに長ければ管理運営計画も立てやすいし、従業員の身分もそれだけ安定するということになるわけでございますけれども、指定管理料はその期間変わりませんので、従業員の給料を上げたくても上げることも難しくなりますし、経済状況の変化に伴うリスクも、これ抱え込むことになるというふうなことが長ければあるということです。したがって、比較的安定した運営が可能なもの、それから利用形態が余り変わらず、中長期的方向づけが望ましいものについては5年、逆に社会情勢に左右されやすく、場合によってはさらなる支援を必要とするようなことが懸念されるようなもの、あるいは将来的な運営方法について検討を要すると思われる施設、こういうふうなものについては3年という短目の期間が設定されているということでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） ウェルネスパークの部分についてご説明をいたします。

指定管理者はウェルネスパークを運営するために21名の職員を配置しております。今年度で3年

の指定管理期間が満了することから、この時点で、例えば指定管理者が変更になりますと、その時点で21名の職員は職を失うというふうなことになるわけでございます。雇用されている職員にとっては、非常に不安定な雇用形態というふうなことになります。

職員の雇用を継続して安定的な事業運営を行うためには、できるだけ長期間の指定が望ましいというふうに考えております。指定管理者が安定的な事業運営を行うということは、裏を返せば市民に対して安定的なサービスを継続して提供できるというふうなことになります。しかし、指定管理期間中の指定管理料は変わらないという原則がございます。したがって、指定管理期間を長期にするということは、指定管理期間中の経済情勢の変化による経費の増等のリスクも同時に抱え込むというふうなことになります。このため安定的な事業運営と財政的リスクの負担をどのように調整するかというふうなのが一番の問題になってくるわけでございます。したがって、ある程度収入の見込める施設であれば、指定管理者の努力によって財政的負担の増には対応できるものと考えておまして、長期の指定は可能であろうと思われまます。

逆に、収入の見込めない施設については、財政的負担のリスクをカバーできる手だてがないというふうなことでございます。短期の指定によってリスクを軽減するほうが望ましいと考えているわけでございます。したがって、安定的な経営とリスクの負担のバランスを考慮して、ウェルネスパークにつきましては指定管理期間を5年とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（白井二郎） ちょっと私は理解できないわけですね。ということは、安定的に市民サービスの

ために雇用の面から考えても長期にやる。十分わかりません。でも私が言いたいのは、この5年の契約が5件だけなのです。そういう観点から考えたら、全部5年間にすべきではないですか。今の答弁で、私はそうとります。やはり指定管理者ということは、前の議員も質疑していたわけなのですが、我々に言った一番のメリットは、安定した民間活用でコストが安く済むからということが前提のもとでこれは始まっているわけです。5年先、10年先がわからないからと云ったら、単年度にしたほうがいいのではないですか、極端に言えば、1年ずつ更新するとか。やはりこれは5年先、10年先も値上げをしないからこそこういうシステムが初めて発揮されるわけです。ですから、このように色分けする指定管理者はちょっとおかしいわけでございます。もう一度きちんとして説明願います。

○議長（村中徹也） 全体像ですか、ウェルネスパークですか。

（「全体で」の声あり）

○議長（村中徹也） 関連として認めます。総務部長。

○総務部長（新谷加水） これは、先ほどご説明したことに尽きるわけでございますけれども、やはり雇用の問題、利用形態の問題、それから経済的リスクの問題、さまざまなことを勘案して3年、5年というふうな期限を決めているということでございます。特にこの3年のものも5年にしたらいいのではないかと云うふうな、一律にすべきということのご意見でございますけれども、中には応募がないという状況の施設も多々ございます。そういうことの中では、この施設のいわゆる経営が非常に不安定だというふうなことがあるわけでございます。そういうことは、当然直営でやっても同じなわけでございますけれども、それを民間に託しているということの中で、これを余り長期間

指定管理料を一定の額の中に抑え込んだ形で負担をかけてしまうことは本意ではないということで、決して民間におんぶされて我々施設管理費を抑え込むと、節減する格好になってしまってもいけないというふうなことで考えているということでございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（白井二郎） 正直言ってまだわかりません。

私の見る目では、この3年の中でも5年でやってもいいところがあるはずで、全部と先ほど申し上げましたが、きちんと精査してもらいたい。十分指定管理選定委員会のほうで、もんで、もんでの結果だと私は十分理解はしております。

また、この選定委員会の際に、私はわかりませんが、この指定を申し込んだほうから5年にしてくれとか、こっちの選定委員会のほうで先ほども冒頭言いましたが、今回は5年にしますよとかというのをしたものが、まずその辺のところははっきりしない。ということは、選定委員会も役所の中の職員がするわけです。要は横の連携をとってないということに私はとられる。教育委員会で片や5年にします、いやこちらは3年にしますとか、総務部長の言っている意味は私は十分理解します。やはり安定した雇用とか、そういう説明があるのであればちょっとおかしいわけです、ばらにするのは。

だから、説明の中で申し込む方がないと、申し込む方がないということ、無理やりお願いしているということになるわけです。こういうところは何も指定管理にする必要は私はないと思うのです。きちんと指定管理者でやっていってほしいところはきちんとすると。そして、期間もきちんとそれに合った期間を我々議員に説明してもらいたい。正直言って、やはりその辺のところを踏まえて何とか今後はこの指定を考えてもらいたいと思います。説明は結構です。同じ説明になると思

いますので。

○議長（村中徹也） これで白井二郎議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 前議案と同様のお尋ねで、やっぱり実績はどうだったか、あとは会計報告もよろしくお願ひいたします。先ほど平成18年、平成19年度の報告がありましたが、それ以外もよろしくお願ひします。

それと、前同僚議員と同じお尋ねですが、5年契約はなぜかということで、説明は受けたのですが、これ本当に一長一短があると思います、5年も3年も。ただ、5年となると、議員の任期は4年ですから、ちょうど間に入れば、議員がチェックをしないまま改選を迎えてしまう、議員の任期が切れてしまう。こういう形の契約でいいものかどうか、そこら辺もやっぱり考えなくてはいけないのではないかなと。議員のチェックが及ばない期間が生じる可能性がある。そういう意味で、長く契約すればするほど、またその契約したところのいろんなふぐあい、そういうものの改善も結局おくれてしまうということになるわけですから、そこら辺も検討したうえでこの5年契約だったのかというのをお知らせいただきたいと思ひます。

また、雇用の安定とかということ、今までの説明でされるのですけれども、この雇用の責任は指定管理に移してもむつ市のほうが責任をとらなくてはいけないということですか。ここを再度確認させていただきます。雇用の安定のためにという表現をするので、市のほうが雇用の責任を負っているのかなというふうなイメージで聞こえたので、そこのところをお答え願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（村中徹也） ウェルネスパークに特化して

いますか、全体像ですか。

- 6番(横垣成年) 5年契約のやつは全体像です。
- 議長(村中徹也) 雇用の部分はウェルネスパークですか。雇用の部分も全体像でいいですか。
- 6番(横垣成年) 雇用の部分も全体像です。
- 議長(村中徹也) 総務部長。

○総務部長(新谷加水) 5年の指定期間、これを議員の任期に合わせて4年ということのほうがよくはないかということもあるわけですが、これは先ほど言いましたように、一応最長10年ということの中で、いきなりそこまでいくというのはまだ時期尚早だろうというふうなことで、最初は3年、次に5年も視野に入れて、今2回目の公募によって選ばれた指定管理者候補が承認を得ようとしているということになるわけです。

ただ、チェックがきかないとかということではないわけですし、これは3年契約あるいは5年契約におきましても、指定管理者からは毎年業務報告を受けています。そういうことで、その業務報告をチェックしながら、修正すべきは修正する、利用形態あるいは利用者からの苦情、要望等の状況についても聴取して、改善すべきは改善するというふうなことは、毎年これはやっています。そういうことで、チェックがきかないということでは決してないわけですが、これをさらに広げようというのが先ほど言ったモニタリング制度というようなことで、職員の見線だけではなくて、市民全体の目線からというふうなことも考えているということです。

雇用責任ですけれども、これはやはり私ども行政という立場からいきますと、地域経済、地域の雇用創出というふうなことは当然根本的に考えていかなければいけない。ましてや発注者責任ということも考えれば、これはできるだけ安定雇用ということを考えていきたいというふうなことでございます。

以上です。

- 議長(村中徹也) 教育長。
- 教育長(牧野正藏) 私から、別な視点からちょっと答えさせていただきたいと思っております。今新谷総務部長からお話しございましたけれども、私どもは一応3施設を抱えているわけですが、最低月に1回は担当者が各施設と面談しております。日常的にも会計ばかりでなくて管理面のトータルで一応指導しているというふうなことでございます。

ただ、この指定管理制度が始まりまして、いよいよ3カ年経過したということで、各市町村、我々体育施設を預かる市町村と今協議をしております。3年とかあるいは5年とかということで、どういうふうなやり方がいいかということは今月中にむつ市で研究会を開くことにしております。といいますのは、議員が指摘されましたが、3年にしても5年にしても、やはり一長一短があるのでございます。完璧だということはありませんので、この辺なども研究する一つの大きな要素かなと思っております。

ただ、私感じておりますことは、先ほど千賀議員から大畑のプールの写真の件がございましたけれども、それ以外は本当にサービスがよかった、非常に丁寧な対応だということで、40市町村の関係者がむつ市のドームに集まりまして、会議を開くことにしております。といいますのは、どこの市町村も指定管理者をやったときに非常に不親切であるとか、サービスが低下したとか、いろんなことが出ているわけですが、今のところ最もむつ市が一番平均して丁寧であるというふうなこと、どうしてかというノウハウを知りたいということの研究する場面を今設けることにしております。

ということで、やはり今ノウハウと申しましたけれども、一朝一夕でこれは立ち上がるものでは

ございませんで、やはり研修、あるいはまた実習ということを繰り返し、繰り返しやって初めてで
き上がることでございます。私どもは3年でも5
年でもいいわけでございますけれども、できるだ
け市民に少しでも温かいサービスができるような
方向での指定管理というものをやっていきたい
と、こんなふうに思っておりますので、よろしく
お願いしたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 私からは、利用実績をお
知らせいたします。

まず、平成18年度のウェルネスパークにおいて
になった方々、利用された総人数でございます。
これは、センターハウス、克雪ドーム、それから
会員の皆さんが利用した部分をトータルした数値
でございます。平成18年度は13万949人。平成19年
度は13万8,412人となっております。

収支については先ほどお答えしておりますの
で、改めて要りますでしょうか。

（「いい、要らない」の声あり）

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） わかりました。それで、日常
的に管理しているというのですが、やっぱりこの
指定管理の大きい問題が議会のチェックが日常的
に行われないうことなのです。行うことができ
ないということ。職員でやっているというので
すけれども、例えば長く契約してくると職員とだ
んだん仲よくなって、まあまあ、そのぐらいはと、
こういうふうになってふぐあいが表面化されなく
なるというのがよくある話です。だから、そう
ならないためにも議会のチェックが必要なのです。
そういう点で長くなればそれが及ばない。せめて
私は3年がやっぱりベストかなというふうに思っ
ておりますが、いかがでしょうか。

あと、収支の問題に入りますが、最初人件費を
計算するとき、全部公務員の給与ベースで算出

していた説明を聞いたのです。例えば館長が部長
クラスだとか、あと補佐は課長クラスの給与ベー
スで人件費を計算しているとか、そういう計算の
仕方は今でも同じなのかどうか。例えばそういう
計算をしていながら、実際は全然それより低い給
料を支払いしているというふうなことがあったと
しても、この更新のときには同じような人件費の
計算の仕方をしているものかどうか、そこを確認
させていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 人件費の積算に当たりま
しては、青森県の平均給与を用いまして、年齢に
応じた格付をして調整をしております。一応基
準額総額で定めまして、いわゆる提案制度をとっ
ておりますので、応募者から出てきた段階で基準
額が1,000万円であれば800万円で行いますよとい
うような応募があります。その段階でチェックを
して選定をするというふうな形になります。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 議会のチェックを日常的
に働かせることができないかということですが
けれども、これは3年であれば3年に1遍しかでき
ないということでございますけれども、そういう
ふうにしないうためにもモニタリング制度とい
うことを導入して、あれも総括的に1年に1遍
ホームページに公開するという形をとっている
わけで、決して日常的にいつもいつもという
わけにはいかないわけですが、できるだけ
そういう格好で議員の皆さんにも
チェックができるような体制を整えて
いきたいというふうに思っております。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を
終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） まず、先ほどソフト面は大丈
夫だという話をされましたけれども、コナミスポ

ーツの雇用契約から山内土木に対して雇用契約が継続されないという前提に立ちながら、どのような判断基準で結局ソフト面は大丈夫だとされたのか、第1点として聞きます。

第2点として、自主事業と指定管理者事業とをどのようにして分けるのか。先ほど自主事業では465万円と2,000万円という2,400万円以上の利益が上がっているのですけれども、今聞いた感じだと、指定管理事業がちょっきりで、それで自主事業が利益が上がるとすれば、非常に単純な考え方とすれば、利益を指定管理者制度が内部利用できないとすれば、内部留保するために結局自主事業に利益を全部かぶせているという粉飾決算している可能性が推測できるのですけれども、その辺の調査はしたのでしょうか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） その収支の問題についてでございますけれども、平成18年度の段階では確かにお互いになっていなかったということもありまして、指定管理分の収支がゼロというふうな形で出てきたのは確かでございますけれども、平成19年度はきちとした形で指定管理分、それから自主事業の分と分かれていますので、その部分のご懸念は大丈夫かというふうに思います。

それから、ソフト事業ですけれども、21名の職員を雇用すると、常時配置するという形で、そしてまたソフトはこれまで実施してきたプログラム90本はそのまま実施するという提案がなされておりますので、すべてのノウハウを引き継いだ形で実施できるものというふうに考えております。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） いや、ソフトと言いますけれども、今人のほうが継続されないということになっているにもかかわらず、先ほど雇うか雇わないかというのはあやふやという答弁しておりますよね。そうしたら、人の面というのが确实だと断定

できないのではないですか。

それから、あと平成19年度の指定管理者のほうの決算はどのようになっているのですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 先ほど申し上げた21人は管理する職員として配置するというふうなことでございます。ただ、だれとだれが21名の中に入っているかというのは、私どもはちょっと承知しておりません。その体制の中ですべてのプログラムは実施できるという提案がなされているというふうなことでございます。

それから、今の指定管理料の平成19年度分の差し引き、これは2,082万3,953円、これを利益が上がっていると申し上げました。そのうち指定管理分で利益が上がっている分が711万6,905円、自主事業の分が1,370万7,048円という報告を受けております。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 今21人が配置される予定になっていると言っているみたいですが、予定になっていて、その裏はきちととっているわけですか、雇用契約継続すると。ソフト面というのは技術的要素、専門性とかそういうのは伴わないのですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 当然ソフト面はそれぞれノウハウを持った方がいわゆる担当することになりますので、我々としては当然そのノウハウを持った人が担当に配置されるというふうに考えております。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第97号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第98号

○議長（村中徹也） 次は、日程第13 議案第98号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ職業能力開発校の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 実績だけお聞かせ願えればと思います。管理料は払っていないので、会計報告はないと思いますので。お願いします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

実績でございますが、平成19年度は木造建築科が4名、それから美容科が16名、合計20名の方が研修を受けてございます。平成18年度は、木造建築科が5名、それから美容科が16名でございました。

ちなみに、平成20年度現在でございますが、木造建築科が5名、建築板金科が1名、美容科が15名となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第98号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第99号

○議長（村中徹也） 次は、日程第14 議案第99号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市脇野沢高齢者福祉施設いこいの里の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） これも実績をお答えしてもらえればと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） むつ市脇野沢高齢者福祉施設いこいの里の実績についてご報告いたします。

当該施設の年間利用者数は、特養、長期入所者366名、ショート利用者245名、デイサービス利用者5,538名となっております。

介護報酬利用者負担等含めまして、2億5,400万円の収入を得ております。このうち修繕等積立金1,500万円をむつ市に納入していただいております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。19番山崎隆一議員。

○19番（山崎隆一） この議案については、教育民生常任委員会に付託をされます。私は総務常任委員でありますので、若干議長の許しを得て、この施設は私が建設しました。そして、前の市長との約束もありました。そういう点で、若干その経緯をお話をして質疑に移りたいと思います。

まず、この施設は、先ほど指定管理が平成18年の4月1日で初めての施設になったわけでありまして、3年間経過しました。そして、再度

また今回平成21年4月1日から新しく5年間の指定管理の公募要綱によりまして、管理の条件等、あるいは利用料等の中身について若干お尋ねをさせていただきたいと思えます。

この施設、先ほど言ったように、我々旧村では到底できないというふうなことで、当時みちのく荘のほうに、ノウハウも県内で1番というようなことで、私が設計の段階から職員も一緒に北海道までいろんな施設を見学させて、自分たちがやりやすいような施設につくってほしいというようなことで実は建設をいたしました。そして、そのとおり今みちのく荘のほうで指定管理をしているわけでありまして、それから合併して、今言ったように平成18年4月に指定管理という一つの制度ができてきて、3年間の経過を経たわけですが、そのとき亡くなりました杉山前市長と私と話をいたしまして、こういう経緯で今までみちのく荘のほうに経営をやってもらっているわけですから、何とかその指定の際にもその辺を考慮のうえお願いしますということで、その経営をしてきたわけです。

そういう中で、来年からの問題点を若干申し上げますと、特別養護老人ホームにおける繰越金の取り扱い等について、平成12年3月10日付でもって厚生省からの通達がありました。その中で資金の運用について若干お尋ね申し上げますのは、今度は要するに経費を差し引いた利益の2分の1に相当する額を、または3,500万円のいずれかの低い額を利用料として徴収するということが今公募の中に織り込んであります。

それと、平成18年から平成20年までの3年間において、修繕等の積立金が、3年間の積み立てなのかどうか分かりませんが、先ほど一千数百万円ということをお聞きされました。その指定の更新の前にその積立金もむつ市のほうに求められるのかどうか、その辺もひとつお答えを願いたい

と、このように思っております。

先ほど3年、5年というようなこともありましたけれども、私はやはり経営上からいっても、利便性あるいは経費の節減、雇用の場として経営者がかわるといことは余りよくない、こういう感じを持っているわけで、長ければ長いほどいいのではないかなと。特に当時は職員の寮も建設する予定でありましたけれども、この制度があって、3年後あるいは、また6年後に経営者がかわるとい職員寮もただ経費がかかるだけということになりかねないということで見送られた経緯もあります。そういう点で、そのことも含めて再度来年の4月から再契約するということが聞かされておりますけれども、いずれにしても3年前と中身が若干、厚生労働省の資金の運用の面と問題があるような気がしてならないわけですから、その辺をひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 山崎議員のお尋ねにお答えいたします。

修繕費の1,500万円については、当該積み立てでございますので、法人のほうから修理したいという旨届け出がっておりますので、その範囲の中で修繕していきたいと考えております。

また、繰入金等の余った部分について厚生労働省の通達というふうなお話でございますけれども、この件については全国の社会福祉法人等に問い合わせして、指定管理のあり方について、その出た分のお金について贈与とはみなさない、そういうふうなことで、指定管理料を払わないでも使用料としていただいているところが全国に何カ所かございますので、お伝えして回答といたしたいと思います。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（山崎隆一） まず内容はわかりました。た

だ、どういう経緯でこうなったのかは別として、当時はいろんな問題等があった場合、双方でもって協議するというようなことで平成18年4月に私もいろいろ話しましたけれども、今回の場合そういう中身について、経営する側と若干の話し合いを持ったのかどうか、その辺をひとつお願い申し上げたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 募集した際の説明会において、その旨伝えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（山崎隆一） この指定管理については、先ほど総務部長から民間のノウハウ、利便性、あるいは経費の節減、雇用の問題等でもって指定管理するというようなことであります。そういう中で市長に、最高責任者に私は聞くのですけれども、やはりこういう経費、ここは黒字になっていますからそうですけれども、せっかく努力をしてもうけたのを、それを半分持っていかれるようであれば、逆に努力しないほうがいいのかなという感じがしてならないわけです。今後その施設、ある程度譲渡できないのかどうか、そういう点で考える余地はないのかどうか、その辺をひとつ最後にお聞かせ願えればと、このように思っています。国の補助金もありますけれども、それを含めて検討するという、譲渡するということはできないのかどうかということでもあります。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この件につきましては、指定管理者として指定する団体のほうと十分協議をした中でこういうふうな形になっていると私は認識しておりますし、また5年で償還分がすべて終わるということをお聞きしておりますので、その段階でさまざまな手法を考えていかなければいけないと。検討するというふうなことになるうか

と思います。

○議長（村中徹也） これで山崎隆一議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第99号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第100号

○議長（村中徹也） 次は、日程第15 議案第100号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市心身障害者ふれあいの家の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 指定管理料が696万円から699万円にアップしているの、なぜでしょうかということと、実績と会計報告をお答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 当該施設の指定管理料は1年間232万円であります。主な内訳は人件費でありまして、176万4,064円であります。そのほかの予算は、維持管理費に伴うものであります。在宅身障者の共同作業、学習及び集会の施設でありまして、小規模作業所希望の家、手話サークル、ろうあ協会の活動に利用されております。平成19年度の実績は、集会所使用数72回の延べ437名、作業室においては244回、延べ1,065名の利用がされております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番(横垣成年) これ管理料のアップが3年間で3万円ですから、1年間でたった1万円なのです。だから、こういう小さいのだったら何とか今までどおりということでできないのかなというふうな金額なので、そのところどういふふうな経過となっているか、お願いします。

○議長(村中徹也) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(吉田市夫) 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

当該指定管理の価格について、事業費、それから法定福利費、いわゆる勤めていきます方の保険代、厚生、労災分、それから水道、光熱費、維持管理費の部分、その利用状況からあわせて当該管理料を充てたものでございます。

○議長(村中徹也) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番(千賀武由) この議案第100号、むつ市心身障害者ふれあいの家を指定管理するもので、むつ市社会福祉協議会を指定するものでございます。指定管理者は市民の利便性を高くすると、そういうことで先ほど総務部長も言われました。

そこで、1点だけお伺いしたいのですが、私の聞くとところによりますと、この施設を使用するある団体が朝から午後3時半ごろまで独占使用していると、そしてほかに貸さないというお話が出てきております。このようなことであれば、使用する平等さにも欠けるとお思いますので、苦情等のないよう改善すべきと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長(村中徹也) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(吉田市夫) 千賀議員のお尋ねの中で独占して使用しているということでございますけれども、日中の使用は小規模作業所希望の家に入所されている方々の使用でいろいろな作業等

をしております。使用させないということではございませんけれども、市民の皆さんに不便をかけるような利用状況を見つけてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長(村中徹也) 11番。

○11番(千賀武由) わかりました。それでは、誤解を招かないようにきちんと調査をしてもらいまして、みんな仲よく平等に、先ほど総務部長の言うように、市民の利便性を高くするように、そしてそのように使用するようご指導願いたいと、そのように思います。

終わります。

○議長(村中徹也) これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第100号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第101号

○議長(村中徹也) 次は、日程第16 議案第101号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市野菜集荷貯蔵施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番(横垣成年) ここの団体には指定管理料、年間61万5,000円から72万2,000円と。これ本当に数万、6万、10万円ぐらいアップ、これの理由をお聞かせ願いたいと思います。

それと、実績とあと会計報告をよろしく願います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、指定管理料アップの要因でございますが、これはこれまでの指定管理料の中にフォークリフトの管理費が計上されてございませんでした。このことは、施設管理する上で必須の要件でございますので、この分をアップさせていただきます。

それから、事業実績でございますが、収入額が78万2,500円に対しまして、支出額が94万9,584円で16万7,084円の赤字となっております。

なお、利用実績の金額以外のほうですが、まず加工用の大根が4万6,350本、それからナガイモが1,235ケース、その他根菜類等が1,486ケースの利用となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） となると、収支で16万8,000円の赤字ですから、これ今回のフォークリフトの分を入れても赤字になると、それで契約するということがよろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 指定管理者のほうの営業努力によりまして、取り扱い数量をさらに増加するという計画になってございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第101号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第102号

○議長（村中徹也） 次は、日程第17 議案第102号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、脇野沢瀬野牧野外9施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、25番斉藤孝昭議員。

○25番（斉藤孝昭） 議案第102号に対して質疑させていただきます。

まず、前の議案でも同僚議員が質疑した内容と同じだと思いますが、ここの指定管理者である脇野沢農業振興公社の理事長が副市長であります。加えて指定管理者選定委員会の委員長も副市長であります。この現状について、不公平だと思っていないのか、お答えを願います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 斉藤議員のお尋ねにお答えをいたしたいと思えます。

選定委員会は、副市長のほか総務部長、企画部長、経済部長、脇野沢庁舎所長、総務課長、企画課長の7名で構成されてございます。それぞれの委員が提出された申請書をもとに協議形式で団体の設置目的やこれまでの実績等から評価を下したというものでございまして、委員長である副市長もまた一人の委員として改めて客観的な評価を下したものでございます。

その評価基準は、役員がだれであるかということではなくて、手続条例第4条に規定しております項目について、団体がその活動内容などから指定管理者としてふさわしいのかどうかという観点で公平に評価されたものでありますので、公平性が保たれているものと考えているところでございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） 市が100%出資している外郭団体、先ほどの議案でもありました大畑教育振興会と脇野沢農業振興公社、ここ2つが今むつ市が100%出資している外郭団体というふうに言われておりますが、特にここの脇野沢農業振興公社は、指定管理のほかに補助金も入っているのです。指定管理をする団体だけだったら今の総務部長の答弁でも少しはわからないわけではありません。しかしながら、補助金もここの団体に入っている、しかも理事長は副市長だということで、どう考えても影響力が強いに決まっているではないですか。どう思いますか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（榎引恒久） 斉藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、脇野沢農業振興公社の出資の関係ですが、これは市が100%ではございませんで、市が52%ぐらいだったと思います。あとそのほか農協さん、それから商工団体等で構成されております。

それから、この法人の設立につきましては、青森県の農業構造政策課が主管課になってございますが、社団法人としての認可を受ける要因になりましたのが、農地の保有合理化事業を行う公益法人であるということで、その公益法人の認可を受けてございます。なお、その農地保有合理化事業を行うに当たっては、県のほうの指導といたしますが、国の指導でございますが、地方自治体の関与を強くするというので、自治体の出資割合を50%以上でなければ認可できないという当時の設立の要件がございましたことをまずお知らせいたしたいと存じます。

それから、補助金の関係でございますが、補助金は公社の会計処理の中で、先ほど申し上げました公益法人ということで、公益事業部分、これが農地を管理する部分でございます。そのほか指定管理等によって施設管理する部分は収益事業とい

うことで、2つの大きな事業で区分されてございます。補助金のほうは、農地管理のための公益事業のみに補助金支出されているもので、指定管理等の収益部門には支出されてございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） そういうことを聞いているのではなくて、余りにも外部の団体に行政がかかり過ぎていないかということを知りたいのです。その一部に副市長が理事長であるということはいかかなものかということです。行政がその五十何%かかわらないとだめだというその国の基準とかというのはよくわかりました。それでいいかもわかりません。ただ、だからといって副市長が管理者である必要はないわけで、私たちはやはり公平公正、余りにも行政のナンバーツーであります副市長がこういう外部の団体の理事長であることが果たしていいものか悪いものか、私はだめだと思います。副市長でなくてもいいと思います。あえて行政から人を出す必要もないと思います。外部から監督するほうがもっと有意義だと思っているので、副市長は理事長をやめるべきだと思いますが、どうですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今ここで理事長野戸谷秀樹の退任を求められたわけでございますけれども、これは財団法人むつ市脇野沢農業振興公社、ここの中で決定をしているところであります。今斉藤議員のご意見、これがございましたので、公社のほうにお伝えをして、その中でどういうふうな処理がされていくのかと。公平性を保っている、そしてより客観的な見方をするべきだというふうなご意見があった旨は公社のほうにお伝えをして措置をしていただくよう検討させていただきたい、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を

終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番(横垣成年) この団体には管理料、3年間で4,495万8,000円、これが今回は4,774万5,000円にアップ、ほとんどアップですけれども、こういうふうアップしているのはなぜかということ、実績と会計報告、よろしくをお願いします。

○議長(村中徹也) 経済部長。

○経済部長(櫛引恒久) 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

議案第102号は、脇野沢瀬野牧場外合計10施設の指定管理でございます。先ほどご説明申し上げましたとおり、収益事業という部門でこの指定管理を受けてございます。平成19年度の事業報告によりますと、収入額1,884万5,406円に対しまして、支出額は2,108万1,853円で、223万6,447円の赤字となっております。

この赤字の要因は、端的に言いまして、利用料収入の減でございます。なお、それにあわせまして、平成19年度は燃料費の高騰、それから肥料の高騰等がございます。

なお、利用実績でございますが、施設をたくさん抱えております。まず、いのししの館のほうですが、入館者数では延べ1万1,288人となっております。それから、瀬野牧野の放牧頭数が延べで1,676頭、滝山牧野が877頭、それから家畜管理施設のほうでは繁殖牛舎2棟ございますが、ここでは延べ6,797頭、それからイノブタの畜舎では延べ利用房数、部屋の数です、1,292房、それからリフレッシュセンター鱈の里でございますが、入館者数が延べ3万5,734人となっております。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) 牧野のほうですが、牛の数で報告があったのですが、利用している方が2人かそのくらいだとかという話があって、利用してい

る方は人間ですね、動物でなくて。人間の方は何人なのでしょう。

○議長(村中徹也) 経済部長。

○経済部長(櫛引恒久) 合計で2戸でございます。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) 2戸ですから、ほとんどこの2人の方に管理料を支払っているようなものなので、こういう点ではちょっと費用対効果というか、ほとんど個人に税金を支出している傾向が強くなってしまっているの、そこら辺の検討というのはどういうふうになっているのか、何も議論なかったのかということ、少しい。やっぱり税金の公平な使い方という意味でどういう考え方なのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長(村中徹也) 経済部長。

○経済部長(櫛引恒久) 当該牧野が設置されたのは、昭和58年か59年からだったと思います。その時点では約10戸程度の農家の利用がございました。その後世界経済情勢の変化から、現在は2戸だけの農家となっております。飼養頭数は、それぞれ繁殖雌牛が約10頭ずつということで、地域とすれば、年齢は多少いってはおりますが、担い手の一人として重要な地位にある方だと位置づけてございます。

なお、牧野のあり方につきましては、むつ地区、それから川内地区、脇野沢地区ということで、3地区にございますが、これからの利活用のあり方は、今後検討が必要だという認識に現在立っておりますので、その検討を踏まえうえて、農家の方々の不利益にならないような形で何とか計画をまとめていきたいというふうを考えてございます。

○議長(村中徹也) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。12番山本留義議員。

○12番（山本留義） 今の件で、私も前からその地区の人から聞いていました。合併して3年ちょっと、そういう意味で、まだ合併したときの思いを続けなければならないのかどうか、私そのとき合併協議会にいたわけではないので、その地域の声というのはちょっと届いていないのですけれども、今経済部長から今後見直すということなので、例えば3施設、牧野にしても牛舎にしてもあるわけです。結局話を聞くと、何か1人はまだ50代、もう一人は70近い人と聞いていまして、そういうときに、畜舎はしょうがないとしても牧野のほうは、例えば旧川内町、旧むつ市のほうに放しても、それはその農家の不利益にはならないと思うのです。そういうことからいきますと、今後検討するということですが、私は逆にそういうところはきちんと地元と話しして見直し、どうしてもかけなければならないのはかけると。そういう方向でいかなければ、私に言わせれば、余りにもこれはひどい管理の仕方だなと思わざるを得ません。

そういう意味で、これを理事長として副市長が出ているわけですが、その辺副市長はどういう考え方を持っているか。首を振っているけれども、4月に私も立派な人で、副市長には賛同したわけですから、どういう考えを持ってそういうことをしているのか、できれば発言いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 牧野のほう、今私もその詳細、答弁、またご質疑の中で伺いいいたしました。横垣議員のローコストオペレーションをするべきではないかというふうなご趣旨のご質疑でございましたし、今山本議員もその部分についてご懸念を持っている、その趣旨のご発言だと、こういうふうには私受けとめました。この部分につきましては、当該理事長と、よくまた公社側と協議をして

しっかりと、ただそれを全くなしにするというふうなことは、現在またそれに携わっている方、牛もおるわけでございます。そういうふうなところをしっかりと見きわめた中で検討をしていきたいと思っております。ご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（山本留義） 私は決してそれをやめると言っているわけではありません。市長がそういう意味で副市長を任命しているわけですから、その辺のことも含めて、市長は本当に前の市長と違って各地域に出向いて生の声を聞いているはずですよ。そういうことからいけば、今のこの件に関しても、私はいささかでも聞いているものかと思ひ質疑しているものであって、やっぱり本当に脇野沢、議案が違いますが、まだまだ金をかけなければ、あの地域全般の人が利用するものもあるわけですから、きちんと地域とそういう話をして、金をかけなければならないものはかける、そういうのはきちんと削っていくというようなことでないと、なかなか財政の運営もいろいろ問題があると思うので、きちんと精査してほしいと思います。

○議長（村中徹也） これで山本留義議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第102号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第103号

○議長（村中徹也） 次は、日程第18 議案第103号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市大畑木材工芸センターの管理を

行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番(横垣成年) この管理料は、3年間で304万8,000円、これからアップして326万4,000円ということで、これもアップした理由をお聞かせ願いたい。

そして、あと実績と会計報告、よろしく願います。

○議長(村中徹也) 経済部長。

○経済部長(櫛引恒久) 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

アップ率は、年に直しますと大体7万円程度でございます。これは、施設自体が非常に古い機械設備でございます、その保守に経費がかさむということで、その部分をアップさせていただきました。ちなみに、平成19年度の事業報告によりますと、収入額が159万8,560円に対しまして、支出額が176万2,425円で、16万3,865円の赤字となっております。

なお、施設の利用実績につきましては、各施設に張りつけされております機械ごとの利用時間でご報告申し上げます

1つは、超仕上げかな盤等でございますが、これが一番多くて2,628時間、次にはユニバーサルサンダー等が203時間、次にコンプレッサーが134時間、次に乾燥機が132時間、次にワイドベルトサンダー等が63時間となっております。

以上でございます。

○議長(村中徹也) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第103号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第103号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第104号

○議長(村中徹也) 次は、日程第19 議案第104号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市水川目地区堆肥センターの管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番(横垣成年) ここは、指定管理料を出していないので、実績をお知らせいただきたいと思えます。

○議長(村中徹也) 経済部長。

○経済部長(櫛引恒久) それでは、平成19年度の利用実績をご報告申し上げます。

まず、牛からの排せつ物搬入量が4,035トンでございます。それから、水分調整剤といたしまして鶏ふんが1,820トン、合わせまして5,855トン搬入してございます。これを機械で攪拌いたしまして堆肥化した数量が3,231トンでございます。

以上でございます。

○議長(村中徹也) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第104号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第105号

○議長（村中徹也） 次は、日程第20 議案第105号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） これも実績報告をよろしくお願ひします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 大畑町水産物鮮度保持施設でございますが、平成18年度からの繰り越しの数量が192トン、それから本年度の製造数量が3,960トン、うち本年度供給いたしました数量が3,896トンでございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第105号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第106号

○議長（村中徹也） 次は、日程第21 議案第106号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市大畑町水産物鮮度保持施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） これも実績報告をよろしくお

願ひします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 議長、先ほどの答弁を訂正させていただきます。

先ほど議案第106号の、ただいま質疑を受けました大畑町水産物鮮度保持施設のほうの報告をしております。申しわけございません。

○議長（村中徹也） 発言を認めます。

○経済部長（櫛引恒久） まず、議案第105号のほうの訂正をさせていただきます。大畑町水産物簡易加工処理施設の報告でございます。施設使用料が主なものになるわけですが、4月から翌3月まで175万1,600円の収入となっております。この加工につきましては、モミジイカ、スミイカ等々の加工を実施してございます。

次に、議案第106号の大畑町水産物鮮度保持施設でございますが、本年度の製造量が3,960トン、本年度供給高が3,896トンでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第106号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第107号

○議長（村中徹也） 次は、日程第22 議案第107号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ来さまい館外2施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） この管理料、ここだけですね、管理料がダウンしております。すばらしいなというふうに指定管理者のほう、思うのですが、3年間で今までが2億1,105万円、これがダウンしまして1億9,200万円ということで、かなり経営努力をし、市にも協力したのかなというふうに思うのですが、この理由をお聞かせ願いたいと思います。

それと、あと実績と会計報告をよろしくお願います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（榎引恒久） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず最初に、平成19年度の収支報告の額をお知らせいたします。収入額が9,450万2,251円に対しまして、支出額は7,987万9,572円で、1,462万2,679円の黒字となっております。これは、利用収入が当初計画より指定管理者の努力によりまして、大幅に伸びたことによるものでございます。

今回新たな指定管理をするに当たりましては、費用、それから収入、再度精査いたしまして、年間6,400万円ということで算定させていただきました。

実績でございますが、平成19年、むつ来さまい館が8万2,567人、むつ下北観光物産館が1万3,777人、むつ市イベント広場が3万7,933人、物産館にございます売店、食堂のほうは3万5,142人となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第107号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第107号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第108号

○議長（村中徹也） 次は、日程第23 議案第108号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市奥葉研修景公園の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。4番目時睦男議員。

○4番（目時睦男） 本議案に何点かお尋ねをさせていただきますと思います。

これまでこの修景公園、指定管理者が大信産業に指定管理をして、今回の中で指定先が大畑町商工会ということであります。そういう中でお尋ねであります。1つには公募の際に応募があったのかどうか。前回の指定管理をしている大信産業さん含めて応募があったのかどうかについて1点目お聞きをしたいと思います。

それと、2つ目が指定管理をする業務というか、管理運営の内容について示していただきたい。それと、その内容に関連する積算額というか、それはいろいろあるかと思いますが、その内容を根拠も含めてお知らせ願えればというふうに思います。

それと、3点目がこの施設が当初旧大畑町が建設した際にレストハウスの利用者の休憩を主にながら、コーヒーとかそういう提供の部分については軽食を主体にという状況であったようであります。しかし、利用者のニーズ等々含めて、現在までの状況の中では、一定の食事も注文によって提供すると、こういうようなことで管理者のほ

うで努力をしてきたようでありまして、当然のこととしてそれは利用者のニーズでもあったと。

こういうふうなことで、そういう点から、今後も指定管理して運用するに当たっても、現在の状況を続けていこうという認識の中でお尋ねするわけでありまして、これまでの厨房が、私も現地を何回か見ております。大変狭くて、例えばラーメンが6つ、7つ注文があった際には、もう準備のため置き切れないと。それだけ狭い。こういうふうな状況で、実態からしますと、厨房の改善が必要であると、これまでの管理者もそのような意向を示しているというようなことで認識をしていますし、私もそう思っています。

それと関連するわけでありまして、利用者にはこここのところ、入湯者に大人であると200円の入湯料をいただいておりますが、ふろまで行く通路が、この厨房が狭いものですから、物を置いているところを通してもらわなければならない。こういうふうなことで、利用者が不便を余儀なくされている状況が実態としてある、こういうふうなこと。

あとは、千賀議員頑張っていて、理事者のほうも頑張っていていただいて足湯を設置していただきました。大変利用者には好評で、利用者も多いというようなことで聞き及んでいます。そういう中で、ただこの足湯が炎天下の際にはまともに日を浴びるといふか、こういうような状況で、利用者の声としては屋根をつけていただければという希望がよく言われるというようなことで聞いております。

関連して、介護施設なりデイサービスといふか、そういう面で、車いすの利用者もこの足湯の利用が結構あるようであります。ただ、残念ながらスロープになっていませんから、階段になっているので、車いすの利用者が難儀をした中で利用している実態にあると。こういうようなことで、施設

のそれらについては理事者のほうもそれぞれ把握しているかと思うのですが、今の部分で施設の改善といふか、そういう点についてどのように考えているのか、以上についてお聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 要望は要望として承っております。

その余の具体的な部分につきましては、担当部長からお答えをさせていただきます。

ただ足湯、私も何度もお邪魔をさせていただいて、非常にお客さんも多く見えております。私自身も少し雨模様のときに、ああ、傘があればいいなと、車から傘をおろして傘を差して足湯を使ったというふうなこともあります。今さまざまなお要望ございました。ご要望については、やるというふうなことではなくて、検討もさせていただきたい、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 市長答弁に補足させていただきます。

まず、お尋ねの1点目の応募があったかという点でございますが、実は応募が期限までにございませんでした。一社もございませんでした。それを受けまして、これまで指定管理者としてやられておりました業者さんとお話し合いをさせていただきました。どういう点で指定管理の継続申請がなかったと。いろいろお話しされましたが、会社のほうの人的都合によりお引き受けできないという回答がございましたので、改めて大畑地区の方面いろいろ探しまして、商工会さんとお話をさせていただいて応募にたどり着いたという状況でございます。

2点目の業務内容でございますが、これは基本的に温泉施設の管理、それからレストハウスの管理、それから周辺の遊歩道、散策路の管理業務で

ございます。

それから、積算根拠でございますが、まず収入をどれくらい見込むかということで、大人を大体1万2,500人、子供を610人程度見込んでございます。

あと賃金、需用費、役務費、委託料、この委託料は温泉の循環装置の点検でございますが、これらにつきましては、平成18年度、平成19年度の実績等を踏まえた形で積算させていただきました。

それから、市長答弁にもありましたが、厨房等の施設の改善についてでございます。これにつきましては、この施設だけではありませんが、指定管理に当たりましては、現状の施設でまず指定管理を受けていただけないかということで公募いたしてございます。そういった観点からは、現状の施設規模での施設運営をやっていただくというのが基本になりますけれども、ただ議員ご指摘のとおり、利用者からの要望、指摘等があった事項につきましては、計画的に整備を進めるようこれから努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 前後するかと思うのですが、まず施設の改善の関係で、対比をするのは余りよくないかもわかりませんが、今の部長の答弁で、現状の施設で指定管理という部分については、考え方としては1つあるでしょう。

私反論したいのは、9月定例会で議決になりました大畑診療所の2階部分の介護施設、これはかえたでしょう。というのは、特に厨房の部分については、もう実態からして速やかに改善をしなければならないのではないかと考えているのです。指定管理を受けている中で、食事の提供の収入の部分については、実質的に指定管理だけでは検査とか電気料とか、いろいろそういう点からすると、もう赤字の状態であるというのが実態なようであ

ります。そのことを裏づける状況の中に従来の指定管理者が、今度は更新を辞退するということにもつながっている実態です。それは、食事の提供の部分について、何とか売り上げを伸ばすことによって全体の運営費の部分について努力をしてきている。それが厨房が狭いことによって、なかなかそのことが十分に果たせないというか、こういうのが実態のようであります。そういう面では、特に今後指定管理を受けてやっていくに当たっては、その辺の改善ということについては、私は緊急の課題でないのかと。あとの利用者のニーズにこたえていく部分については、今後も努力をしていくという方向ですから、そこは財政上の関係も含めてやむを得ないにしても、この厨房の部分については、施設の現在の状況の中でレイアウトを考えながら、私は厨房を今の通路の部分を広げていくと、あそこは1間ぐらいあります。厨房を広くして、そして通路の部分は管理人室のほうに若干曲げると、そういう改善をすることによって補うことができると、こういうふうなことも含めて、今後の緊急な課題としてとらえていただければと思うのですが、理事者の考え方について、再度お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 現在の指定管理者が応募しなかったというところ、これは先ほど担当部長からご説明をいたしました。人的な部分でというふうなことも私は聞いております。そしてまた、その後お会いをいたしましたこともございます。なかなかそういうふうな状況ではないと。人的な部分でというふうなお話を伺いました。

赤字というふうな言葉、この部分はなかなか私の記憶を今たぐっておりますけれども、出ておりませんでした。そういうふうなことで、私どもとしては、応募がなかったものですので、お話を持っていったら、その部分においては人的な部分で

なかなか対応ができないというふうなお話で商工会等々と協議をして、このような形で議案として上程をさせていただいた次第でございます。

厨房の実態というふうなことでございますけれども、私も非常に薬研、あの周辺が好きで、ことも四、五回お邪魔をさせていただきました。その部分において厨房の混雑ぶりというふうなところ、私が行った限りにおいてはなかなか把握ができませんでした。そしてまた、今通路を広げて1間右に持っていかせと、そういうお話がございましたけれども、私のイメージとしては、まだそのところ把握ができておりません。この次にお邪魔をした際には、しっかりとその現場を、実態を見てきたいというふうに思います。

ただ、非常に商店というものは意外とこじんまりとしたところでにぎやかさをあらわしていくことによって、ますますまたお客さんが来るというふうな場面、そういうところがありまして、ただ広いという形の中でお客さんが、例えば10坪のところは5人、10坪のところは20人、30人といいますが、ああ、込んでいるなというふうな感覚でお客さんが多く訪れると、また繁盛してくるというふうな心理的な部分もございますので、その部分もあわせて実態がどうなっているのかというふうなことは私自身が目を通させていただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 今市長は現地を自ら見て、その中で判断をしていくというふうなことでの答弁として受けとめたいと思うのですが、先ほどの市長の答弁と私が把握している分と若干違います。実際的には大変な状況の中で、端的に言うと、赤字を抱えるような状況の中で推移してきたと、こういうことでは撤退したほうがと、こういうふうなことが実態のようであります。そこは、後で

また精査をしていただければと思うのです。

大畑町商工会も指定管理を受けるという状況になったのは、せっかくの施設を指定管理を受けるところがないということは避けたいという大局的な判断の中で受けたということが実態のようであります。そういう中で、運営についても何とか工夫をしてやっていきたいと。私は商工会のほうからも聞いています。この厨房の改善については、何とかやってもらいたいということで、これは現場の理事者のほうも知っているはずで、そういうふうなことで、今市長の答弁の中で、自らも現地を見た中で判断をしていくということですので、そこはそういう形でやってほしいのですが、そういう状況にあるということについて、十分に承知をした中で対処していただきたいということをお願いしておきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 今回の指定管理料は3年間ですが、696万円から727万5,000円というふうアップしておりますので、その理由と、あと実績と会計報告をよろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、アップの理由でございますが、これはこれまで計上してございませんでした除雪機の燃料費を計上したことによるものでございます。

実績は、先ほど目時議員のお尋ねにもお答えいたしました。温泉の利用者数が大人が1万2,500人、子供で610人、これが実績でございます。

それから、収支でございますが、収入額532万8,329円に對しまして、支出額は538万8,094円で、5万9,765円の赤字となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を

終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。21番中村正志議員。

○21番(中村正志) 指定管理の案件が議案第95号から議案第108号までで14件あったわけですが、最後の案件ということで関連して全体の指定管理のことで少しお尋ねさせていただきたいと思ます。

今の議案第108号では一社も応募がないということでございましたが、この議案第95号から議案第108号までで応募が複数あったのは何件あって、どの施設だったのでしょうか、そのあたりをお教えください。

○議長(村中徹也) 総務部長。

○総務部長(新谷加水) お待たせしました。11議案のうち8が非公募、それからいこいの里、これが2社応募がございました。結果として、今の薬研修景施設及び来さまい館、これが公募であったわけですが、応募者がなく非公募になったということでございます。

以上です。

○議長(村中徹也) 21番。

○21番(中村正志) 今の答弁の非公募というのは、最初から公募しないで継続でお話をしたというのが非公募ということでいいのでしょうか。

○議長(村中徹也) 総務部長。

○総務部長(新谷加水) 初めから非公募というふうな格好のものが6つ、それから公募をして応募者がいなかったものが2議案。

○議長(村中徹也) 21番。

○21番(中村正志) 今のお話を聞いていますと、結構指定管理が始まったころは、先ほどお話があったみたいに、新たなビジネスチャンスという話をされていたのですが、市長、これでいくと余り施設管理というのは魅力がないように映っているのでありましょか、それとも継続の団体が多い

ということを考えますと、ノウハウの面で継続の団体にはかなわないからほかの団体から手が挙がらないというふうに見ればいいのでしょうか、それともほかの理由があるとお思いでしょうか、そのあたり聞かせてください。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 魅力がないのか、継続の形なのかというふうなことは、私指定管理のほうは選定もしておりません。その部分では、その団体のお気持ちというのを理解することがなかなか難しいところがありますけれども、新しいビジネスチャンスというふうなとらえ方、これは当初ございました。しかしながら、さまざまな部分で3年経過し、そしてその中でノウハウが蓄積され、そしてまた経験、雇用というふうな形の中で、非常にやはり費用対効果の部分でも経費の圧縮、そういうものも行政側としては実績としてとらえることができるようになってきたという中で、本来全国的な形でこれを公募していけば、まだまだこれはふえてくる可能性はあろうかと思ます。しかしながら、やはり私の気持ちとしては、むつ市の施設の管理でございます。基本的にむつ市の企業、または団体、そういう方々に指定管理をしていただくというふうな思いを私は常に持っているということでご理解をいただければなと思ます。

○議長(村中徹也) これで中村正志議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第108号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第108号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

ここで午後6時5分まで暫時休憩いたします。

午後 5時54分 休憩

午後 6時05分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第109号

○議長（村中徹也） 次は、日程第24 議案第109号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。23番浅利竹二郎議員。

○23番（浅利竹二郎） 議案第109号 市道路線の認定についてお尋ねいたします。

私道を市の道路に認定してもらうためには、まず市への寄附があるわけですが、市が寄附を受ける要件、いろいろ条件があると思うのですが、その条件をお尋ねします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 浅利議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、新たに市道認定する際の要件といたしましては、国道、県道、市道と道路の一端が接していることが絶対要件となっております。このほかに原則として幅員が6メートル以上あり、舗装や側溝が整備されており、この側溝の流末が民地を経由していないということなどが挙げられます。私道の場合は、市道認定するための寄附要件といたしましては、ただいま述べました要件以外に道路用地の境界が確定されていること、さらには抵当権等土地に他の権利が設定されていないことなどが要件となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 今建設部長が言われましたいろいろな要件に至らない私道を、要するに寄附を受けてもらえない私道路を整備するための何か方策はないでしょうか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） ただいま述べましたように、私道の場合は多くの道路がこの要件を満たしておりません。このような私道を整備する手法といたしまして、市では私道整備補助金という制度を設けておりますので、この制度を利用し、地域の方々に整備をしていただくようお願いしておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 建設部には大変お世話になっております。それで、民生安定といいますが、市民にとっては道路の整備が一番大事だというふうに認識しておりますので、これからはぜひ道路整備等については意を用いてもらいたいと要望しておきます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第109号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第109号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第110号

○議長（村中徹也） 次は、日程第25 議案第110号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番（千賀武由） 監査委員の選任について、否

定するものではございませんが、お聞きしたいと思えます。

まず、菊池氏を再任しなかった理由と小川氏を適任と判断した理由を、もし回答を得られるものならお願いしたい、そのように思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 2つのご質疑だと思います。

まず、再任をしなかった理由というふうなお尋ねでございますけれども、ご本人からのお申し出がありました。

また、2点目のお尋ねでございますけれども、これまでの経験、識見、これを私検討させていただき、上程をさせていただいた次第でございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） ただいまの市長のお答えで適任であることは承知はいたしました。

そこで、私もちょっと不勉強なわけなのですが、地方自治法では人口何万人以上の市にあっては、この選任前5年間常勤の職員でなかった者でなければならぬと規定があるようですが、むつ市としては小川氏がこの規定に抵触しないと判断してよろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今ご勇退をなされます代表監査委員も職員であったというふうなことで、その後選任をしたわけでございますので、抵触しないというふうな認識を持っております。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） 理解しました。ありがとうございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第110号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第110号は、会議規則第38条第2項の規

定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第110号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第110号は、これに同意することに決定いたしました。

議案第111号

○議長（村中徹也） 次は、日程第26 議案第111号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。2番澤藤一雄議員。

○2番（澤藤一雄） この件は、次の議案と同様、教育委員の任命についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員の数が町村では3人以上、市では6人以上と弾力化され、教育委員に現に子供を教育している保護者を選任することが義務化されましたが、これらは今回考慮されたのか、また今後どのような対応をされる方針なのかをお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今澤藤議員のお尋ねの中に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と、平成19年6月に公布されました。そして、ことしの4月1日から施行ということになりました。その中には、教育委員への保護

者の選任の義務化ということが明記されております。この部分におきましては、現在の教育委員の中にお二人この部分に該当する委員がありますので、この部分においては問題がないというふうなことになります。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番（千賀武由） 議案第111号の教育委員の選任ですけれども、これも私は否定するものではございませんが、今後のために市長からお考えを1つ聞きたい、そのように思いますので、お願いしたいと思います。

教育委員会は、学校教育ばかりでなく、青少年教育、そして婦人教育など社会教育もこれは任務でございます。教育委員には、職業のバランスですか、そういうことも考える必要がないかと思いますが、今後若者の意見を反映させるためにも、青年を任命するという一案もあるかと思いますが、今後のために市長のお考えをお聞かせ願いたい、そのように思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまこの議案第111号と次の議案の中で教育委員のご同意をお願いすべく上程をさせていただきました。青少年、そして婦人の立場というふうなことでございますけれども、今ご同意をお願いしているお二方、非常に識見の高い、経験豊富な方でございます。この部分において、皆様方にご同意をお願いしているわけでございますけれども、今後青年を提案するべきではないのかと、するのかというふうなご趣旨のお尋ねだと思いますけれども、今私にとりまして、このお二方をご同意いただくということで、今後さまざまな場面で、現在の教育委員の方も任期がまだございます。その場面において、さまざま多

方面にわたり検討をしていかなければいけないと。しかしながら、先ほど澤藤議員にお答えをいたしましたように、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律がことしの4月1日から施行されました。この部分においては、先ほど答弁の中でお話をしましたように、現在の教育委員のお二人の方がお子さんをお持ちになっているというふうな部分でクリアもできております。そういうふうなところを非常に総合的な見方の中で青年をと。青年というのは何歳ぐらいなのか、ちょっと私今この部分ではあれですけれども、当然今後やはり保護者の立場としての委員、今現在お二方いるわけでございます。その部分ではクリアされております。しかしながら、青年というのが小学校のお父さん、お母さんがそうなのか、中学校の子弟を持つお父さん、お母さんがそうなのか、高校生でもそうなのか。その青年の部分の区切り方がちょっとわかりませんが、幅広く人材を求めて、例えば次の任期の段階でさまざまな方向を考えていく必要があると、こういうふうにあります。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） ありがとうございます。青年と、そう市長に言われると、私も20歳か30歳か、ちょっと答えに困るのですけれども、青年は青年です。青年を任命するのではなく、青年というのもひとつ頭に置いて、今後の教育委員選任のときには市長も考えてほしいと、そのようにお願いをして終わります。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第111号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

ます議案第111号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第111号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第111号は、これに同意することに決定いたしました。

議案第112号

○議長(村中徹也) 次は、日程第27 議案第112号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。4番目時睦男議員。

○4番(目時睦男) この議案、先ほどの議案第111号と関連するわけではありますが、交代をという議案であります。先ほどの法律改正によつての理由なのか、それともまた別な理由があつての交代の人事案件なのか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 議案第112号でご同意をお願いしております教育委員の件でございますけれども、私はやはりより多くの方々のご意見を聞きたいという形の中で、私からお願いをしてご了解を得て上程させていただいたというふうなことでございます。

○議長(村中徹也) これで目時睦男議員の質疑を

終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第112号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となつております議案第112号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第112号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第112号は、これに同意することに決定いたしました。

議案第113号

○議長(村中徹也) 次は、日程第28 議案第113号 平成20年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、23番浅利竹二郎議員。

○23番(浅利竹二郎) まず、議案第113号の平成20年度の一般会計補正予算の歳出3款民生費、福祉灯油購入費助成事業費、14ページですけれども、この件についてお伺いします。

昨年に引き続き、社会的弱者に優しい施策といえますか、大変歓迎するものでありますけれども、

昨年とことしの支給対象者の比較をちょっとお願いいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 浅利議員のお尋ねにお答えいたします。

支給対象者家庭数の昨年度との比較についてお答えいたします。支給対象者数につきましては、昨年度予算要求時点では住民基本台帳及び障害者台帳、ひとり親台帳から積算いたしましたが、これには課税世帯や実際に他の家族等が同居していたなどの対象外の世帯が含まれておりましたので、実際の対象者は交付実績を充てることとしております。その実数は、昨年度で総計2,790世帯で、その内訳は高齢者世帯1,918、障害者世帯440、ひとり親世帯432となっており、1,395万円が実績となっております。今年度は、昨年データをもとに死亡、転出等の移動、新たに対象となった高齢者等を加味し、総計で3,008世帯を算出いたしましたが、介護福祉課で把握できない移動があることから、これに10%の余裕を持たせ、520世帯増の対象世帯を3,310世帯とし、1,655万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

本当に困っている人たちに対する福祉灯油ということなのですが、昨今話題になっております定額給付金、これは新聞紙上によりますと、むつ市については所得制限を設けないというような報道がされております。ところが、実際にもらって感謝する人と、もらってパチンコに消える人とかいろいろあると思うのですが、一時1,700万円とかの報道もありました。そこを所得制限して、これをむつ市は例えば1,300万円とか、その浮いたお金で本当に困っている人たちの所得制限を緩和するとか、今いろんな制限があります

けれども、または助成費をアップするとか、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまの福祉灯油購入費助成事業費と、私は今政府のほうで考えております定額給付金とは別個の性格のものであると、このように認識しておりますので、福祉灯油は福祉灯油として、その基準に合った方々に交付をさせていただきたいと。

そしてまた、定額給付金については、まだ国の方針がしっかりと示されておりません。その部分で先般報道されたのは、あるインタビューに答えての形でありますので、まだ流動的な部分がありますけれども、一応基本線としては所得制限はしたくないというふうなことをお話しさせていただいております。

今後政府の動向をしっかりと見きわめた中で対応していきたいと。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） この補正予算の12ページ、ちょっと私庁舎暖房と通告してしまったのですが、庁舎の電気料が657万5,000円ふえているということと同じページの広報紙発行費で626万4,000円ふえているので、広報紙がこういうふういきなりふえるというのは、ちょっと余り理解できないので、この増加した要因、原因をよろしく願います。

そして、17ページであります、上のほうにじん芥処理費でごみ収集運搬事業費がマイナス2,830万2,000円ということで、かなり額が大きいので、これはどういうわけかなということです。

そして、この補正予算の後ろのほうには職員の人数だとか給料だとか、そういうのが資料として

添付されてあるのですが、ここは正職員だけの人数かなというふうに思います。今結構臨時職員もかなりの数ありますから、やっぱり臨時職員もきちっと人数を書いたほうがいいのではないかなと思いますので、今後そういうふうな形で臨時職員も掲載できないかどうかということをよくお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 1点のことだけお答えをさせていただきます。その余につきましては、担当のほうからお答えをさせます。

広報費の増、金額的な部分だとかは担当にゆだねるところでありますけれども、広報費、市政だよりのページ数が非常にふえております。その部分において、表紙と裏面、カラーでございますけれども、中の例えばお料理の部分をカラーにしてくれだとか、それはまだ実行しておりませんが、市長への手紙だとか、そしてそれに対する回答だとか、そういうふうなところ、広報広聴機能を高めたいということで、より多くの情報を早くお伝えしたいということで、市政だよりのページ数がふえてきているというふうなところでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 12ページの需用費、庁舎電気料等の増額ということでございますが、これは4庁舎及び新庁舎に決まりました旧アークスプラザ、これにかかる電気料及び光熱水費、燃油費ということでございまして、燃料単価、暖房代等については、燃料単価の急騰に伴うものでございます。電気料については、当初実績5%減ということで努力を求められていたものが若干できなかったと、料金がかさんでいるというふうなこと、それから旧アークスプラザの撤去作業等に伴う電気料、これは基本料金、これが6カ月ほど、1カ月20万円ぐらいかかっているわけですがけれども、

こういうふうなものが新たにかかったということ等々でこのようになっていくということでございます。ただ、燃料代については、これは10月末での見込みで、今重油については92円、灯油については95円で積算していたものが今60円代にまで下がっていますので、その分このまま推移すれば若干執行残が出る可能性はあるということです。

それから、広報費の増については、今市長が申し上げたとおりでございますが、当初予算費、129ページ増ということでございますけれども、これもやはり当初にある程度抑えているということがございます。前年比でいきますと34ページ増というふうなことでございます。今後こういうページがふえているという状況をかんがみまして、ホームページとの役割分担等、そういうふうなところについて今検討して、1月5日にはホームページのリニューアルを立ち上げることにしているところでございます。

それから、22ページの給与費ですが、これに臨時職員の賃金も掲載すべきでないかということですが、これにつきましては、予算に関する説明書の様式というのが地方自治法の施行規則第15条の2で定められておりまして、給与明細書ということでこのような形になっているということで、臨時職員に支払われるのはあくまでも賃金で、給与費ではないということで、ここには入れられないということでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 横垣議員の第2点目の17ページ、ごみ収集運搬事業費の減額についてお答えいたします。

平成20年度一般廃棄物の収集運搬事業委託費の執行残について減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 臨時職員の人数についてですが、給与費明細書ということであるから掲載できないということですから、何か別の形で資料添付というふうなものは可能なかどうか、そこも再度確認させていただきます。こういう補正予算でなくても、例えば別の何かの議案が出たときの添付資料という形でできないものかということですが。

次にごみ収集、これ執行残、簡単にお答えになったのですが、やはりちょっと金額が大きいものですから、これ例えば職員が努力してこういうふうな形で残すようになったのか、それとも最初の予算の計上の仕方がちょっと過大だったのかというふうなところ、再度詳しく教えてもらえればなと。それとも、そもそもごみが減ったのかとか、そういうところを教えてもらえればなと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 臨時職員の賃金についての記載ということでございますけれども、臨時職員はそれこそ急対応というふうなことで、1年間通して雇用している人もいますけれども、そうでない人が多いというふうなことで、一般的な臨時職員としては140人ぐらいで、そのうち一般的に事務補助として雇用しているのが40人ぐらいです。そういうことで、この変動が多いという状況で、これに掲載していくのは若干難しいということがございますし、それから決算で明示できるのではないかなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 先ほどもお答えいたしましたけれども、執行残でございます、ごみの量が少なくなったとか、職員の関係はございません。これは、議員各位ご存じのとおり、むつ地区、大畑地区は入札でございます。入札の執行残が出ています。設計額に比べまして、入札をやりますと

どうしても執行残が大きくなるのでございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。19番山崎隆一議員。

○19番（山崎隆一） 18ページの商工費の脇野沢地区の観光施設の改修事業費について、これどこをどう工事をやるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 山崎議員のお尋ねにお答えいたします。

脇野沢地区観光施設等改修事業につきましては、脇野沢温泉及び夢の平成号の改修を計画しておりました。脇野沢温泉につきましては、当初計画では揚湯管、浴槽等の改修について予算化をいたしました、5月20日にボイラーに亀裂が生じ、急遽取りかえ工事を行う必要があったことから浴槽等の改修費に不足が生じております。

また、夢の平成号の船体塗装につきましても、資材価格の高騰から、当初計画した予算額では不足となったことから、他の施設の工事入札等により減額になったものと調整して不足分を補正するものでございます。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（山崎隆一） 話によりますと、温泉が相当壊れて、とてもではないが、その事業費ではやれないというような話になっているわけで、その辺の把握と、今後どういうふうな対応をするのか、その辺をわかっていましたらお答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当初予定しておりました工事に着手しようとしたしました。そうしましたら、その壁をはがしましたら大変な腐食の状況で、単にタイルを張るだけの工事ではなかなか終わらな

いと、もう中の材料が腐ってしまっているという状況で、非常に多額の改修費が今現在で想定をされており。まだその部分、詳しくは積算をしておりません。話によりますと、全面改築というふうなことも非常に心配されているところであります。その部分においては、計画的に進めていかなければいけないと。しかし、その部分で利用客の調査、それからまたこれまでのその施設の果たしてきた貢献度、そういうふうなものもしっかりと見きわめた中で計画的に進めていかなければいけないと、このように考えているところであります。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（山崎隆一） そうすれば、1カ月で修理が可能だということで、12月いっぱいには休業ということで住民に広報等でお知らせしているわけですが、現時点では、もう今年度中、要するに3月いっぱい、あるいはこれは予算がどのくらいかかるのか、今市長は積算しなければわからないということで、新築になるのかどうなのかということになると、恐らくは今考えられるのは、もう3月まではちょっと不可能なのではないかなという感じをしているわけであり。その辺の住民に対してのお知らせとありますが、その辺についてどういふふうに知らせるのか、考えをひとつお願い申し上げたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 山崎議員のお尋ねにお答えいたします。

施設の改善につきましては、先ほど市長が申し述べたとおりでございまして、土台がもうない、間柱もない、外壁でやっと体勢を整えているといったような状況が発見されました。このまま浴槽に人を入れる、建物の中に人を入れるというのは倒壊の危険性もあるということで、ただちに入館ストップという手はずをいたしました。

その前に脇野沢地区においては、広報紙によりまして、工事による休館を広報してございましたが、現段階では議員ご指摘のとおり、3月での開館も無理であろうというふうに考えてございませぬ。そういった意味で、脇野沢庁舎のほうでは早々に第2次のお知らせのチラシを配布する予定となっておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

なお、再開の時期につきましては、今後多方面から検討を加えて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） これで山崎隆一議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。9番白井二郎議員。

○9番（白井二郎） 1点お尋ねをいたします。

19ページでございます。第2項小学校費の中の管理費で、今回第一田名部小学校、第二田名部小学校、大平小学校の耐震の補正予算が計上されております。生徒の、子供の安全安心のためには大変結構に必要なものだと思っております。ただ、1点聞きたいのは、この金額が私はわかりません。適正であったとは思いますが、こういう耐震をやる場合は、当然資格のある業者さんが、会社と言ったらいいのでしょうか、それが行うと思っておりますが、この際どのような形で金額を決定しているのか。例えば入札とか、いろいろやり方があると思っておりますが、その辺のところをひとつ。

また、何社の業者というか、会社のほうにお話をし、こういう学校をこのような形で耐震してもらいたいということを言ったのか、その2点をお願いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、耐震診断ですけれども、これは県の機関で審査を受けて、いわゆる耐震度を調査いたします。最終的には、設計ができた段階で、これもま

た県の審査を受けて設計をパスしなければ改修工事にはかかれないというシステムになっております。金額につきましては、その設計の額を予想いたしまして、一応概数で挙げてございます。最終的に設計がまとまれば、その額というふうな形になるうかと思えます。

それから、耐震診断の業務につきましては、それぞれ入札等を実施して業者を決めておりますけれども、この耐震診断後の今の改修の部分については、耐震診断をやった際に、その業者がすべてのノウハウを把握しておりますので、診断の業務についてはほぼ随意契約で診断をした業者が改修工事のほうの設計を行うというような形になります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（白井二郎） 説明ですと、県の機関のほうということなのですが、ということは民間企業でないということで理解していいのでしょうか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 審査委員会というのを県のほうで設けておまして、その中で審査されるということです。一般の方が審査委員になっているようです。専門の業者さんが審査委員のメンバーになっていて県がやっているというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（白井二郎） ちょっと私の理解度がいまいちなのか、説明があれなのか、まず耐震審査をやるわけですね、このための予算措置ということではないのですか、その辺のところ。間違っていたらごめんなさい。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 耐震診断は実施しております。今の予算は、耐震診断が終わって、補修をしなければいけないというふうに出ましたもの

ですから、これはその実施、改修に向けての設計をするという契約でございます。

○議長（村中徹也） これで白井二郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第113号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第113号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第113号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

議案第114号

○議長（村中徹也） 次は、日程第29 議案第114号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第114号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第114号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

教育民生常任委員会に付託いたします。

この後決算議案に入りますが、ここで議会選出の監査委員であります馬場重利議員は理事者の監査委員の席に着席となります。

暫時休憩いたします。

午後 6時50分 休憩

午後 6時51分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第115号～議案第123号

○議長（村中徹也） 次は、日程第30 議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程第38 議案第123号 平成19年度むつ市用地造成事業会計決算までの9件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、議案第115号から議案第123号までの平成19年度むつ市各会計決算に対する監査委員の意見を求めます。馬場重利監査委員。

（馬場重利監査委員登壇）

○監査委員（馬場重利） 平成19年度むつ市一般会計等歳入歳出決算及び各種基金の運用状況について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されたむつ市一般会計、むつ市国民健康保険特別会計、むつ市老人保健特別会計、むつ市下水道事業特別会計、むつ市公共用地取得事業特別会計、むつ市介護保険特別会計、むつ市魚市場事業特別会計、むつ市簡易水道事業特別会計及びむつ市用地造成事業会計に係る歳入歳出決算書、附属書類並びに各種基金の運用状況を示す書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、財産の管理等についても適正であると認めました。

審査の意見といたしましては、むつ市一般会計、むつ市国民健康保険特別会計及びむつ市用地造成事業会計の3会計が赤字決算となっており、まことに厳しい状況と言わざるを得ません。また、多額の収入未済額もあり、その徴収事務のあり方、さらに老朽化した施設の見直し等、各会計とも解決すべき課題は大きいものと判断いたしました。詳細は、既にお手元に配布の平成19年度むつ市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のとおりでありますので、審査の参考にさせていただきたくお願いを申し上げまして、決算審査の報告といたします。

○議長（村中徹也） これで監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案9件のうち議案第115号に対して質疑の通告がありますので、発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対して質疑いたします。

この決算によると、累積赤字が21億数百万円ということで、市長も長年議員をやってきて、いろいろこういう経過もわかるかと思いますが、今改めて市長になってお聞きしたいのは、やはりなぜこういう赤字を生むような状況になったかというのをお答え願いたいというふうに思います。

そして、そういう反省のうえに立って、こういうことにならないためにはどういう財政運営上気をつけなければいけないというふうに市長の立場になって考えているかどうか、このところをまずお聞きしたいというふうに思います。

そして次に添付資料、赤字解消計画が添付資料となっているのですが、これ見ると、とにかく平成23年度には赤字を解消するということになっておりますが、何か無理やり何としても解消しよう

という、その1点だけに集約されているかなというふうな気がするものですから、結局赤字解消が優先されるためにいろんな市民サービス、そういったものも犠牲にされてしまうような不安を持つものですから、そういうことはないものかどうか。

また、ずっと見ると人件費が平成19年度が53億5,200万円、でも平成23年度、たった4年で12億円くらい人件費が減っているわけですから、すごい職員の減です。だから、こういう急激な減らし方をして、市民サービスに本当に影響がないのかわからない。また、これから新たにむつ市が創造的な市政をやっていくために、このくらい職員を減らして、先ほど臨時職員が140人くらいいると言いましたが、本当に頭脳を働かせてこれから組み立てなければいけない、そういうものが犠牲になりはしないかどうか、そこら辺、この解消計画からは何かちょっと不安があるものですから、市長の考え方を、基本的な考え方をお聞かせ願いたいなと。

あとこの赤字解消計画の中の主な事業内容というのを見ますと、まずこの漁村再生交付金事業というのがちょっと中身わからないので、どういうものかというのを説明願いたい。あとそれ以外見ますと、自治体としてやらなければいけない事業で全部埋まっているのです、どういう市長がなってもやらなければいけない市営住宅の建設事業、小学校の建設事業、大畑消防署、学校耐震改修事業は、本当にもう必ずやらなくてはならないと私は思いました。ですから、合併特例債を使って、この旧町村の調和を図るというふうな事業はどこにあるのか。また、これからむつ市が創造を働かせて前向きにやっていくという事業がさっぱり見当たらないのです。そういう意味で市長ももう1年以上たったわけですから、そういう構想ぐらいは当然持ち始めているのではないかなというふうに思いますので、そこのお考えをお聞かせ願いた

いと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私の議員での経験から、そしてこの立場になってから、この21億円の累積赤字、主な原因は何なのかと、どう思うのかというふうなことでございます。これは、むつ市として下北半島の中核都市として果たさなければならぬ役割、これがやはり非常に大きな部分で財政負担、これは医療の問題、そしてまた施設の問題、そういうふうな部分で、旧むつ市を取り巻くさまざまな部分での機能、役割、これを果たすために施設を充実させなければいけないというふうな思いでこれまで取り組んできた結果の一つが赤字の要因であると、私はこのように認識しております。ほかのまちを視察なんかに行きますと、非常に施設の部分でも劣っているところがあります。むつ市はその意味からして、まだまだ少しではありますけれども、元気がまだあるうちだと、私はこういうふうな認識をしております。それは、やはりひとえにこの施設を充実させてきたというふうなこと、その施設には多大な金額を要していると。そういうふうな部分で、今の時代だけ、今の世帯の人たちだけの享受であってはいけないし、後世代の方々もその施設を使い世代間の均衡ということもやはり必要であると、こういうふうな私は認識をしているところであります。

むつ市は、下北半島の中核都市であります。その意味で、果たす役割を果たさなければいけないというふうな強い意思の中でこれまで行政、また先代、そしてまた先人たちが取り組んできた結果なのではないかなと、このように思うところであります。

今後財政運営上気をつけなければいけないというふうなところのお尋ねでございますけれども、やはり入るところはしっかりとちょうだいをしなければいけないし、出るところはしっかりと抑え

ていかなければいけない。その出るところは冗費、そういうふうな部分はしっかりと削っていかねばいけない。そういう思いでこれから財政運営に気をつけていかなければいけないと感じているところでもあります。

さまざまな部分で無駄な経費、そういうところは削減をし、そしてまたその中でメリハリをつけた行政運営をしていく、そういう難しさも、就任させていただいて1年以上たちましたけれども、そういうふうなところで非常に苦労をしているところでもあります。その形で今後しっかりと財政運営を、入るところはしっかり、そして出るところはしっかり締めていくというふうなところ、ただしそれは市民サービスの後退のないようにという大きな原則のもとで行財財政運営をしていかなければいけない、このように考えているところでもあります。

赤字解消計画、職員の人件費の部分がございました。この部分は、昨年度は40人ちょっと超えましたでしょうか、今年度も四十数人という形の中で退職をなさる方々、団塊世代の方々が大量退職していきます。その中で、退職者一部不補充という形で40名を超える退職者の中で、10名ちょっとの採用というふうな部分、30人程度の職員の減が今後まだ数年間続くわけでございます。その中でも行政サービスを低下させないようにするために、やはりその部分で臨時職員の手もかりなければいけない、そして労力もかりなければいけない、そしてまた現有勢力のスキルアップにも努めていかなければいけない。そういうふうに非常に今難しい時代に入ってきているのではないかなと、こういうふうな思いをいたしております。

そしてまた、入る部分では遊休資産の早期売却とか、具体的には内部管理経費の節減、一部退職者の不補充、そういうふうなところで、出るところをしっかりと抑え、無駄な部分はしっかりと抑

えていかなければいけないと、入るところもしっかりと、先ほど監査委員のご意見の中にございました。そういうふうなところも税収の部分で公平感に基づいてしっかりとちょうだいをしていかなければいけない部分もやっていかなければいけない。ちょっとしたことでございますけれども、インターネットを通じてのネット公売、そういうふうなところまで取り組んで、幾らかでも税率のアップ、税収額のアップに努めていくのも、これもまた私どもの大きな仕事であると、このように思っているところでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

事業内容につきましては、これは赤字解消計画の中に新庁舎、この部分におきましては、議員、議会のご理解をいただいて、もう間もなく工事が始まり、そして来年度には新しい庁舎の中で職務ができるというふうなことになりました。今後平成21年度、先ほど小学校の耐震の問題がございました。子供たちの命を守らなければいけない、これは喫緊の課題でございます。その部分でしっかりと耐震工事を進めなければいけない。しかしながら、この耐震調査、これも既に終わっております。そして、その調査を受けて設計というふうな形、そして工事と、これも着実にやっていかなければいけない。

また、むつ市教育プランという中で、小中一貫教育というふうな部分、それを見据えた形の中で事業を進めていかなければならない。しかしながら、ある年度に極端にその起債の部分がふえていくと、将来非常にその部分で負担も出てくる。やはりそのバランスもしっかりと見きわめた中で事業を計画的に進めていかなければいけない、こういうふうな思いで、計画性を持った形の中で行政を進め、また建設、建築、そういうふうなものについても計画性をより高めた中で優先順位を決め、そして進めていきたいと、このように思うと

ころであります。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 漁村再生交付金事業についてご説明申し上げます。

この事業は、関根浜地区で実施されている事業でございます。端的に言いますと、漁港の整備でございます。護岸の整備、それから船揚場の整備、浚渫等がございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 今市長はこれからの事業は計画性を持ってやると。私本当にこれすごく大事だというふうに思うのです。今まで21億円赤字がふえたと、21億円になっていると。これは、やっぱり今までの箱物の無計画性というのかなり影響あったのではないかなと思うのですが、このところ、市長どう思われますか。

結局いきなりその事業が提案されて議会で可決されてしまうと。そういう事業が多々あったというのこの累積赤字をつくった大きな原因ではないかなと。先ほど確かに中核都市としてやらなければいけない、それこそむつ総合病院の建設とか、それはありましたけれども、それ以外結構無計画的な、こういう箱物がこの累積赤字をつくった原因ではなかったかなというふうに思うのですが、そのところをどのように考えるか、よろしくお願ひしたい。

それで、この赤字解消計画には、これから来る交付金、電源立地地域対策交付金のソフト事業への充当ということで、平成20年度が22億5,000万円、これ平成21年、22年、23年と4年間も22億5,000万円という、こういう膨大なお金が電源立地地域対策交付金でむつ市に来る。こういう前提でようやくむつ市の財政が成り立っているということですね。

市民からよく言われるのですが、原発だとか中間貯蔵施設を受け入れても何もいいことがない、

こういう声を私も耳にしております。1回はむつ市は電気料金還元ということでやったことありますが、それ以外市民にとっては何にもメリットを感じていないという現実、これどのように思いますか。これの計画によると、ほとんど赤字を埋めるためにこの毎年来る22億5,000万円、これが使われているように思うのですけれども。だから、市民にとってはどこに消えているのかわからないという、この22億5,000万円。ここのところ市長としての市民に向けた施策というの必要ではないかなと思うのですが、この点もお聞かせ願ひたいと思います。

それと、職員が毎年40人ぐらいですか減って、一部不補充ということで、どんどん、どんどん減らされていって、最近東北地方で毎日新聞でしたか、データをとったのです、職員の過労の状況はどうかと。今どこの自治体も減らされています。例えば本来500人必要なところを300人まで減らして、あと臨時だとかそういうのでやって、職員の負担というか、仕事量が膨大になっているというので調査をしたら、岩手県が一番精神的なので休職しているという比率が4.4%、これは何が基本かちょっとわかりませんが、かなり高い比率であったと。青森県もそれなりに高い比率、そういう調査データがあったのですけれども、かなり職員に負荷がかかっている。これからまた人件費53億円が41億円だから、12億円分もの正職員が減るわけだから、かなりまた負担かかっていくかなというふうに思いますので、そのところもしっかり市長としては手当てしなければいけないと思うのですが、そこら辺のお考えをお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 3点ほどのお尋ねだったと思います。

まず1点目の無計画の箱物行政ではなかったの

かというふうなお尋ねでございますけれども、やはりかつては交付金、縛りがございました。それは、もう横垣議員もご承知のとおりだと思います。なかなか縛りがあって、ハードの部分、これをやはりそちらに向けなさいというふうな、それがむつ市議会でも、私が議員になりたてのころでありました、これをやはりソフトの部分にも充当すべきであると、また一般財源化するべきであろうと、こういうふうなさまざまな要望が各地から電源立地のその市町村から要望があって、その部分でソフト事業にという形に変えたわけでございます。その部分では、交付金の使い方、使い勝手が悪かったということは私は否定はできないと、このように思います。

しかしながら、これは先ほどお話をしましたように、むつ市の中核都市としての性格づけ、その部分でこの箱物という言い方もなさいましたけれども、必要な施設であることには私は変わりはないと、無駄なものではないと。必要な施設の中でこれから大いにそういう施設を使うために指定管理を用いたり、さまざまな部分でPRをして、今ある施設を大いに有効活用していくのもまたこれからのあり方ではないのかなと、このように思うところであります。

交付金、22億円前後もらって、市民に何もよいことはないというふうなご発言でございました。これは、私ははっきりと申し上げます。22億円がなかりせば、むつ市は再生団体になるわけでございます。その部分でしっかりと運用をして、その部分を振り分けて市民サービスを維持するためにこの交付金を有効に活用しているというふうなことでご理解をいただきたいと、このように思います。

職員の減、これは非常に、きょうも、もう7時を過ぎました。こちらに控えている職員も過労の状態だと思います。これは、私の答弁のつたなさ、

そういうふうな部分もあるかと思っておりますけれども、職員はいつもリフレッシュをして、そして仕事に精励していただくよう私も励まし、そして今努めているところであります。人数は減っております。しかしながら、その部分でモチベーションを高めるために私は常々職員を督励し、激励をしゃっているところであります。その部分で、140名程度の臨時職員、そのような方々のローテーションの中で職員を補い、また職員を手伝う、そういうふうな形の中で、よりローコストオペレーションをしていくのもまた行政のあり方でないのかなと、こんな思いをしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さまざまな部分で新年度に向けて、職員の体制等も今私のプランの中にございます。そういうふうなことで、皆様方のご期待に沿うような行財政運営をしていきたいというふうに今改めてお話をさせていただいたところであります。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに決算議案に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

これで平成19年度むつ市各会計決算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第115号から議案第123号までの平成19年度むつ市各会計決算については、正副議長及び議会選出の監査委員を除く議員24名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第115号から議案第123号までの平成19年度むつ市各会計決算については、正副議長及び議会選出の監査委員を除く議員24名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長(村中徹也) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月9日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、12月10日及び11日は決算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、明12月9日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、12月10日及び11日は決算審査特別委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、12月12日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 7時18分 散会

